

千葉市国土強靱化地域計画 改定案

令和 年 月

千 葉 市

目 次

基本計画編

ページ

第1章 総論	1
1 計画の策定趣旨	1
2 本市の地域特性	2
3 計画の位置づけ	3
4 計画の構成と計画期間	4
5 地域防災計画との違い	4
6 策定プロセス	5
7 地域を強靱化する上での目標	6
第2章 リスクシナリオ等の設定と脆弱性の分析・評価	7
1 リスクシナリオ及び強靱化施策分野の設定	7
2 脆弱性の分析・評価	9
第3章 リスクシナリオへの対応方策	10
1 直接死を最大限防ぐ	10
2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境 を確実に確保する	18
3 必要不可欠な行政機能は確保する	22
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	23
5 経済活動を機能不全に陥らせない	25
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとと もに、早期に復旧させる	28
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	32
8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	36
第4章 対応方策の重点化と計画の進捗管理	39
1 対応方策の重点化	39
2 計画の進捗管理	40
[別記：脆弱性の分析・評価の結果]	41
1 直接死を最大限防ぐ	41
2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境 を確実に確保する	48
3 必要不可欠な行政機能は確保する	54
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	55
5 経済活動を機能不全に陥らせない	56
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとと もに、早期に復旧させる	60
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	64
8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	68

第1章	リスクシナリオごとの事業	72
1	直接死を最大限防ぐ	72
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	101
3	必要不可欠な行政機能は確保する	113
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	114
5	経済活動を機能不全に陥らせない	116
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	122
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	128
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	133
第2章	施策分野ごとの事業	138
1	住宅・まちづくり・交通	138
2	保健・医療・福祉	146
3	緑地・水辺・環境	148
4	産業・農林	149
5	文化・教育・交流	150
6	市民参加・コミュニケーション	151
7	行政機能（危機管理・消防）	152
8	国、県、民間事業者等との連携	154
9	老朽化対策	155
	[用語解説]	156

基本計画編

第1章 総論

1 計画の策定趣旨

本市では、平成23年3月に発生した東日本大震災において、湾岸の埋立地を中心として液状化等による大きな被害を受けた。また、令和元年房総半島台風においては、千葉市で観測史上最大となる最大瞬間風速57.5m/sを記録し、千葉県内各地で倒木による停電が長期間発生するなど大きな被害が発生した。さらに、令和元年10月25日の大雨の影響で土砂災害が発生し、本市では初めて自然災害による3名の人命が奪われたほか、村田川上流域等で大規模な浸水被害があった。

文部科学省地震調査研究推進本部地震調査委員会によると、南関東地域で今後30年間にマグニチュード7クラスの地震が発生する確率は70パーセントと推計されており、本市では、平成29年3月に地震被害想定調査報告書を取りまとめ、首都直下地震が発生した場合、最大で震度6強の揺れにより、甚大な人的、物的被害が起こることを想定している。

さらに、近年の地球温暖化に伴う気候変動による台風の大型化、集中豪雨や突風被害の多発など、多岐にわたる災害に向けた防災・減災対策が急務となっている。

一方、国においては、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下、「国土強靱化基本法」という。）が公布、施行され、平成26年6月に同法に基づく「国土強靱化基本計画」が閣議決定された。その後、相次いで発生した災害から得られた教訓や社会経済情勢の変化等を踏まえて、平成30年12月には新たな「国土強靱化基本計画」が閣議決定された。これらの法・計画では、市町村は国土の強靱化を推進する責務を有しており、その責務を達成するための計画として、国土強靱化地域計画を策定することが求められている。

これらの状況を踏まえ、本市においても、事前に防災及び減災に係る施策を進め、大規模自然災害は発生しても機能不全に陥らない、迅速な復旧・復興が可能な都市をめざし、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な地域・経済社会の構築に向けた「地域強靱化」を推進するため、「千葉市国土強靱化地域計画」を平成30年3月に策定した。本計画に基づく取組は概ね進捗してきた一方、近年の災害の頻発化・激甚化を踏まえると、地域の強靱化は引き続き喫緊の課題となっている。そこで、近年の災害発生や国土強靱化基本計画、千葉県国土強靱化地域計画のほか千葉市基本計画等の関連計画の動向、これまでの取組の進捗状況などを踏まえた見直しを実施することにより、本市の強靱化をより一層推進するものとする。

2 本市の地域特性

(1) 自然特性

ア 位置・面積

本市は、千葉県ほぼ中央に位置し、東京都心から約 40km、成田国際空港や東京湾アクアラインの接岸点の木更津まで約 30km にある。

また、面積は、271.76 km²（うち公有水面埋立 3.88 km²）であり、千葉県面積の約 20 分の 1 を占める。

なお、海岸線延長は約 21km である。

イ 地形

本市の地形は、市域の 5 分の 4 を占める下総台地、台地と東京湾との間に形成された幅の狭い低地及び海面の大規模な埋め立て等による人工地形に大別できる。

下総台地は、千葉県北部一帯を占め、標高 20～100m の比較的平坦な地形を形成している。

ウ 気象

気象は、東京湾に面した海洋性の気象であり、関東平野中心部の気象区に属し、年間平均気温 17.1℃（令和 3 年）で、1 年を通じおおむね温暖な気候となっている。

また、降水量は年間約 1,834.5mm（令和 3 年）と全国平均を下回っているが、年間降水量は増加傾向にある。

(2) 社会・経済特性

ア 人口

住民基本台帳によると令和 3 年 12 月末の人口は 976,328 人で、世帯数は 474,619 世帯であり、近年の人口の伸びは緩やかに推移している。

近年の人口増加率は徐々に小さくなっており、総人口は 2020 年代前半をピークに減少へ転じることが予想されている。

また、高齢者（65 歳以上）の人口が増加を続け、2040 年（令和 22 年）には 3 人に 1 人が高齢者という超高齢社会が到来する見通しである。

イ 交通

(ア) 道路

基幹道路網は、東京・成田・東金・内房の各方面を結ぶ東関東自動車道水戸線、東関東自動車道館山線、京葉道路及び千葉東金道路から構成され、市域内には、12 箇所のインターチェンジが設置されている。

さらに、広域道路として千葉都心部を中心に国道 14 号、16 号、51 号、126 号及び 357 号並びに千葉鎌ヶ谷松戸線、千葉茂原線、生実本納線（千葉外房有料道路）等の主要地方道が放射状に伸び周辺市町村と連絡している。

(イ) 鉄道

鉄道網は、東京湾臨海部の住宅、商業及び工業地域の大動脈となるJR総武線、内房線及び京葉線、それとほぼ平行する京成電鉄線からなる南北軸と、市中心部から内陸部に向かうJR外房線及び総武本線、そして千葉都市モノレールの放射軸とで構成される。

ウ 産業経済

千葉県は、東京湾岸の埋立地に世界最大規模の京葉臨海コンビナートを擁しており、本市でも、製造業は、京葉臨海工業地帯として形成された千葉港周辺部のほか、内陸部にも鉄鋼、食料品、一般機械等が集積している。

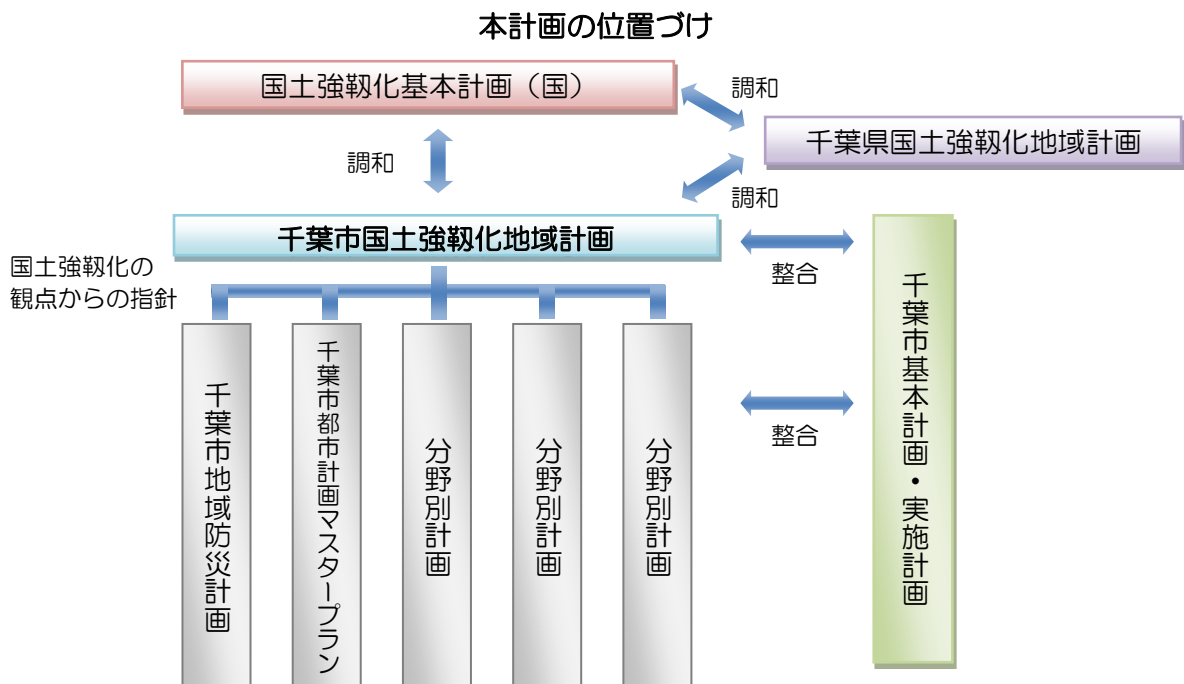
また、商業及びサービス業は、都心部を中心に高い集積があり、生活関連サービスでは周辺地域への供給拠点となっているなど県都としての中心性を持っている。

さらに、農業は、首都圏の大消費地に隣接した立地条件を生かし、市民に新鮮で安全な食料を安定的に供給するほか、農林地は防災・環境保全等多面的かつ公益的機能を有し、経済価値も高い。

3 計画の位置づけ

本計画は、国土強靱化の観点から市の様々な分野の計画・取組の指針となる「アンブレラ計画」としての性格を有している。

国土強靱化基本計画や千葉県国土強靱化地域計画と調和を図りつつ、千葉市基本計画・実施計画で示されている取組や将来像と整合を図りながら、市のあらゆる行政計画の指針として、分野横断的・網羅的に取組を整理するための計画として位置づける。



4 計画の構成と計画期間

本計画は、「基本計画編」及び「アクションプラン編」の2編で構成するものとし、主な内容は次のとおりとする。

また、アクションプラン編の計画期間は千葉市基本計画の実施計画と整合を図るため、令和5年度から令和7年度の3年間とし、実施計画に合わせて見直すこととする。

基本計画編	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の基本的な考え方 ・脆弱性の分析・評価とリスクシナリオへの対応方策 ・対応方策の重点化 等
アクションプラン編	<ul style="list-style-type: none"> ・計画事業と数値目標 等

5 地域防災計画との違い

地域防災計画では、地震や風水害など個別の災害やリスクごとに計画を策定するが、国土強靱化地域計画は、様々な自然災害やあらゆるリスクを見据えた計画であり、どんな事が起ころうとも最悪な事態に陥る事が避けられる「強靱」な地域社会、地域経済づくりに向け、本市の持続的な発展を推進するものである。

また、地域防災計画では、発災前・発災時・発災後のそれぞれにおいて実施すべき取組を対象とするが、国土強靱化地域計画では、長期的な幅広い視野のもと、発災前（平常時）から実施すべき取組を整理・具現化する。

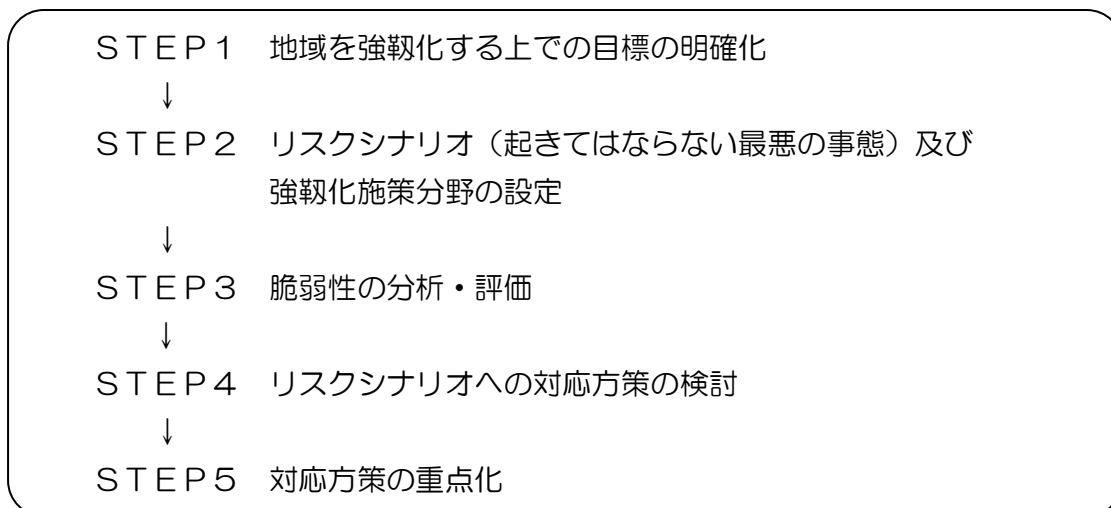
国土強靱化地域計画では、リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を踏まえて対応方策を検討し、さらに、リスクが回避できなかった場合の影響の程度、施策の重要性、緊急度等を考慮して、対応方策の重点化を行う。

地域防災計画との違い

項目	国土強靱化地域計画	地域防災計画
根拠法	国土強靱化基本法	災害対策基本法
検討のアプローチ	自然災害全般	災害種類ごと
対象とする局面	発災前（平常時）	発災前・発災時・発災後
対応方策の検討	リスクに対して脆弱性の評価を行った上で対策を検討	—
対応方策の重点化	重点化を行う	—

6 策定プロセス

本計画は、次のプロセスにより計画を策定する。計画の見直しにおいては、各 STEP の項目について見直しを行う。



※ 計画は、数値目標等の設定により事業の進捗管理を行い、定期的な見直しを行うとともに、社会状況の変化等の必要に応じて見直しを行う。

■計画見直しのポイント

ポイント1 国土強靱化基本計画、千葉県国土強靱化地域計画との調和

→国土強靱化基本計画、千葉県国土強靱化地域計画との調和を図り、目標や起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）、強靱化施策分野等について見直し

ポイント2 近年の災害教訓を反映

→前計画策定後、令和元年房総半島台風や令和元年10月25日の大雨などの災害により本市において甚大な被害が発生したことや新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ、リスクシナリオの対応方策等に反映

ポイント3 千葉市基本計画等の関連計画との整合

→千葉市基本計画（令和5年4月～）や関連計画等と整合を図り、リスクシナリオの対応方策を追加

7 地域を強靱化する上での目標

STEP 1

地域強靱化を推進していく上で、目標を明確にすることが重要である。

本市では、国の国土強靱化基本計画を踏襲することとし、地域強靱化を推進する上での「基本目標」、及び基本目標をより具体化した「事前に備えるべき目標」を次のとおり設定する。

【基本目標】：

いかなる大規模自然災害が発生しようとも、

- (1) 人命の保護が最大限図られること
- (2) 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- (3) 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- (4) 迅速な復旧復興



【事前に備えるべき目標】：

- (1) 直接死を最大限防ぐ
- (2) 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- (3) 必要不可欠な行政機能は確保する
- (4) 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- (5) 経済活動を機能不全に陥らせない
- (6) ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- (7) 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- (8) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

第2章 リスクシナリオ等の設定と脆弱性の分析・評価

本計画の大きな特徴の一つと言えるのが、本章のリスクシナリオ等の設定と脆弱性の分析・評価である。

脆弱性の分析・評価は、地域強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするために行うものであり、リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を想定した上で、強靱化施策分野を設定し、総合的かつ客観的に行っている。

1 リスクシナリオ及び強靱化施策分野の設定

STEP 2

(1) リスクシナリオの設定

本計画では、大規模自然災害を想定し、リスクシナリオの設定を行う。

国の45のリスクシナリオ及び県の42のリスクシナリオに基づき、地理的・地形的な地域特性等を踏まえ、40のリスクシナリオを別表（次ページ）のとおり設定する。

なお、計画の改定にあたり、前計画で設定していた43のリスクシナリオから、リスクとして一体的に捉えるべきものは統合するなどの見直しを行っている。

(2) 強靱化施策分野の設定

国の基本計画で設定された強靱化施策分野を参考として、本市においては、リスクシナリオを回避するために必要な施策を念頭に置くとともに、千葉市基本計画との整合性を考慮して、次のとおりの7つの個別施策分野と3つの横断的分野を設定する。

なお、個別施策分野は特定部局が主に取り組む分野、横断的分野は特定部局だけで担うものではなく、関係機関等との連携や、市全体として取り組む分野として設定する。

強靱化施策分野

個別施策分野	① 住宅・まちづくり・交通 ② 保健・医療・福祉 ③ 緑地・水辺・環境 ④ 産業・農林 ⑤ 文化・教育・交流 ⑥ 市民参加・コミュニケーション ⑦ 行政機能（危機管理・消防）
横断的分野	⑧国、県、民間事業者等との連携 ⑨老朽化対策 ⑩少子高齢化対策

次ページに、本市におけるリスクシナリオと施策分野の関係について整理する。

(別表) 千葉市におけるリスクシナリオ及び施策分野

事前に備えるべき目標		千葉市のリスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)	個別施策分野							横断的分野		
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
1	直接死を最大限防ぐ	1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	○	○			○		○		○	○
		1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生	○	○	○		○		○		○	○
		1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生	○				○	○	○	○		○
		1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	○		○		○	○	○	○		○
		1-5 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生	○		○		○	○	○	○		○
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止	○	○	○	○			○			
		2-2 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足		○		○		○	○	○		
		2-3 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生、混乱	○							○		
		2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	○	○		○				○		
		2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生		○	○					○		○
		2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生		○	○					○		○
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 矯正施設からの被収容者の逃亡、被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱	○					○		○		
		3-2 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	○						○		○	
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・長期停止								○		
		4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態							○	○	○	
		4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態			○					○		○
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下	○			○		○		○		
		5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響	○	○	○	○		○	○	○		
		5-3 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	○			○				○		
		5-4 基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響 (基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止)	○		○	○			○		○	
		5-5 金融サービス等の機能停止による市民生活・商取引等への甚大な影響									○	
		5-6 食料等の安定供給の停滞	○	○	○	○			○			
		5-7 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響	○		○	○			○	○	○	
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1 電力供給ネットワーク (発電所、送配電設備) や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止	○		○	○		○	○	○		
		6-2 水道等の長期間にわたる供給停止	○		○	○			○		○	
		6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	○								○	
		6-4 基幹的交通から地域交通網まで、交通インフラの長期間にわたる機能停止	○		○						○	
		6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全	○		○	○			○	○	○	
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1 地震に伴う市街地の大规模火災の発生による多数の死傷者の発生	○	○	○		○		○		○	
		7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生	○		○	○			○			
		7-3 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺	○									
		7-4 防災施設、排水ポンプ等の損壊・機能不全による二次災害の発生	○		○	○		○	○	○		
		7-5 有害物質の大規模拡散・流出による地域の荒廃			○	○		○	○	○		
		7-6 農地・森林等の被害による地域の荒廃			○	○						
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態			○	○				○		
		8-2 復興を支える人材等 (専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等) の不足により、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態	○			○				○		
		8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態	○		○	○						
		8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	○				○		○		○	
		8-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復旧・復興が大幅に遅れる事態	○			○						
		8-6 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による経済等への甚大な影響				○				○		

2 脆弱性の分析・評価

STEP 3

(1) 手順

脆弱性の分析・評価については、前章で設定したリスクシナリオごとに次の手順で実施する。

脆弱性の分析・評価の手順

- ① リスクシナリオが発生する主な要因を分析
- ↓
- ② リスクシナリオを回避するために「必要な取組」を分析
- ↓
- ③ 全庁調査によりリスクシナリオに関連する「現在の取組」を把握
- ↓
- ④ 「必要な取組」と「現在の取組」を比較して脆弱性を分析・評価

(2) 結果

脆弱性の分析・評価の結果については、別記1「脆弱性の分析・評価の結果」のとおりであり、この結果を踏まえた脆弱性の分析・評価のポイントは次のとおりである。

ア 「みんなが輝く 都市と自然が織りなす・千葉市」（千葉市基本計画抜粋）の実現に向けた長期的視点が必要

いかなる自然災害にも対応できる強靱なまちづくりに向けて、持続的なまちの発展を推進していくことが重要である。未来の千葉市の姿の実現に向け、千葉市基本計画や分野別計画と整合を図りつつ、長期的視点のもと施策を推進していく必要がある。

イ 地域特性や地域の動向を踏まえた対策が必要

本市の東京湾岸には、広範囲の埋立地があり、また、大規模のコンビナートを擁していることから、このような地域特性や地域の動向を踏まえたリスクシナリオを想定し、対策を検討する必要がある。

ウ 効果的なハード・ソフト対策が必要

施設の整備や耐震化等のハード対策のみでは不十分であり、訓練や周知啓発等のソフト対策を組み合わせ、様々な分野における対策を検討し、効果的に対策を推進する必要がある。

エ 国、県、地域住民、民間事業者等との連携が必要

本市域のみならず、より広域的な視点を踏まえ、国・県の取組が必要な場合、地域住民、民間事業者が主体となった取組が必要な場合、他の自治体等の協力を得て行う取組が必要な場合等には、国、県、地域住民、民間事業者等との間で十分に連携を図ることが必要である。

第3章 リスクシナリオへの対応方策

STEP4

前章の脆弱性の分析・評価の結果を踏まえ、国や県の対応方策との関連性を考慮し、リスクシナリオを回避するための施策を検討し、対応方策として整理している。

1 直接死を最大限防ぐ

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

(地震対策の推進)

千葉市地震被害想定調査報告書を踏まえ、建物耐震化等の被害軽減施策を推進するとともに、市民の防災意識の向上を図るため、地震ハザードマップにより各地域における建物被害や液状化危険度、各家庭における地震への備え等について市民に分かりやすく伝える。

(公共建築物の耐震化・不燃化等)

各施設において、引き続き、機能保全を図ることを目的とし、計画的に建て替えや修繕を行うとともに、施設の利用計画に応じた耐震化を図る。また、学校の施設環境・機能向上のための大規模改造や老朽化した保育所の建替え等を行うほか、大規模災害時にも機能を維持できるような施設・設備を備えた新病院を整備する。

(市の防災拠点の耐震化等)

新庁舎の整備にあわせて、庁舎の防災機能の向上を図るとともに危機管理センターの整備を進める。

(民間建築物の耐震化)

「第3次耐震改修促進計画」において令和7年度末までの目標である、住宅の耐震化率95%、耐震性が不十分な緊急輸送道路沿道建築物及び耐震診断義務付け対象建築物をおおむね解消することを目指す。

(密集住宅市街地の環境整備)

土地区画整理事業については、狭あい道路に接する密集家屋の移転を推進し、都市計画道路や区画道路及び公共下水道施設等の都市基盤整備を実施する。

また、密集住宅市街地については、住宅の耐震化や狭あい道路拡充整備の促進を図るとともに、老朽木造住宅の除却を促進していく。

(幹線道路の整備)

延焼遮断帯、避難経路の確保、ミッシングリンクの解消を図るため、幹線道路整備を引き続き進める。

(道路基盤の確保)

狭あい道路拡幅整備事業の事前協議の受付件数増加を図るため、他市の事例や状況を調査・研究し、事業の見直しを検討する。また、危険なブロック塀等の撤去を促進するほか、ユニバーサルデザインを踏まえた歩道のバリアフリー化等を進める。

（災害に強いまちづくりの推進）

都市計画、公園緑地、住宅などの分野別マスタープランに基づき、災害に強い都市づくりをハード、ソフトの両面から進めるとともに、土砂災害特別警戒区域等の災害ハザードエリアを居住促進区域から除外するなど、適切な土地利用を誘導し、災害に強いまちづくりを推進します。

（常備消防の強化）

拡大する市街地や人口の増加、火気使用設備及び器具の普及等による消防需要増大に対応するため、消防活動体制の強化を図る。また、一人暮らしの高齢者などに対応した防火対策を推進するとともに、ICT を活用した効率的な予防業務の運用などにより火災の未然防止を推進する。

（消防指令体制の強化）

消防・救急無線のデジタル化、映像情報システムの有効活用、各種通信媒体の活用等により情報の収集・伝達体制を確保し、大規模災害発生時における消防通信体制の強化を図る。

（消防団の強化）

災害時における消防団の消火力を強化するため、消防団器具置場、小型動力ポンプ付積載車、消防用資機材、携帯用無線機等の整備を図る。

（広域避難場所の整備・周知）

広域避難場所の情報について、引き続き、様々な広報媒体や啓発の機会を通じて周知を図る。

（地域における災害対応力の向上）

自主防災組織未結成町内自治会・マンション管理組合向けの個別説明会を実施し、自主防災組織の結成を促進するとともに、継続的な訓練実施や地区防災計画策定促進のための啓発や支援を行う。

さらに、地域における初期消火力を向上させるため、自主防災組織による排水栓を活用した初期消火活動を促進する。

（避難行動要支援者の支援体制の強化）

福祉避難所の指定を推進するとともに、千葉市災害時要配慮者支援計画に基づき、避難行動要支援者の避難環境の整備を図るため、個別避難計画の作成に取り組む。

また、避難行動要支援者名簿を整備し、適切に管理する。名簿対象者の地域への提供率を上げるため、協定の締結を促進するとともに、協定締結後の活動支援や、町内自治会等未加入者への対応を明確にすることについても検討を行う。

（家具転倒防止対策の強化）

高齢者・重度障害者世帯への転倒防止金具の助成・設置をさらに推進していくほか、各家庭において、①家具や大型家電製品を金具等で固定することにより転倒・落下防止対策を行うこと、②倒れた家具が寝ている人を直撃しないように、また、出入口をふさがないように配置すること、③寝室や子ども部屋にはできる限り家具を置かないこと、④できる限り背の低い家具を選ぶこと、などについて、市ホームページ、広報紙等により重点項目として啓発を行う。

（行政による情報処理・発信体制の整備）

危機管理センターにおいて運用する総合防災情報システムについて、GIS を活用した情報分析機能の高度化を図るとともに、関連システムとの連携拡大により、災害情報の収集・分析力の強化を目指す。

市民への情報配信については、これまで行っていたちばし安全・安心メールや各種 SNS への一括配信、千葉市防災ポータルサイト等による配信を継続するとともに、土砂災害（特別）警戒区域居住世帯や避難行動要支援者など多様な主体への情報伝達を可能とする手法の検討を行う。

（防災教育・学習の充実）

学校において訓練等を通じて防災教育を進めるほか、地域において誰もが参加しやすい防災教育の充実を図る。

また、過去の災害に関する調査結果や資料を広く市民に公開するとともに、公民館等において、防災に関する学習機会を提供する。

1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

（公共建築物の耐震化・不燃化等）

各施設において、引き続き、機能保全を図ることを目的とし、計画的に建て替えや修繕を行うとともに、施設の利用計画に応じた耐震化を図る。また、学校の施設環境・機能向上のための大規模改造や老朽化した保育所の建替え等を行うほか、大規模災害時にも機能を維持できるような施設・設備を備えた新病院を整備する。【1-1 再掲】

（民間建築物等の防火体制の整備）

重大な消防法令違反対象物に対する違反是正率及び違反対象物に対する是正等の達成率100%を目指す。

また、感震ブレーカーの効果的な普及啓発のため、密集住宅市街地における町内自治会単位の感震ブレーカー設置補助事業を行う。

（幹線道路の整備）

延焼遮断帯、避難経路の確保、ミッシングリンクの解消を図るため、幹線道路整備を引き続き進める。【1-1 再掲】

（道路基盤の確保）

狭あい道路拡幅整備事業の事前協議の受付件数増加を図るため、他市の事例や状況を調査・研究し、事業の見直しを検討する。また、危険なブロック塀等の撤去を促進するほか、ユニバーサルデザインを踏まえた歩道のバリアフリー化等を進める。【1-1 再掲】

（延焼遮断のための緑地の確保）

緑の機能や大切さについての住民や事業者の理解を深め、民有地緑化を推進するとともに、既存の緑の質の向上を図る。また、都市開発・整備などにあわせて、公園・緑地の計画的な配置・整備を行い、火災発生時の避難環境の確保や延焼防止効果の向上を図る。

(災害に強いまちづくりの推進)

都市計画、公園緑地、住宅などの分野別マスタープランに基づき、災害に強い都市づくりをハード、ソフトの両面から進めるとともに、土砂災害特別警戒区域等の災害ハザードエリアを居住促進区域から除外するなど、適切な土地利用を誘導し、災害に強いまちづくりを推進します。

【1-1 再掲】

(常備消防の強化)

拡大する市街地や人口の増加、火気使用設備及び器具の普及等による消防需要増大に対応するため、消防活動体制の強化を図る。また、一人暮らしの高齢者などに対応した防火対策を推進するとともに、ICT を活用した効率的な予防業務の運用などにより火災の未然防止を推進する。【1-1 再掲】

(消防指令体制の強化)

消防・救急無線のデジタル化、映像情報システムの有効活用、各種通信媒体の活用等により情報の収集・伝達体制を確保し、大規模災害発生時における消防通信体制の強化を図る。

【1-1 再掲】

(消防団の強化)

災害時における消防団の消火力を強化するため、消防団器具置場、小型動力ポンプ付積載車、消防用資機材、携帯用無線機等の整備を図る。【1-1 再掲】

(消防水利の整備)

被害が大きいとされている地域について、消防水利の整備を推進していく。

(地域における災害対応力の向上)

自主防災組織未結成自治会・マンション管理組合向けの個別説明会を実施し、自主防災組織の結成を促進するとともに、継続的な訓練実施や地区防災計画策定促進のための啓発や支援を行う。【1-1 再掲】

(避難行動要支援者の支援体制の強化)

福祉避難所の指定を推進するとともに、千葉県災害時要配慮者支援計画に基づき、避難行動要支援者の避難環境の整備を図るため、個別避難計画の作成に取り組む。

また、避難行動要支援者名簿を整備し、適切に管理する。名簿対象者の地域への提供率を上げるため、協定の締結を促進するとともに、協定締結後の活動支援や、町内自治会等未加入者への対応を明確にすることについても検討を行う。【1-1 再掲】

(防災教育・学習の充実)

学校において訓練等を通じて防災教育を進めるほか、地域において誰もが参加しやすい防災教育の充実を図る。

また、過去の災害に関する調査結果や資料を広く市民に公開するとともに、公民館等において、防災に関する学習機会を提供する。【1-1 再掲】

（行政による情報処理・発信体制の整備）

危機管理センターにおいて運用する総合防災情報システムについて、GIS を活用した情報分析機能の高度化を図るとともに、関連システムとの連携拡大により、災害情報の収集・分析力の強化を目指す。

市民への情報配信については、これまで行っていたちばし安全・安心メールや各種 SNS への一括配信、千葉県防災ポータルサイト等による配信を継続するとともに、土砂災害（特別）警戒区域居住世帯や避難行動要支援者など多様な主体への情報伝達を可能とする手法の検討を行う。【1-1 再掲】

（広域避難場所の整備・周知）

広域避難場所の情報について、引き続き、様々な広報媒体や啓発の機会を通じて周知を図る。【1-1 再掲】

1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生

（津波被害の発生予防）

指定緊急避難場所（津波）の情報について、引き続き、速やかな避難行動に役立つ情報が掲載された蓄光式の看板や海拔表示の看板を設置するとともに、様々な広報媒体や啓発の機会を通じて周知を図る。

また、海岸保全施設について、千葉県と連携を図りながら、市で実施する対策を検討する。

（行政による情報処理・発信体制の整備）

危機管理センターにおいて運用する総合防災情報システムについて、GIS を活用した情報分析機能の高度化を図るとともに、関連システムとの連携拡大により、災害情報の収集・分析力の強化を目指す。

市民への情報配信については、これまで行っていたちばし安全・安心メールや各種 SNS への一括配信、千葉県防災ポータルサイト等による配信を継続するとともに、土砂災害（特別）警戒区域居住世帯や避難行動要支援者など多様な主体への情報伝達を可能とする手法の検討を行う。【1-1 再掲】

（地域における災害対応力の向上）

自主防災組織未結成自治会・マンション管理組合向けの個別説明会を実施し、自主防災組織の結成を促進するとともに、継続的な訓練実施や地区防災計画策定促進のための啓発や支援を行う。【1-1 再掲】

（避難行動要支援者の支援体制の強化）

福祉避難所の指定を推進するとともに、千葉県災害時要配慮者支援計画に基づき、避難行動要支援者の避難環境の整備を図るため、個別避難計画の作成に取り組む。

また、避難行動要支援者名簿を整備し、適切に管理する。名簿対象者の地域への提供率を上げるため、協定の締結を促進するとともに、協定締結後の活動支援や、町内自治会等未加入者への対応を明確にすることについても検討を行う。【1-1 再掲】

（災害に強いまちづくりの推進）

都市計画、公園緑地、住宅などの分野別マスタープランに基づき、災害に強い都市づくりをハード、ソフトの両面から進めるとともに、土砂災害特別警戒区域等の災害ハザードエリアを居住促進区域から除外するなど、適切な土地利用を誘導し、災害に強いまちづくりを推進します。【1-1 再掲】

（防災教育・学習の充実）

学校において訓練等を通じて防災教育を進めるほか、地域において誰もが参加しやすい防災教育の充実を図る。

また、過去の災害に関する調査結果や資料を広く市民に公開するとともに、公民館等において、防災に関する学習機会を提供する。【1-1 再掲】

1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

（浸水対策の推進）

流域内の浸水被害を軽減するため、河川改修の検討を進めるとともに、引き続き、洪水ハザードマップや内水ハザードマップの活用等によるソフト対策を推進する。

また、千葉市下水道事業中長期経営計画に位置付けた、早期に対応が必要な全箇所の完了を目指すとともに、浸水リスクや都市機能の集積度が高いJR千葉駅東口などの地区については、千葉市雨水対策重点地区整備基本方針に基づき、整備基準を引き上げ、雨水対策を強化する。

さらに、公共下水道区域以外の浸水被害軽減のため、排水施設の整備を推進するとともに、老朽化した施設の改修を進める。

（高潮災害の発生予防）

指定緊急避難場所（高潮）の情報について、引き続き、様々な広報媒体や啓発の機会を通じて周知を図るとともに、高潮からの避難誘導標識を設置する。

また、海岸保全施設については、千葉県が整備を進めており、県との連携を図る。

（行政による情報処理・発信体制の整備）

危機管理センターにおいて運用する総合防災情報システムについて、GISを活用した情報分析機能の高度化を図るとともに、関連システムとの連携拡大により、災害情報の収集・分析力の強化を目指す。

市民への情報配信については、これまで行っていたちばし安全・安心メールや各種SNSへの一括配信、千葉市防災ポータルサイト等による配信を継続するとともに、土砂災害（特別）警戒区域居住世帯や避難行動要支援者など多様な主体への情報伝達を可能とする手法の検討を行う。【1-1 再掲】

（地域における災害対応力の向上）

自主防災組織未結成自治会・マンション管理組合向けの個別説明会を実施し、自主防災組織の結成を促進するとともに、継続的な訓練実施や地区防災計画策定促進のための啓発や支援を行う。【1-1 再掲】

（避難行動要支援者の支援体制の強化）

福祉避難所の指定を推進するとともに、千葉市災害時要配慮者支援計画に基づき、避難行動要支援者の避難環境の整備を図るため、個別避難計画の作成に取り組む。

また、避難行動要支援者名簿を整備し、適切に管理する。名簿対象者の地域への提供率を上げるため、協定の締結を促進するとともに、協定締結後の活動支援や、町内自治会等未加入者への対応を明確にすることについても検討を行う。【1-1 再掲】

（災害に強いまちづくりの推進）

都市計画、公園緑地、住宅などの分野別マスタープランに基づき、災害に強い都市づくりをハード、ソフトの両面から進めるとともに、土砂災害特別警戒区域等の災害ハザードエリアを居住促進区域から除外するなど、適切な土地利用を誘導し、災害に強いまちづくりを推進します。【1-1 再掲】

（防災教育・学習の充実）

学校において訓練等を通じて防災教育を進めるほか、地域において誰もが参加しやすい防災教育の充実を図る。

また、過去の災害に関する調査結果や資料を広く市民に公開するとともに、公民館等において、防災に関する学習機会を提供する。【1-1 再掲】

1-5 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

（土砂災害の発生予防）

大雨等による土砂災害の発生、被害を最小限に抑えるため、急傾斜地崩壊防止施設の整備を推進する。

また、土砂災害の危険性が認められるものの基礎調査予定箇所に位置づけられていない箇所については、県へ情報提供するとともに、速やかに指定を検討するよう要請する。

さらに、がけ崩れなどの災害から住民の安全を確保するため、危険ながけ地付近からの移転を促進する。

（土砂災害に関する意識啓発）

土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等及び基礎調査予定箇所の周知に努めることで、警戒避難体制の充実を図る。

土砂災害警戒区域等の住民が、ちばし安全・安心メールやテレビのデータ放送など、現在の住まい環境や設備を駆使し、土砂災害や避難所に関する情報を入手できるように、啓発活動を行う。

（富士山噴火による降灰対策）

富士山噴火による降灰被害は広域範囲に及ぶため、国や県の検討状況を踏まえ、火山灰による被害を軽減する対策を検討する。

（行政による情報処理・発信体制の整備）

危機管理センターにおいて運用する総合防災情報システムについて、GIS を活用した情報分析機能の高度化を図るとともに、関連システムとの連携拡大により、災害情報の収集・分析力の強化を目指す。

市民への情報配信については、これまで行っていたちばし安全・安心メールや各種 SNS への一括配信、千葉県防災ポータルサイト等による配信を継続するとともに、土砂災害（特別）警戒区域居住世帯や避難行動要支援者など多様な主体への情報伝達を可能とする手法の検討を行う。【1-1 再掲】

（地域における災害対応力の向上）

自主防災組織未結成自治会・マンション管理組合向けの個別説明会を実施し、自主防災組織の結成を促進するとともに、継続的な訓練実施や地区防災計画策定促進のための啓発や支援を行う。【1-1 再掲】

（避難行動要支援者の支援体制の強化）

福祉避難所の指定を推進するとともに、千葉県災害時要配慮者支援計画に基づき、避難行動要支援者の避難環境の整備を図るため、個別避難計画の作成に取り組む。

また、避難行動要支援者名簿を整備し、適切に管理する。名簿対象者の地域への提供率を上げるため、協定の締結を促進するとともに、協定締結後の活動支援や、町内自治会等未加入者への対応を明確にすることについても検討を行う。【1-1 再掲】

（災害に強いまちづくりの推進）

都市計画、公園緑地、住宅などの分野別マスタープランに基づき、災害に強い都市づくりをハード、ソフトの両面から進めるとともに、土砂災害特別警戒区域等の災害ハザードエリアを居住促進区域から除外するなど、適切な土地利用を誘導し、災害に強いまちづくりを推進します。【1-1 再掲】

（防災教育・学習の充実）

学校において訓練等を通じて防災教育を進めるほか、地域において誰もが参加しやすい防災教育の充実を図る。

また、過去の災害に関する調査結果や資料を広く市民に公開するとともに、公民館等において、防災に関する学習機会を提供する。【1-1 再掲】

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

(被災地における物資の確保)

災害時応援協定による物資調達の実効性を確保するとともに、物資供給を円滑に行うため、継続的に連絡会を開催し、大規模災害時に円滑に物資を供給できる体制を整備する。

また、災害時に避難者の健康保持を図るため、新たに栄養補助食品などを導入する。

(応急給水体制の整備)

非常用井戸には、非常用発電機及び浄水機を設置していることから、これらの機能を確保できるように保守を行っていくとともに、県の企業局と連携して、上水道給水エリアについて、仮設給水栓による給水等の応急給水活動を迅速かつ的確に行えるよう、体制を構築するなど応急給水体制の整備を進める。

また、プッシュ型給水などに活用する車両や浄水場等の消火栓を応急給水ポイントとして活用するための非常用給水栓を配備するなど、応急給水体制の強化を図る。

(広域災害物資供給拠点の整備)

災害時に調達した物資等や他県市町村からの救援物資を受入れ・保管し、さらに各地域へ配布するための仕分け等を行うための大規模物流施設を適切に維持管理する。

(緊急輸送道路の確保)

改修等を要する緊急輸送道路沿道建築物の所有者に対して、その必要性について周知啓発を行い、助成制度の利用促進を図る。

また、災害時において、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急復旧活動のために重要となる緊急輸送道路等の電線共同溝の整備を進める。

(水道施設の耐震化・更新)

大規模自然災害の場面にあっても、必要最低限の水の供給が可能となるよう、大野台送水ポンプ場から平川浄水場間に送水管を新設することによる二系統化を進めるとともに、管路の耐震化や浄水場の電気・機械設備等の計画的な更新を進める。

(市場機能の強化)

特に老朽化が著しい場内施設の維持管理は、障害発生時には市場機能が混乱し、市民生活への影響度も大きいことから、優先的に施設修繕を実施する。

(幹線道路の整備)

延焼遮断帯、避難経路の確保、ミッシングリンクの解消を図るため、幹線道路整備を引き続き進める。【1-1 再掲】

(橋梁の耐震化・架替)

緊急時の輸送や避難時の通行の安全を確保するため、橋梁の耐震補強や架替を実施する。

（災害時の石油燃料等の確保）

災害時に迅速かつ円滑に石油、LPガス等の燃料の供給協力が得られるよう、千葉市災害時受援計画に基づき、協定の実効性の強化を図るとともに、新たな協定締結の必要性について検討を行う。

（消防署等における非常用発電設備等の確保）

計画的に消防署・所の建替えを進めるとともに、地震や風水害等によって、受電設備等が被災し停電が発生した場合においても、消防活動拠点として72時間以上の機能の確保ができるよう、消防署・所等に非常用電源設備等の設置及び改善を図る。

（医療施設における非常用電源の確保）

医療施設において、非常用発電機の整備や自立・分散型エネルギー（ガスコージェネレーション等）の導入等による非常時にも活用できる電源（常用非常用併用電源）の確保を促進する。

（自立分散型エネルギーシステムの導入）

防災・避難拠点や家庭、事業所等における自立・分散型エネルギーシステムの導入を推進する。また、災害時にEVに充電した電力を非常用電源として活用するため、EVの普及を促進する。

2-2 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

（医療関係者の災害対応力の向上）

救急救命士の新規養成及び高度な救急救命処置（気管挿管）が実施可能な救急救命士の養成を計画的に実施する。

（人的支援の受入れ体制の整備）

計画の実行性を高めるため、必要に応じて見直しを行うとともに、受援力の向上を図るため、平常時から他の自治体等との連携を強化する。

（常備消防の強化）

拡大する市街地や人口の増加、火気使用設備及び器具の普及等による消防需要増大に対応するため、消防活動体制の強化を図る。また、一人暮らしの高齢者などに対応した防火対策を推進するとともに、ICTを活用した効率的な予防業務の運用などにより火災の未然防止を推進する。【1-1 再掲】

（消防指令体制の強化）

消防・救急無線のデジタル化、映像情報システムの有効活用、各種通信媒体の活用等により情報の収集・伝達体制を確保し、大規模災害発生時における消防通信体制の強化を図る。

【1-1 再掲】

（消防団の強化）

災害時における消防団の消火力を強化するため、消防団器具置場、小型動力ポンプ付積載車、消防用資機材、携帯用無線機等の整備を図る。【1-1 再掲】

（消防水利の整備）

被害が大きいとされている地域について、消防水利の整備を推進していく。【1-2 再掲】

2-3 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生、混乱

（帰宅困難者に向けた支援設備の整備）

千葉駅、海浜幕張駅など、東日本大震災時に混乱が生じた駅周辺及び蘇我駅、稲毛駅など駅の特性上帰宅困難者が多数発生することが予想される駅周辺を優先に、一時滞在施設の指定及び備蓄品の整備を進めていく。

2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

（医療関係者の災害対応力の向上）

救急救命士の新規養成及び高度な救急救命処置（気管挿管）が実施可能な救急救命士の養成を計画的に実施する。【2-2 再掲】

（幹線道路の整備）

延焼遮断帯、避難経路の確保、ミッシングリンクの解消を図るため、幹線道路整備を引き続き進める。【1-1 再掲】

（橋梁の耐震化・架替）

緊急時の輸送や避難時の通行の安全を確保するため、橋梁の耐震補強や架替を実施する。

【2-1 再掲】

（人的支援の受入れ体制の整備）

計画の実行性を高めるため、必要に応じて見直しを行うとともに、受援力の向上を図るため、平常時から他の自治体等との連携を強化する。【2-2 再掲】

（災害派遣医療チーム（DMAT）の養成）

医療救護の中心的役割を担う災害派遣医療チーム（DMAT）について訓練を充実し、災害拠点病院のDMAT保有率（100%）を維持する。

（医療施設における非常用電源の確保）

医療施設において、非常用発電機の整備や自立・分散型エネルギー（ガスコージェネレーション等）の導入等による非常時にも活用できる電源（常用非常用併用電源）の確保を促進する。【2-1 再掲】

（災害時の石油燃料等の確保）

災害時に迅速かつ円滑に石油、LPガス等の燃料の供給協力が得られるよう、千葉市災害時受援計画に基づき、協定の実効性の強化を図るとともに、新たな協定締結の必要性について検討を行う。【2-1 再掲】

2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

(避難所での衛生管理)

「新型コロナウイルス等感染症を踏まえた避難所開設運営方針について」等に基づき、非接触型体温計、マスク、消毒液やゴム手袋などの衛生用品を今後も継続して備蓄するとともに、避難所のレイアウトや導線などを検討し、感染症の予防や感染拡大防止に努める必要がある。

(し尿処理体制の構築)

市立学校を対象にマンホールトイレの整備拡充を図る。

また、指定避難所への災害用トイレの備蓄を今後も継続して実施し、備蓄数の拡充を図る。

(災害廃棄物処理体制の構築)

千葉県災害廃棄物処理計画に基づき、大規模災害を想定した収集・運搬・管理体制の検討や適切な処理方法の検討を進める。

(医療関係者の災害対応力の向上)

救急救命士の新規養成及び高度な救急救命処置（気管挿管）が実施可能な救急救命士の養成を計画的に実施する。【2-2 再掲】

(安全・安心な避難所の運営)

避難所運営委員会の結成を促進するとともに、避難所開設・運営マニュアルの作成や見直しを進め、専門家の派遣や訓練等への補助などの支援により、活動の質を向上させる。

2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

(避難所での衛生管理)

「新型コロナウイルス等感染症を踏まえた避難所開設運営方針について」等に基づき、非接触型体温計、マスク、消毒液やゴム手袋などの衛生用品を今後も継続して備蓄するとともに、避難所のレイアウトや導線などを検討し、感染症の予防や感染拡大防止に努める必要がある。【2-5 再掲】

(し尿処理体制の構築)

市立学校を対象にマンホールトイレの整備拡充を図る。

また、指定避難所への災害用トイレの備蓄を今後も継続して実施し、備蓄数の拡充を図る。

【2-5 再掲】

(災害廃棄物処理体制の構築)

千葉県災害廃棄物処理計画に基づき、大規模災害を想定した収集・運搬・管理体制の検討や適切な処理方法の検討を進める。【2-5 再掲】

(医療関係者の災害対応力の向上)

救急救命士の新規養成及び高度な救急救命処置（気管挿管）が実施可能な救急救命士の養成を計画的に実施する。【2-2 再掲】

(地域における災害対応力の向上)

自主防災組織未結成自治会・マンション管理組合向けの個別説明会を実施し、自主防災組織の結成を促進するとともに、継続的な訓練実施や地区防災計画策定促進のための啓発や支援を行う。【1-1 再掲】

(安全・安心な避難所の運営)

避難所運営委員会の結成を促進するとともに、避難所開設・運営マニュアルの作成や見直しを進め、専門家の派遣や訓練等への補助などの支援により、活動の質を向上させる。【2-5 再掲】

(多様な避難形態に対応した支援の強化)

地域の実情に応じた避難環境の向上を図るため、新たな避難施設の確保や在宅避難等の推進など、多様な避難形態に対応した避難者支援を強化する。

(被災地における物資の確保)

災害時応援協定による物資調達の実効性を確保するとともに、物資供給を円滑に行うため、継続的に連絡会を開催し、大規模災害時に円滑に物資を供給できる体制を整備する。

また、災害時に避難者の健康保持を図るため、新たに栄養補助食品などを導入する。【2-1 再掲】

(多様な主体に配慮した防災対策の推進)

地域防災計画、防災ライセンス講座、地域による避難所開設・運営の手引き等を見直す際に、防災会議「男女共同参画の視点を取り入れる部会」からの意見を反映させる。

3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 矯正施設からの被収容者の逃亡、被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

(矯正施設の耐震化)

矯正施設について、耐震診断等を踏まえ、着実に推進する。

(警察の治安確保体制の構築)

治安の確保に必要な体制、装備資機材の充実強化を図る。

(警察の交通事故対策)

停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞、交通事故を回避するための対策を進める。

(地域防犯体制の充実)

防犯パトロール隊への支援や防犯カメラの設置助成を拡充することにより、地域における防犯力の一層の強化を図る。

また、JR主要駅周辺等に防犯カメラを設置することにより、市街地における犯罪抑止効果を高める。

さらに、地域安全に関する講座等による市民意識の醸成を図る。

3-2 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

（業務継続体制の構築）

業務継続計画の実行性を高めるため、必要に応じて見直しを行うとともに、訓練・研修等を実施し、職員に計画の習熟を図る。また、被災時における移動手段として自転車を活用し、業務の継続性を高める。

（市の防災拠点の耐震化等）

新庁舎の整備にあわせて、庁舎の防災機能の向上を図るとともに危機管理センターの整備を進める。【1-1 再掲】

（行政による情報処理・発信体制の整備）

危機管理センターにおいて運用する総合防災情報システムについて、GIS を活用した情報分析機能の高度化を図るとともに、関連システムとの連携拡大により、災害情報の収集・分析力の強化を目指す。

市民への情報配信については、これまで行っていたちばし安全・安心メールや各種 SNS への一括配信、千葉県防災ポータルサイト等による配信を継続するとともに、土砂災害（特別）警戒区域居住世帯や避難行動要支援者など多様な主体への情報伝達を可能とする手法の検討を行う。【1-1 再掲】

（総合防災訓練の実施）

九都県市合同防災訓練・図上訓練を継続して実施し、自衛隊、警察、消防等防災関係機関と連携し、実効的な防災体制を強化するとともに、幅広い人たちの防災意識の高揚及び防災行動力の向上を図る。

（建設関係団体、他自治体等との協力体制の構築）

平常時から協定締結先との連携強化を図る。

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・長期停止

（情報通信手段の確保）

地域防災無線（携帯無線）を配備するとともに、停電と輻輳に強い特設公衆電話を配備する。

また、通信の確保や通信網強化のため、通信事業者との連携を強化する。

（防災拠点施設における非常用電源の確保）

防災拠点施設において、非常用発電機の整備や自立・分散型エネルギー（ガスコージェネレーション等）の導入等による非常時にも活用できる電源（常用非常用併用電源）の確保を検討する。

（災害時の石油燃料等の確保）

災害時に迅速かつ円滑に石油、LPガス等の燃料の供給協力が得られるよう、千葉市災害時受援計画に基づき、協定の実効性の強化を図るとともに、新たな協定締結の必要性について検討を行う。【2-1 再掲】

（自立分散型エネルギーシステムの導入）

防災・避難拠点や家庭、事業所等における自立・分散型エネルギーシステムの導入を推進する。また、災害時にEVに充電した電力を非常用電源として活用するため、EVの普及を促進する。【2-1 再掲】

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

（ラジオ送信所の整備）

住民の災害情報の入手手段として大きな役割を果たすラジオ放送が災害時に中断しないよう、ラジオ送信所の整備等の支援を行う。

（情報通信手段の確保）

地域防災無線（携帯無線）を配備するとともに、停電と輻輳に強い特設公衆電話を配備する。

また、通信の確保や通信網強化のため、通信事業者との連携を強化する。【4-1 再掲】

（行政による情報処理・発信体制の整備）

危機管理センターにおいて運用する総合防災情報システムについて、GISを活用した情報分析機能の高度化を図るとともに、関連システムとの連携拡大により、災害情報の収集・分析力の強化を目指す。

市民への情報配信については、これまで行っていたちばし安全・安心メールや各種SNSへの一括配信、千葉市防災ポータルサイト等による配信を継続するとともに、土砂災害（特別）警戒区域居住世帯や避難行動要支援者など多様な主体への情報伝達を可能とする手法の検討を行う。【1-1 再掲】

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

（行政による情報処理・発信体制の整備）

危機管理センターにおいて運用する総合防災情報システムについて、GISを活用した情報分析機能の高度化を図るとともに、関連システムとの連携拡大により、災害情報の収集・分析力の強化を目指す。

市民への情報配信については、これまで行っていたちばし安全・安心メールや各種SNSへの一括配信、千葉市防災ポータルサイト等による配信を継続するとともに、土砂災害（特別）警戒区域居住世帯や避難行動要支援者など多様な主体への情報伝達を可能とする手法の検討を行う。【1-1 再掲】

（避難行動要支援者の支援体制の強化）

福祉避難所の指定を推進するとともに、千葉市災害時要配慮者支援計画に基づき、避難行動要支援者の避難環境の整備を図るため、個別避難計画の作成に取り組む。

また、避難行動要支援者名簿を整備し、適切に管理する。名簿対象者の地域への提供率を上げるため、協定の締結を促進するとともに、協定締結後の活動支援や、町内自治会等未加入者への対応を明確にすることについても検討を行う。【1-1 再掲】

（地域における災害対応力の向上）

自主防災組織未結成自治会・マンション管理組合向けの個別説明会を実施し、自主防災組織の結成を促進するとともに、継続的な訓練実施や地区防災計画策定促進のための啓発や支援を行う。【1-1 再掲】

5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

（市場機能の強化）

特に老朽化が著しい場内施設の維持管理は、障害発生時には市場機能が混乱し、市民生活への影響度も大きいことから、優先的に施設修繕を実施する。【2-1 再掲】

（幹線道路の整備）

延焼遮断帯、避難経路の確保、ミッシングリンクの解消を図るため、幹線道路整備を引き続き進める。【1-1 再掲】

（輸送手段の多様化）

国土強靱化を目的とした輸送手段の燃料多様化に対する費用補助について、国や県の動向を注視するとともに、可能な範囲で仕組みや総量などを検討していく。

また、陸・海・空の様々な輸送手段を確保するため、地震、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等や進めるとともに、国や県、関係機関等と連携強化を図る。

（民間企業におけるBCPの策定促進）

民間企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定し、災害時においての一定の事業活動が継続的に実施できる体制づくりを支援する。

（地域経済の活性化促進）

企業誘致や創業支援による地域経済の新たな担い手の創出のほか、持続可能な経営に向けた取組み支援などによって、地域経済の活性化を図る。

5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

(輸送手段の多様化)

国土強靱化を目的とした輸送手段の燃料多様化に対する費用補助について、国や県の動向を注視するとともに、可能な範囲で仕組みや総量などを検討していく。

また、陸・海・空の様々な輸送手段を確保するため、地震、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等や進めるとともに、国や県、関係機関等と連携強化を図る。【5-1 再掲】

(災害時の石油燃料等の確保)

災害時に迅速かつ円滑に石油、LPガス等の燃料の供給協力が得られるよう、千葉市災害時受援計画に基づき、協定の実効性の強化を図るとともに、新たな協定締結の必要性について検討を行う。【2-1 再掲】

(民間建築物等の防火体制の整備)

重大な消防法令違反対象物に対する違反是正率及び違反対象物に対する是正等の達成率100%を目指す。

(コンビナート災害の発生・拡大防止)

関係機関による石油コンビナート等合同防災訓練を継続して実施するなど、石油コンビナート地域の耐災害性を強化する。

(民間企業におけるBCPの策定促進)

民間企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定し、災害時においての一定の事業活動が継続的に実施できる体制づくりを支援する。【5-1 再掲】

(自立分散型エネルギーシステムの導入)

防災・避難拠点や家庭、事業所等における自立・分散型エネルギーシステムの導入を推進する。また、災害時にEVに充電した電力を非常用電源として活用するため、EVの普及を促進する。【2-1 再掲】

5-3 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

(コンビナート災害の発生・拡大防止)

関係機関による石油コンビナート等合同防災訓練を継続して実施するなど、石油コンビナート地域の耐災害性を強化する。【5-2 再掲】

(民間建築物等の防火体制の整備)

重大な消防法令違反対象物に対する違反是正率及び違反対象物に対する是正等の達成率100%を目指す。【5-2 再掲】

5-4 基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響（基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止）

（橋梁の耐震化・架替）

緊急時の輸送や避難時の通行の安全を確保するため、橋梁の耐震補強や架替を実施する。

【2-1 再掲】

（幹線道路の整備）

延焼遮断帯、避難経路の確保、ミッシングリンクの解消を図るため、幹線道路整備を引き続き進める。【1-1 再掲】

（港湾の業務継続体制の構築）

港湾施設の多発同時被災による海上輸送機能の停止に対応するため、港湾のBCPの見直し等に取り組み、実効性の向上を図る。

5-5 金融サービス等の機能停止による市民生活・商取引等への甚大な影響

（金融機関の業務継続体制の構築）

中央銀行、金融機関、金融庁のBCP策定、システムや通信手段の冗長性の確保、店舗等の耐震化等を推進する。

5-6 食料等の安定供給の停滞

（被災地における物資の確保）

災害時応援協定による物資調達の実効性を確保するとともに、物資供給を円滑に行うため、継続的に連絡会を開催し、大規模災害時に円滑に物資を供給できる体制を整備する。

また、災害時に避難者の健康保持を図るため、新たに栄養補助食品などを導入する。【2-1 再掲】

（応急給水体制の整備）

非常用井戸には、非常用発電機及び浄水機を設置していることから、これらの機能を確保できるよう保守を行っていくとともに、県の企業局と連携して、上水道給水エリアについて、仮設給水栓による給水等の応急給水活動を迅速かつ的確に行えるよう、体制を構築するなど応急給水体制の整備を進める。また、プッシュ型給水などに活用する車両や浄水場等の消火栓を応急給水ポイントとして活用するための非常用給水栓を配備するなど、応急給水体制の強化を図る。【2-1 再掲】

（広域災害物資供給拠点の整備）

災害時に調達した物資等や他縣市町村からの救援物資を受入れ・保管し、さらに各地域へ配布するための仕分け等を行うための大規模物流施設を適切に維持管理する。【2-1 再掲】

(緊急輸送道路の確保)

改修等を要する緊急輸送道路沿道建築物の所有者に対して、その必要性について周知啓発を行い、助成制度の利用促進を図る。

また、災害時において、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急復旧活動のために重要となる緊急輸送道路等の電線共同溝の整備を進める。【2-1 再掲】

(水道施設の耐震化・更新)

大規模自然災害の場面にあっても、必要最低限の水の供給が可能となるよう、大野台送水ポンプ場から平川浄水場間に送水管を新設することによる二系統化を進めるとともに、管路の耐震化や浄水場の電気・機械設備等の計画的な更新を進める。【2-1 再掲】

(市場機能の強化)

特に老朽化が著しい場内施設の維持管理は、障害発生時には市場機能が混乱し、市民生活への影響度も大きいことから、優先的に施設修繕を実施する。【2-1 再掲】

(幹線道路の整備)

延焼遮断帯、避難経路の確保、ミッシングリンクの解消を図るため、幹線道路整備を引き続き進める。【1-1 再掲】

5-7 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

(水資源関連施設の機能強化と水資源の有効利用等の取組の推進)

現行の用水供給整備水準を超える渇水等に対しては、限られた水資源を有効に活用する観点から、水資源関連施設の機能強化、水資源関連施設や下水道等の既存ストックを有効活用した水資源の有効利用等の取組を進める。

また、限られた水資源を有効に活用する観点から、水資源関連施設の機能強化、雨水・下水道再生等の多様な水資源の有効利用の取組を進める。

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

(電力供給ネットワークの耐震化)

災害時において、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急復旧活動のために重要となる緊急輸送道路等の電線共同溝の整備を進める。

(ライフライン施設の事業継続体制の構築)

ライフライン事業者において、施設の耐震化を進めるとともに、必要に応じて、事業継続計画の見直しを行う。

また、引き続き、ライフライン事業者と連携した総合防災訓練等を定期的実施し、連携の強化を図る。

（生活・経済活動の重要施設における非常用電源の確保）

生活・経済活動の重要施設において、非常用発電機の整備や自立・分散型エネルギー（ガスコージェネレーション等）の導入等による非常時にも活用できる電源（常用非常用併用電源）の確保を促進する。

（災害時の石油燃料等の確保）

災害時に迅速かつ円滑に石油、LPガス等の燃料の供給協力が得られるよう、千葉市災害時受援計画に基づき、協定の実効性の強化を図るとともに、新たな協定締結の必要性について検討を行う。【2-1 再掲】

（自立分散型エネルギーシステムの導入）

防災・避難拠点や家庭、事業所等における自立・分散型エネルギーシステムの導入を推進する。また、災害時にEVに充電した電力を非常用電源として活用するため、EVの普及を促進する。【2-1 再掲】

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

（水道施設の耐震化・更新）

大規模自然災害の場面にあっても、必要最低限の水の供給が可能となるよう、大野台送水ポンプ場から平川浄水場間に送水管を新設することによる二系統化を進めるとともに、管路の耐震化や浄水場の電気・機械設備等の計画的な更新を進める。【2-1 再掲】

（応急給水体制の整備）

非常用井戸には、非常用発電機及び浄水機を設置していることから、これらの機能を確保できるよう保守を行っていくとともに、県の企業局と連携して、上水道給水エリアについて、仮設給水栓による給水等の応急給水活動を迅速かつ的確に行えるよう、体制を構築するなど応急給水体制の整備を進める。

また、プッシュ型給水などに活用する車両や浄水場等の消火栓を応急給水ポイントとして活用するための非常用給水栓を配備するなど、応急給水体制の強化を図る。【2-1 再掲】

（下水道施設の耐震化・更新）

災害時における公衆衛生と公共用水域の水質の維持を行うため、主要な管渠や処理場・ポンプ場の耐震化を図り、地震発生時の下水道の流下機能や処理機能を確保するとともに、市立学校等の避難所にマンホールトイレを設置し、災害時における衛生的なトイレ環境を整備する。

また、下水道管渠及び処理場・ポンプ場の改築については、点検・調査結果に基づき改築を行う。

さらに、河川氾濫などの被災時においても一定の下水道機能を確保するため、耐水化を図る。

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

(下水道施設の耐震化・更新)

災害時における公衆衛生と公共用水域の水質の維持を行うため、主要な管渠や処理場・ポンプ場の耐震化を図り、地震発生時の下水道の流下機能や処理機能を確保するとともに、市立学校等の避難所にマンホールトイレを設置し、災害時における衛生的なトイレ環境を整備する。

また、下水道管渠及び処理場・ポンプ場の改築については、点検・調査結果に基づき改築を行う。

さらに、河川氾濫などの被災時においても一定の下水道機能を確保するため、耐水化を図る。【6-2 再掲】

(一般廃棄物処理施設の整備)

千葉市一般廃棄物処理施設基本計画に基づき、適正に施設の更新を行い、施設の老朽化対策を講じる。

6-4 基幹的交通から地域交通網まで、交通インフラの長期間にわたる機能停止

(モノレールの災害対応力向上)

モノレールの安全な運行及び利用者の安全確保のために、車両更新などを促進する。

(液状化対策の実施)

地震発生時に液状化現象の発生が予想される地域においては、東日本大震災の被害実態を精査し、千葉県東方沖地震、阪神・淡路大震災における現地調査結果やこれまでの研究成果等を踏まえ、液状化対策を検討する。

(幹線道路の整備)

延焼遮断帯、避難経路の確保、ミッシングリンクの解消を図るため、幹線道路整備を引き続き進める。【1-1 再掲】

(緊急輸送道路の確保)

改修等を要する緊急輸送道路沿道建築物の所有者に対して、その必要性について周知啓発を行い、助成制度の利用促進を図る。

また、災害時において、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急復旧活動のために重要な緊急輸送道路等の電線共同溝の整備を進める。【2-1 再掲】

(橋梁の耐震化・架替)

緊急時の輸送や避難時の通行の安全を確保するため、橋梁の耐震補強や架替を実施する。

【2-1 再掲】

(公共交通の利便性向上)

JR、京成電鉄、千葉都市モノレールによる鉄軌道網や幹線的バス路線等で形成される公共交通ネットワークを維持し、地域に応じた交通サービスを向上させることにより、公共交通の利便性の向上を図る。

（持続可能な交通サービスの形成）

公共交通不便地域などにおいて、新たな移動手段の導入や乗り継ぎの円滑化を促進し、将来にわたり市民が移動しやすい交通サービスを形成する。

6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全

（土砂災害の発生予防）

大雨等による土砂災害の発生、被害を最小限に抑えるため、急傾斜地崩壊防止施設の整備を推進する。

また、土砂災害の危険性が認められるものの基礎調査予定箇所に位置づけられていない箇所については、県へ情報提供するとともに、速やかに指定を検討するよう要請する。

さらに、がけ崩れなどの災害から住民の安全を確保するため、危険ながけ地付近からの移転を促進する。【1-5 再掲】

（土砂災害に関する意識啓発）

土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等及び基礎調査予定箇所の周知に努めることで、警戒避難体制の充実を図る。

土砂災害警戒区域等の住民が、ちばし安全・安心メールやテレビのデータ放送など、現在の住まい環境や設備を駆使し、土砂災害や避難所に関する情報を入手できるように、啓発活動を行う。【1-5 再掲】

（下水道施設の耐震化・更新）

災害時における公衆衛生と公共用水域の水質の維持を行うため、主要な管渠や処理場・ポンプ場の耐震化を図り、地震発生時の下水道の流下機能や処理機能を確保するとともに、市立学校等の避難所にマンホールトイレを設置し、災害時における衛生的なトイレ環境を整備する。

また、下水道管渠及び処理場・ポンプ場の改築については、点検・調査結果に基づき改築を行う。

さらに、河川氾濫などの被災時においても一定の下水道機能を確保するため、耐水化を図る。【6-2 再掲】

（津波被害の発生予防）

指定緊急避難場所（津波）の情報について、引き続き、速やかな避難行動に役立つ海拔表示の看板や蓄光式の看板を設置するとともに、様々な広報媒体や啓発の機会を通じて周知を図る。

また、海岸保全施設について、千葉県と連携を図りながら、市で実施できる対策を検討する。【1-3 再掲】

（複合災害への対応体制の構築）

さまざまな災害が同時または短期間で発生する複合災害が発生した場合、被害の広域化や長期化が懸念されるため、国や県、関係機関等と連携し、複合災害への応急対策に関して必要な体制の構築について検討を進める。

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

(地震対策の推進)

千葉市地震被害想定調査報告書を踏まえ、建物耐震化等の被害軽減施策を推進するとともに、市民の防災意識の向上を図るため、地震ハザードマップにより各地域における建物被害や液状化危険度、各家庭における地震への備え等について市民に分かりやすく伝える。【1-1 再掲】

(民間建築物の適切な管理)

千葉市空家等対策計画に基づき、管理不全な空家等の対策を推進する。

また、空家等の発生予防や流通促進を図るため、空き家ガイドブック等を用いて市民に対する意識啓発や情報提供を行う。

(公共建築物の耐震化・不燃化等)

各施設において、引き続き、機能保全を図ることを目的とし、計画的に建て替えや修繕を行うとともに、施設の利用計画に応じた耐震化を図る。また、学校の施設環境・機能向上のための大規模改造や老朽化した保育所の建替え等を行うほか、大規模災害時にも機能を維持できるような施設・設備を備えた新病院を整備する。【1-1 再掲】

(市の防災拠点の耐震化等)

新庁舎の整備にあわせて、庁舎の防災機能の向上を図るとともに危機管理センターの整備を進める。【1-1 再掲】

(民間建築物等の防火体制の整備)

重大な消防法令違反対象物に対する違反是正率及び違反対象物に対する是正等の達成率100%を目指す。

また、感震ブレーカーの効果的な普及啓発のため、密集住宅市街地における町内自治会単位の感震ブレーカー設置補助事業を行う。【1-2 再掲】

(密集住宅市街地の環境整備)

土地区画整理事業については、狭あい道路に接する密集家屋の移転を推進し、都市計画道路や区画道路及び公共下水道施設等の都市基盤整備を実施する。

また、密集住宅市街地については、住宅の耐震化や狭あい道路拡充整備の促進を図るとともに、老朽木造住宅の除却を促進していく。【1-1 再掲】

(幹線道路の整備)

延焼遮断帯、避難経路の確保、ミッシングリンクの解消を図るため、幹線道路整備を引き続き進める。【1-1 再掲】

(道路基盤の確保)

狭あい道路拡幅整備事業の事前協議の受付件数増加を図るため、他市の事例や状況を調査・研究し、事業の見直しを検討する。また、危険なブロック塀等の撤去を促進するほか、ユニバーサルデザインを踏まえた歩道のバリアフリー化等を進める。【1-1 再掲】

（災害に強いまちづくりの推進）

都市計画、公園緑地、住宅などの分野別マスタープランに基づき、災害に強い都市づくりをハード、ソフトの両面から進めるとともに、土砂災害特別警戒区域等の災害ハザードエリアを居住促進区域から除外するなど、適切な土地利用を誘導し、災害に強いまちづくりを推進します。【1-1 再掲】

（常備消防の強化）

拡大する市街地や人口の増加、火気使用設備及び器具の普及等による消防需要増大に対応するため、消防活動体制の強化を図る。また、一人暮らしの高齢者などに対応した防火対策を推進するとともに、ICT を活用した効率的な予防業務の運用などにより火災の未然防止を推進する。【1-1 再掲】

（消防指令体制の強化）

消防・救急無線のデジタル化、映像情報システムの有効活用、各種通信媒体の活用等により情報の収集・伝達体制を確保し、大規模災害発生時における消防通信体制の強化を図る。

【1-1 再掲】

（消防団の強化）

災害時における消防団の消火力を強化するため、消防団器具置場、小型動力ポンプ付積載車、消防用資機材、携帯用無線機等の整備を図る。【1-1 再掲】

（消防水利の整備）

被害が大きいとされている地域について、消防水利の整備を推進していく。【1-2 再掲】

（広域避難場所の整備・周知）

広域避難場所の情報について、引き続き、様々な広報媒体や啓発の機会を通じて周知を図る。【1-1 再掲】

（延焼遮断のための緑地の確保）

緑の機能や大切さについての住民や事業者の理解を深め、民有地緑化を推進するとともに、既存の緑の質の向上を図る。また、都市開発・整備などにあわせて、公園・緑地の計画的な配置・整備を行い、火災発生時の避難環境の確保や延焼防止効果の向上を図る。【1-2 再掲】

（避難行動要支援者の支援体制の強化）

福祉避難所の指定を推進するとともに、千葉市災害時要配慮者支援計画に基づき、避難行動要支援者の避難環境の整備を図るため、個別避難計画の作成に取り組む。

また、避難行動要支援者名簿を整備し、適切に管理する。名簿対象者の地域への提供率を上げるため、協定の締結を促進するとともに、協定締結後の活動支援や、町内自治会等未加入者への対応を明確にすることについても検討を行う。【1-1 再掲】

（地域における災害対応力の向上）

自主防災組織未結成自治会・マンション管理組合向けの個別説明会を実施し、自主防災組織の結成を促進するとともに、継続的な訓練実施や地区防災計画策定促進のための啓発や支援を行う。

さらに、地域における初期消火力を向上させるため、自主防災組織による排水栓を活用した初期消火活動を促進する。【1-1 再掲】

(複合災害への対応体制の構築)

さまざまな災害が同時または短期間で発生する複合災害が発生した場合、被害の広域化や長期化が懸念されるため、国や県、関係機関等と連携し、複合災害への応急対策に関して必要な体制の構築について検討を進める。【6-5 再掲】

7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生

(コンビナート災害の発生・拡大防止)

関係機関による石油コンビナート等合同防災訓練を継続して実施するなど、石油コンビナート地域の耐災害性を強化する。【5-2 再掲】

(民間建築物等の防火体制の整備)

重大な消防法令違反対象物に対する違反是正率及び違反対象物に対する是正等の達成率100%を目指す。【5-2 再掲】

(複合災害への対応体制の構築)

さまざまな災害が同時または短期間で発生する複合災害が発生した場合、被害の広域化や長期化が懸念されるため、国や県、関係機関等と連携し、複合災害への応急対策に関して必要な体制の構築について検討を進める。【6-5 再掲】

7-3 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺

(密集住宅市街地の環境整備)

土地区画整理事業については、狭あい道路に接する密集家屋の移転を推進し、都市計画道路や区画道路及び公共下水道施設等の都市基盤整備を実施する。

また、密集住宅市街地については、住宅の耐震化や狭あい道路拡充整備の促進を図るとともに、老朽木造住宅の除却を促進していく。【1-1 再掲】

(緊急輸送道路の確保)

改修等を要する緊急輸送道路沿道建築物の所有者に対して、その必要性について周知啓発を行い、助成制度の利用促進を図る。

また、災害時において、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急復旧活動のために重要な緊急輸送道路等の電線共同溝の整備を進める。【2-1 再掲】

7-4 防災施設、排水ポンプ等の損壊・機能不全による二次災害の発生

(土砂災害の発生予防)

大雨等による土砂災害の発生、被害を最小限に抑えるため、急傾斜地崩壊防止施設の整備を推進する。

また、土砂災害の危険性が認められるものの基礎調査予定箇所に位置づけられていない箇所については、県へ情報提供するとともに、速やかに指定を検討するよう要請する。

さらに、がけ崩れなどの災害から住民の安全を確保するため、危険ながけ地付近からの移転を促進する。【1-5 再掲】

（土砂災害に関する意識啓発）

土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等及び基礎調査予定箇所の周知に努めることで、警戒避難体制の充実を図る。

土砂災害警戒区域等の住民が、ちばし安全・安心メールやテレビのデータ放送など、現在の住まい環境や設備を駆使し、土砂災害や避難所に関する情報を入手できるように、啓発活動を行う。【1-5 再掲】

（下水道施設の耐震化・更新）

災害時における公衆衛生と公共用水域の水質の維持を行うため、主要な管渠や処理場・ポンプ場の耐震化を図り、地震発生時の下水道の流下機能や処理機能を確保するとともに、市立学校等の避難所にマンホールトイレを設置し、災害時における衛生的なトイレ環境を整備する。

また、下水道管渠及び処理場・ポンプ場の改築については、点検・調査結果に基づき改築を行う。

さらに、河川氾濫などの被災時においても一定の下水道機能を確保するため、耐水化を図る。【6-2 再掲】

（津波被害の発生予防）

指定緊急避難場所（津波）の情報について、引き続き、速やかな避難行動に役立つ海拔表示の看板や蓄光式の看板を設置するとともに、様々な広報媒体や啓発の機会を通じて周知を図る。

また、海岸保全施設について、千葉県と連携を図りながら、市で実施する対策を検討する。

【1-3 再掲】

（複合災害への対応体制の構築）

さまざまな災害が同時または短期間で発生する複合災害が発生した場合、被害の広域化や長期化が懸念されるため、国や県、関係機関等と連携し、複合災害への応急対策に関して必要な体制の構築について検討を進める。【6-5 再掲】

7-5 有害物質の大規模拡散・流出による地域の荒廃

（コンビナート災害の発生・拡大防止）

関係機関による石油コンビナート等合同防災訓練を継続して実施するなど、石油コンビナート地域の耐災害性を強化する。【5-2 再掲】

（民間建築物等の防火体制の整備）

重大な消防法令違反対象物に対する違反是正率及び違反対象物に対する是正等の達成率100%を目指す。【5-2 再掲】

（民間企業におけるBCPの策定促進）

民間企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定し、災害時においての一定の事業活動が継続的に実施できる体制づくりを支援する。【5-1 再掲】

7-6 農地・森林等の被害による地域の荒廃

(農地・森林等の適切な整備)

農地・森林の持つ雨水貯留や土壌流出防止などの機能を保持するため、農地・森林の保全と活用を進める。

(農業集落排水施設の整備)

農村の生活環境を保全するため、農業用集落排水の再編を行う。

また、災害時には、浄化槽清掃業者で組織する組合との協定締結により、農業集落排水の汚水移送を迅速化するとともに、農業用集落排水管路の被災箇所の特定や対応方法の検討を迅速に行うための下水道台帳を整備する。

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(災害廃棄物処理体制の構築)

千葉市災害廃棄物処理計画に基づき、大規模災害を想定した収集・運搬・管理体制の検討や適切な処理方法の検討を進める。【2-5 再掲】

(人的支援の受入れ体制の整備)

計画の実行性を高めるため、必要に応じて見直しを行うとともに、受援力の向上を図るため、平常時から他の自治体等との連携を強化する。【2-2 再掲】

8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

(建設関係団体、他自治体等との協力体制の構築)

平常時から協定締結先との連携強化を図る。【3-2 再掲】

(人的支援の受入れ体制の整備)

計画の実行性を高めるため、必要に応じて見直しを行うとともに、受援力の向上を図るため、平常時から他の自治体等との連携を強化する。【2-2 再掲】

(復興まちづくり計画の策定)

災害が発生しても、迅速かつ計画的な復興を実現できるよう、復興のあり方や手順、執行体制等についてあらかじめ検討するため、復興まちづくり計画を策定する。

(地域経済の活性化促進)

企業誘致や創業支援による地域経済の新たな担い手の創出のほか、持続可能な経営に向けた取組み支援などによって、地域経済の活性化を図る。【5-1 再掲】

(ドローンを活用した災害対応)

災害の被害状況を速やかに把握するため、民間企業・団体との協定締結により、ドローンを活用した被害情報の収集を検討する。

8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(下水道施設の耐震化・更新)

災害時における公衆衛生と公共用水域の水質の維持を行うため、主要な管渠や処理場・ポンプ場の耐震化を図り、地震発生時の下水道の流下機能や処理機能を確保するとともに、市立学校等の避難所にマンホールトイレを設置し、災害時における衛生的なトイレ環境を整備する。

また、下水道管渠及び処理場・ポンプ場の改築については、点検・調査結果に基づき改築を行う。

さらに、河川氾濫などの被災時においても一定の下水道機能を確保するため、耐水化を図る。【6-2 再掲】

8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

(地域におけるコミュニティ活動の推進)

町内自治会の加入・結成をさらに促進していく。

また、地域の担い手を確保し、持続可能なまちづくりの体制を構築するため、多様な主体が関わる地域コミュニティ育成支援や柔軟な連携を推進する。

(文化財の防災対策)

文化財の日常的な維持管理と計画的な保存修理を進めるとともに文化財の防災対策を進める。

また、災害時における被害状況の把握のため、文化財の調査・記録を推進する。

8-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復旧・復興が大幅に遅れる事態

(復興まちづくり計画の策定)

災害が発生しても、迅速かつ計画的な復興を実現できるよう、復興のあり方や手順、執行体制等についてあらかじめ検討するため、復興まちづくり計画を策定する。【8-2 再掲】

(地域経済の活性化促進)

企業誘致や創業支援による地域経済の新たな担い手の創出のほか、持続可能な経営に向けた取組み支援などによって、地域経済の活性化を図る。【5-1 再掲】

8-6 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による経済等への甚大な影響

(行政による情報処理・発信体制の整備)

危機管理センターにおいて運用する総合防災情報システムについて、GIS を活用した情報分析機能の高度化を図るとともに、関連システムとの連携拡大により、災害情報の収集・分析力の強化を目指す。

市民への情報配信については、これまで行っていたちばし安全・安心メールや各種 SNS への一括配信、千葉県防災ポータルサイト等による配信を継続するとともに、土砂災害（特別）警戒区域居住世帯や避難行動要支援者など多様な主体への情報伝達を可能とする手法の検討を行う。【1-1 再掲】

(地域経済の活性化促進)

企業誘致や創業支援による地域経済の新たな担い手の創出のほか、持続可能な経営に向けた取組み支援などによって、地域経済の活性化を図る。【5-1 再掲】

第4章 対応方策の重点化と計画の進捗管理

1 対応方策の重点化

STEP 5

(1) 重点化の方法

各リスクシナリオの対応方策について、国・県の重点化プログラム、本市の基本計画との整合性・関連性及び施策の進捗状況を踏まえ、重点化すべきプログラムに係るリスクシナリオを選定する。

選定に係る4つの視点

- ① 市民の生命等に関わるものなど、緊急性が高い事業
- ② 基本目標・事前に備えるべき目標に対する効果が大きい事業
- ③ 市の基本計画に定められた都市像との整合性・関連性の深い事業
- ④ リスクシナリオを回避するために必要な事業に対して、著しく進捗が遅れている事業

(2) 重点化すべきリスクシナリオ

40のリスクシナリオについて、上記(1)の視点に基づき、重点化すべきプログラムに係る19のリスクシナリオを次のとおり選定する。

40のリスクシナリオのうち重点化するリスクシナリオ（網掛け表示）

事前に備えるべき目標		リスクシナリオ
1	直接死を最大限防ぐ	1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-5 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
		2-2 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-3 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生、混乱
		2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 矯正施設からの被収容者の逃亡、被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
		3-2 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・長期停止
		4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
		5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
		5-3 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

		5-4	基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響（基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止）
		5-5	金融サービス等の機能停止による市民生活・商取引等への甚大な影響
		5-6	食料等の安定供給の停滞
		5-7	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	基幹的交通から地域交通網まで、交通インフラの長期間にわたる機能停止
		6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生
		7-3	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
		7-4	防災施設、排水ポンプ等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-5	有害物質の大規模拡散・流出による地域の荒廃
		7-6	農地・森林等の被害による地域の荒廃
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
		8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
		8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		8-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-6	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による経済等への甚大な影響

2 計画の進捗管理

(1) 進捗状況の把握

計画策定後は、地域強靱化の取組を着実に推進するため、「アクションプラン編」に記載されている事業について、数値目標等を活用して、リスクシナリオごとに進捗管理を実施する。

(2) 計画の見直し

本計画は、千葉市基本計画で示されている取組や将来像と整合を図りながら、市のあらゆる行政計画の指針として、分野横断的・網羅的に取組を整理するための計画として位置づけられていることから、千葉市基本計画または実施計画の改定に合わせて、計画内容を修正するとともに、地域防災計画等の関連する計画を見直す際には、本計画との整合性を図ることとする。

また、本計画は、社会状況の変化や(1)の進捗管理の結果を踏まえ、必要に応じて計画内容の見直しを行う。その際は、あらためて本市における脆弱性評価を行った上で、必要な対応方策について明らかにする。

[別記：脆弱性の分析・評価の結果]

1 直接死を最大限防ぐ

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

(地震対策の推進)

地震による被害軽減施策を推進するため、地震被害想定調査の結果を踏まえた検討を進めるとともに、市民の防災意識の向上を図るため、各地域における災害リスクを市民に分かりやすく伝える必要がある。

(公共建築物の耐震化・不燃化等)

市有建築物については、平成 27 年度末までに概ね耐震化が終了しており、各施設においては、機能保全を図ることを目的とし、計画的に建替えや修繕を行う必要がある。また、学校の施設環境・機能向上のための大規模改修や老朽化した公立保育所の建替え等を行うほか、大規模災害時にも機能を維持できるような施設・設備を備えた新病院を整備する必要がある。

(市の防災拠点の耐震化等)

現在、新庁舎整備を進めているところであり、新庁舎整備にあわせて庁舎の防災機能の向上を図るとともに危機管理センターの設置を進めていく必要がある。

(民間建築物の耐震化)

令和 2 年度末時点で民間住宅の耐震化率は 91%、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化率は 96%、耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率は 92%となっており、一定の進捗が図られているが、引き続き更なる耐震化を図る必要がある。

(密集住宅市街地の環境整備)

密集住宅市街地の住民に対して、耐震化促進支援や狭あい道路拡幅整備支援に関する補助制度等の啓発を引き続き実施するとともに、老朽木造住宅除却の促進について検討する必要がある。

(幹線道路の整備)

大規模な延焼を防ぐ効果のほか、避難経路や物資輸送などに必要な都市計画道路などの幹線道路ネットワークが不十分なため、未整備区間の整備を引き続き推進する必要がある。

(道路基盤の確保)

狭あい道路拡幅整備事業の事前協議の受付件数は、毎年度概ね 50 件前後あるが、狭あい道路の早期解消に向けさらなる利用件数の増加が必要である。

また、危険なブロック塀等の撤去や歩道のバリアフリー化等を進めることにより、安全・安心な避難経路を確保する必要がある。

(災害に強いまちづくりの推進)

各地域の災害リスクを踏まえ、災害ハザードエリアを居住促進区域から除外するなど、適切な土地利用を誘導するとともに、都市基盤の整備を進め、防災力の向上を図る必要がある。

（常備消防の強化）

拡大する市街地や人口の増加、火気使用設備及び器具の普及等による消防需要増大に対応する必要がある。また、一人暮らしの高齢者が増加しており、居住形態に対応した防火対策を推進するとともに、ICT を活用して効率的に予防業務を運用する必要がある。

（消防指令体制の強化）

大規模災害発生時における消防通信体制の強化を図る必要がある。

（消防団の強化）

災害時における消防団の消火力強化を図る必要がある。

（広域避難場所の整備・周知）

広域避難場所（指定緊急避難場所（大規模な火災））を 38 か所指定（令和 4 年 4 月）しており、引き続き、周知を行っていく必要がある。

（地域における災害対応力の向上）

自主防災組織の結成率は 59.5%であることから、引き続き、自主防災組織の結成を促進するとともに、訓練の実施や地区防災計画の策定促進により、地域における災害対応力の向上を図る必要がある。

また、火災被害の拡大を防止するため、地域における初期消火力の向上を促進する必要がある。

（避難行動要支援者の支援体制の強化）

福祉避難所の指定を推進するとともに、千葉県災害時要配慮者支援計画に基づき、避難行動要支援者のための避難環境の整備を図るため、個別避難計画の作成に取り組む必要がある。

避難行動要支援者名簿対象者の地域への提供率は 35.2%であることから、協定締結を推進する必要がある。

さらに、名簿情報の更新が年 1 回であることや、町内自治会等未加入者への対応を明確にするという課題があることから、地域の協力体制を強化する必要がある。

（家具転倒防止対策の強化）

家具転倒防止対策の実施率について、千葉県地震被害想定調査報告書（平成 29 年 3 月）では、現状の 18.8%から、65%（千葉県地震防災戦略の目標）まで上がった場合、屋内収容物の転倒等による死者数が約 60%程度減少することが判明したため、高齢者・重度障害者世帯への転倒防止金具の助成・設置をさらに推進していくほか、各家庭において家具転倒防止等の取組を行うよう啓発する必要がある。

（行政による情報処理・発信体制の整備）

災害情報共有システムの導入により、災害情報を短時間に収集することが可能となったが、庁内ネットワークに接続された場所以外での機動的な情報収集や、正確でより迅速な情報の収集、分析、活用等のため、システムの改良等が必要である。

市民への情報配信については、これまで行っていたちばし安全・安心メールや各種 SNS への一括配信、千葉県防災ポータルサイト等による配信を継続するとともに、土砂災害（特別）警戒区域居住世帯や避難行動要支援者など多様な主体への情報伝達を可能とする手法の検討を行う必要がある。

(防災教育・学習の充実)

市民の防災意識向上を図るため、過去の災害から得られた教訓等を活かし、学校における防災教育や、地域における防災に関する学習機会の提供を行う必要がある。

1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

(公共建築物の耐震化・不燃化等)

市有建築物については、平成 27 年度末までに概ね耐震化が終了しており、各施設においては、機能保全を図ることを目的とし、計画的に建替えや修繕を行う必要がある。また、学校の施設環境・機能向上のための大規模改修や老朽化した公立保育所の建替え等を行うほか、大規模災害時にも機能を維持できるような施設・設備を備えた新病院を整備する必要がある。【1-1 再掲】

(民間建築物等の防火体制の整備)

消防用設備未設置等の重大違反是正率は 53%、その他の違反是正率は 64%となっていることから、更なる違反是正の推進及び新たに所管する火薬類施設等への的確な指導等を行うため、査察実施体制の強化を行う必要がある。

また、感震ブレーカーについて、町内自治会等に説明会の実施を行っているが、特に普及の必要な地域については、感震ブレーカーの補助金を交付し、普及促進を図る必要がある。

(幹線道路の整備)

大規模な延焼を防ぐ効果のほか、避難経路や物資輸送などに必要な都市計画道路などの幹線道路ネットワークが不十分なため、未整備区間の整備を引き続き推進する必要がある。【1-1 再掲】

(道路基盤の確保)

狭あい道路拡幅整備事業の事前協議の受付件数は、毎年度概ね 50 件前後あるが、狭あい道路の早期解消に向けさらなる利用件数の増加が必要である。

また、危険なブロック塀等の撤去や歩道のバリアフリー化等を進めることにより、安全・安心な避難経路を確保する必要がある。【1-1 再掲】

(延焼遮断のための緑地の確保)

壁面緑化については、一定量の確保はできているが、大幅な拡大は難しいことから、住民等の理解を得ながら、着実に民有地緑化を進めることが必要である。また、公園・緑地の計画的な配置・整備を行う必要がある。

(災害に強いまちづくりの推進)

各地域の災害リスクを踏まえ、災害ハザードエリアを居住促進区域から除外するなど、適切な土地利用を誘導するとともに、都市基盤の整備を進め、防災力の向上を図る必要がある。【1-1 再掲】

(常備消防の強化)

拡大する市街地や人口の増加、火気使用設備及び器具の普及等による消防需要増大に対応する必要がある。また、一人暮らしの高齢者が増加しており、居住形態に対応した防火対策を推進するとともに、ICT を活用して効率的に予防業務を運用する必要がある。【1-1 再掲】

(消防指令体制の強化)

大規模災害発生時における消防通信体制の強化を図る必要がある。【1-1 再掲】

(消防団の強化)

災害時における消防団の消火力強化を図る必要がある。【1-1 再掲】

(消防水利の整備)

千葉市の消防水利の充足率は 81.7%であり、引き続き、整備を進めていく必要がある。

(地域における災害対応力の向上)

自主防災組織の結成率は 59.5%であることから、引き続き、自主防災組織の結成を促進するとともに、訓練の実施や地区防災計画の策定促進により、地域における災害対応力の向上を図る必要がある。

また、火災被害の拡大を防止するため、地域における初期消火力の向上を促進する必要がある。

【1-1 再掲】

(避難行動要支援者の支援体制の強化)

福祉避難所の指定を推進するとともに、千葉市災害時要配慮者支援計画に基づき、避難行動要支援者のための避難環境の整備を図るため、個別避難計画の作成に取り組む必要がある。

避難行動要支援者名簿対象者の地域への提供率は 35.2%であることから、協定締結を推進する必要がある。

さらに、名簿情報の更新が年 1 回であることや、町内自治会等未加入者への対応を明確にするという課題があることから、地域の協力体制を強化する必要がある。【1-1 再掲】

(防災教育・学習の充実)

市民の防災意識向上を図るため、過去の災害から得られた教訓等を活かし、学校における防災教育や、地域における防災に関する学習機会の提供を行う必要がある。【1-1 再掲】

(行政による情報処理・発信体制の整備)

災害情報共有システムの導入により、災害情報を短時間に収集することが可能となったが、庁内ネットワークに接続された場所以外での機動的な情報収集や、正確でより迅速な情報の収集、分析、活用等のため、システムの改良等が必要である。

市民への情報配信については、これまで行っていたちばし安全・安心メールや各種 SNS への一括配信、千葉市防災ポータルサイト等による配信を継続するとともに、土砂災害（特別）警戒区域居住世帯や避難行動要支援者など多様な主体への情報伝達を可能とする手法の検討を行う必要がある。【1-1 再掲】

(広域避難場所の整備・周知)

広域避難場所（指定緊急避難場所（大規模な火災））を 38 か所指定（令和 4 年 4 月）しており、引き続き、周知を行っていく必要がある。【1-1 再掲】

1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生

(津波被害の発生予防)

津波の一時的な避難場所として指定緊急避難場所(津波)を367か所指定し、看板を設置するとともに、道路の照明灯等に海拔表示を420枚設置しており、引き続き、看板等の設置や市民への周知を行っていく必要がある。

また、海岸保全施設は千葉県が整備を進めており、千葉県と連携を図る必要がある。

(行政による情報処理・発信体制の整備)

災害情報共有システムの導入により、災害情報を短時間に収集することが可能となったが、庁内ネットワークに接続された場所以外での機動的な情報収集や、正確でより迅速な情報の収集、分析、活用等のため、システムの改良等が必要である。

市民への情報配信については、これまで行っていたちばし安全・安心メールや各種SNSへの一括配信、千葉市防災ポータルサイト等による配信を継続するとともに、土砂災害(特別)警戒区域居住世帯や避難行動要支援者など多様な主体への情報伝達を可能とする手法の検討を行う必要がある。【1-1 再掲】

(地域における災害対応力の向上)

自主防災組織の結成率は59.5%であることから、引き続き、自主防災組織の結成を促進するとともに、訓練の実施や地区防災計画の策定促進により、地域における災害対応力の向上を図る必要がある。【1-1 再掲】

(避難行動要支援者の支援体制の強化)

福祉避難所の指定を推進するとともに、千葉市災害時要配慮者支援計画に基づき、避難行動要支援者のための避難環境の整備を図るため、個別避難計画の作成に取り組む必要がある。

避難行動要支援者名簿対象者の地域への提供率は35.2%であることから、協定締結を推進する必要がある。

さらに、名簿情報の更新が年1回であることや、町内自治会等未加入者への対応を明確にするという課題があることから、地域の協力体制を強化する必要がある。【1-1 再掲】

(災害に強いまちづくりの推進)

各地域の災害リスクを踏まえ、災害ハザードエリアを居住促進区域から除外するなど、適切な土地利用を誘導するとともに、都市基盤の整備を進め、防災力の向上を図る必要がある。【1-1 再掲】

(防災教育・学習の充実)

市民の防災意識向上を図るため、過去の災害から得られた教訓等を活かし、学校における防災教育や、地域における防災に関する学習機会の提供を行う必要がある。【1-1 再掲】

1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

(浸水対策の推進)

市内の河川を概ね 1 時間 50mm の大雨に対応できるよう、引き続き、河川の改修を進めるとともに、引き続き、洪水ハザードマップや内水ハザードマップの活用等によるソフト対策を推進する必要がある。

また、雨水施設の整備について、引き続き、53.4mm/h の降雨に対する整備を進めるとともに、一度雨水整備が完了した地区においても、低地部などの地形的な要因などにより、再び浸水被害が発生している状況であることから、浸水リスクや都市機能の集積度が高い J R 千葉駅東口などの地区について、整備水準を引き上げ、雨水対策を強化する必要がある。

さらに、公共下水道区域以外でも浸水被害が頻発しており、排水施設の整備を推進するとともに、既存施設の老朽化対策を講じる。

(高潮災害の発生予防)

高潮の一時的な避難場所として指定緊急避難場所（高潮）を 325 か所（平成 30 年 1 月、津波避難ビル 44 か所含む）指定しており、引き続き、周知を行っていく必要がある。

また、海岸保全施設は千葉県が整備を進めており、千葉県と連携を図る必要がある。

(行政による情報処理・発信体制の整備)

災害情報共有システムの導入により、災害情報を短時間に収集することが可能となったが、庁内ネットワークに接続された場所以外での機動的な情報収集や、正確でより迅速な情報の収集、分析、活用等のため、システムの改良等が必要である。

市民への情報配信については、これまで行っていたちばし安全・安心メールや各種 SNS への一括配信、千葉市防災ポータルサイト等による配信を継続するとともに、土砂災害（特別）警戒区域居住世帯や避難行動要支援者など多様な主体への情報伝達を可能とする手法の検討を行う必要がある。【1-1 再掲】

(地域における災害対応力の向上)

自主防災組織の結成率は 59.5% であることから、引き続き、自主防災組織の結成を促進するとともに、訓練の実施や地区防災計画の策定促進により、地域における災害対応力の向上を図る必要がある。【1-1 再掲】

(避難行動要支援者の支援体制の強化)

福祉避難所の指定を推進するとともに、千葉市災害時要配慮者支援計画に基づき、避難行動要支援者のための避難環境の整備を図るため、個別避難計画の作成に取り組む必要がある。

避難行動要支援者名簿対象者の地域への提供率は 35.2% であることから、協定締結を推進する必要がある。

さらに、名簿情報の更新が年 1 回であることや、町内自治会等未加入者への対応を明確にするという課題があることから、地域の協力体制を強化する必要がある。【1-1 再掲】

（災害に強いまちづくりの推進）

各地域の災害リスクを踏まえ、災害ハザードエリアを居住促進区域から除外するなど、適切な土地利用を誘導するとともに、都市基盤の整備を進め、防災力の向上を図る必要がある。【1-1 再掲】

（防災教育・学習の充実）

市民の防災意識向上を図るため、過去の災害から得られた教訓等を活かし、学校における防災教育や、地域における防災に関する学習機会の提供を行う必要がある。【1-1 再掲】

1-5 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

（土砂災害の発生予防）

急傾斜地崩壊防止施設の整備を推進し、大雨等による土砂災害の発生、被害を最小限に抑える必要がある。

急傾斜地崩壊防止工事の対象となる 110 箇所のうち 29 箇所については、急傾斜地崩壊防止施設の整備が完了しているが、残りの 81 箇所については、地元からの要望のほか工事实施の条件を満たした場合に限り実施できることから、市民に対して急傾斜地崩壊対策事業に関する理解を促し、事業 PR の動画配信等により事業の周知・啓発に取り組む必要がある。

また、土砂災害の危険性が認められるものの基礎調査予定箇所に位置づけられていない箇所については、県へ情報提供するとともに、速やかに指定を検討するよう要請する必要がある。

さらに、がけ崩れなどの災害から住民の安全を確保するため、危険ながけ地付近からの移転を促進する必要がある。

（土砂災害に関する意識啓発）

土砂災害防止法に基づく基礎調査の公表や土砂災害警戒区域等の指定の推進など、ソフト対策による警戒避難体制の充実を図る必要がある。

千葉県知事による土砂法に基づく土砂災害警戒区域（特別警戒区域）の指定後は、指定区域ごとにハザードマップを作成し、土砂災害に関する情報の伝達方法や避難所に関する事項などの周知を行っているが、土砂災害警戒区域等の住民が、土砂災害や避難所に関する情報を入手できるように、啓発活動を行う必要がある。

（富士山噴火による降灰対策）

富士山噴火による降灰被害について、火山灰による被害を軽減する対策を検討する必要がある。

（行政による情報処理・発信体制の整備）

災害情報共有システムの導入により、災害情報を短時間に収集することが可能となったが、庁内ネットワークに接続された場所以外での機動的な情報収集や、正確でより迅速な情報の収集、分析、活用等のため、システムの改良等が必要である。

市民への情報配信については、これまで行っていたちばし安全・安心メールや各種 SNS への一括配信、千葉県防災ポータルサイト等による配信を継続するとともに、土砂災害（特別）警戒区域居住世帯や避難行動要支援者など多様な主体への情報伝達を可能とする手法の検討を行う必要がある。【1-1 再掲】

(地域における災害対応力の向上)

自主防災組織の結成率は 59.5%であることから、引き続き、自主防災組織の結成を促進するとともに、訓練の実施や地区防災計画の策定促進により、地域における災害対応力の向上を図る必要がある。【1-1 再掲】

(避難行動要支援者の支援体制の強化)

福祉避難所の指定を推進するとともに、千葉県災害時要配慮者支援計画に基づき、避難行動要支援者のための避難環境の整備を図るため、個別避難計画の作成に取り組む必要がある。

避難行動要支援者名簿対象者の地域への提供率は 35.2%であることから、協定締結を推進する必要がある。

さらに、名簿情報の更新が年 1 回であることや、町内自治会等未加入者への対応を明確にするという課題があることから、地域の協力体制を強化する必要がある。【1-1 再掲】

(災害に強いまちづくりの推進)

各地域の災害リスクを踏まえ、災害ハザードエリアを居住促進区域から除外するなど、適切な土地利用を誘導するとともに、都市基盤の整備を進め、防災力の向上を図る必要がある。【1-1 再掲】

(防災教育・学習の充実)

市民の防災意識向上を図るため、過去の災害から得られた教訓等を活かし、学校における防災教育や、地域における防災に関する学習機会の提供を行う必要がある。【1-1 再掲】

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

(被災地における物資の確保)

災害時応援協定による物資調達の実効性を確保するとともに、物資供給を円滑に行うため、平成 28 年 5 月に関係課及び関係団体（千葉県倉庫協会等）で構成する連絡会を設置し、定期的に会議を開催しているが、大規模災害発生時に、より一層円滑に運用できるよう、平常時における情報共有やマニュアルの見直し等を行う必要がある。

また、地域防災計画に基づき、千葉県地震被害想定調査報告書による避難所避難者数に対し、発災から 3 日間必要となる最低限の物資や消毒液等の衛生用品等の備蓄物資の適切な管理を行う必要がある。

さらに、災害時に避難者の健康保持を図るため、新たに栄養補助食品などを導入する必要がある。

(応急給水体制の整備)

災害時の飲料水・生活用水を確保するため、非常用井戸を整備し、非常用発電機や浄水機を配置しているが、これらの機能を確保する必要がある。

また、「防災井戸協力の家」の指定や、井戸を所有する市内企業と専用水道の利用についての協定締結などを行っており、より安定的な応急給水体制の構築を図る必要がある。

さらに、プッシュ型給水などに活用する車両や浄水場等の消火栓を応急給水ポイントとして活用するための非常用給水栓を配備する必要がある。

(広域災害物資供給拠点の整備)

災害時に調達した物資等や他県市町村からの救援物資を受入れ・保管し、さらに各地域へ配布するための仕分け等を行うための大規模物流施設を維持管理する必要がある。

(緊急輸送道路の確保)

災害発生等の緊急時に、避難・救助、物資の供給、施設の復旧等の応急対策活動のための交通を確保するため、緊急輸送道路を定めている。

地震発生時における建築物の倒壊による緊急輸送道路の閉塞を回避するため、耐震診断・耐震改修等を行う建築物の所有者向けに助成制度を実施し、対象者への周知啓発を行っていく必要がある。

また、電線共同溝の整備については、これまで道路特定事業計画に位置付けた生活関連経路を中心に行ってきたが、緊急輸送道路など防災・減災に資する道路の無電柱化の取り組みが必要である。

(水道施設の耐震化・更新)

送水管が菅田給水場から平川浄水場への一系統であり、大規模自然災害の発生により、破損が生じた場合、広範囲の給水に支障が生じるため、送水管の二系統化を進める必要がある。

また、災害発生に伴う被害を最小限にとどめ、速やかに復旧できる水道とするため、管路の耐震化や老朽化した施設、設備の計画的な更新が必要である。

(市場機能の強化)

市場は開場後 40 年以上を経過しており、耐用年数を過ぎた施設等も多いことから、修繕履歴等を整理してカルテを作成し、老朽度や使用状況に応じた改修を行う必要がある。

(幹線道路の整備)

大規模な延焼を防ぐ効果のほか、避難経路や物資輸送などに必要な都市計画道路などの幹線道路ネットワークが不十分なため、未整備区間の整備を引き続き推進する必要がある。【1-1 再掲】

(橋梁の耐震化・架替)

橋梁の耐震化や架替を着実に実施してきたが、引き続き、対策を進め、災害など緊急時に輸送や避難時の通行の安全を確保することが必要である。

(災害時の石油燃料等の確保)

災害時における緊急通行車両や災害拠点病院等へ優先的に燃料の供給を行うため、千葉県石油商業組合千葉支部との協定を締結しており、実効性の強化を図るとともに、LPガス等の石油燃料以外の燃料についても検討が必要である。

(消防署等における非常用発電設備等の確保)

消防署・所の建替えを進めるとともに、消防活動拠点である消防署・所等 26 か所において非常用電源設備を整備し、72 時間以上の稼働を確保する必要がある。

(医療施設における非常用電源の確保)

災害時において、医療施設の基本的な機能を維持するため、非常用発電機の整備や自立・分散型エネルギー（ガスコージェネレーション等）の導入等により、非常時にも活用できる電源（常用非常用併用電源）を確保する必要がある。

(自立分散型エネルギーシステムの導入)

災害時においても活用できる電源を確保するため、防災・避難拠点となる市立学校や社会福祉施設、家庭、事業所等における自立・分散型エネルギーシステムの導入を推進する必要がある。

また、災害時に EV に充電した電力を非常用電源として活用する必要がある。

2-2 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

(医療関係者の災害対応力の向上)

救急救命士の養成については、計画通りの進捗となっているが、今後の大量退職時代に向けて、救急救命士を数的・質的にも維持していく必要がある。

(人的支援の受入れ体制の整備)

他の自治体等から人的支援を円滑に受け入れるため、災害時受援計画を策定しており、受援力の向上を図る必要がある。

(常備消防の強化)

拡大する市街地や人口の増加、火気使用設備及び器具の普及等による消防需要増大に対応する必要がある。また、一人暮らしの高齢者が増加しており、居住形態に対応した防火対策を推進するとともに、ICT を活用して効率的に予防業務を運用する必要がある。【1-1 再掲】

(消防指令体制の強化)

大規模災害発生時における消防通信体制の強化を図る必要がある。【1-1 再掲】

(消防団の強化)

災害時における消防団の消火力強化を図る必要がある。【1-1 再掲】

(消防水利の整備)

千葉市の消防水利の充足率は 81.7% であり、引き続き、整備を進めていく必要がある。【1-2 再掲】

2-3 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生、混乱

(帰宅困難者に向けた支援設備の整備)

発生が想定される帰宅困難者数に対し、市が確保する一時滞在施設が不足しているため、今後も新規施設指定に向けた取組強化が必要である。また、一時滞在施設に指定した施設には、引き続き 1 日分の備蓄品を整備する。

2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

（医療関係者の災害対応力の向上）

救急救命士の養成については、計画通りの進捗となっているが、今後の大量退職時代に向けて、救急救命士を数的・質的にも維持していく必要がある。【2-2 再掲】

（幹線道路の整備）

大規模な延焼を防ぐ効果のほか、避難経路や物資輸送などに必要な都市計画道路などの幹線道路ネットワークが不十分なため、未整備区間の整備を引き続き推進する必要がある。【1-1 再掲】

（橋梁の耐震化・架替）

橋梁の耐震化や架替を着実に実施してきたが、引き続き、対策を進め、災害など緊急時に輸送や避難時の通行の安全を確保することが必要である。【2-1 再掲】

（人的支援の受入れ体制の整備）

他の自治体等から人的支援を円滑に受け入れるため、災害時受援計画を策定しており、受援力の向上を図る必要がある。【2-2 再掲】

（災害派遣医療チーム（DMAT）の養成）

大規模自然災害発生時に医療体制が絶対的に不足する事態を回避するため、医療救護の中心的役割を担う災害派遣医療チーム（DMAT）について訓練を充実し、災害拠点病院のDMAT保有率（100%）を維持する必要がある。

（医療施設における非常用電源の確保）

災害時において、医療施設の基本的な機能を維持するため、非常用発電機の整備や自立・分散型エネルギー（ガスコージェネレーション等）の導入等により、非常時にも活用できる電源（常用非常用併用電源）を確保する必要がある。【2-1 再掲】

（災害時の石油燃料等の確保）

災害時における緊急通行車両や災害拠点病院等へ優先的に燃料の供給を行うため、千葉県石油商業組合千葉支部との協定を締結しており、実効性の強化を図るとともに、LPガス等の石油燃料以外の燃料についても検討が必要である。【2-1 再掲】

2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

（避難所での衛生管理）

非接触型体温計、マスク、消毒液やゴム手袋などの衛生用品を今後も継続して備蓄するとともに、避難所のレイアウトや導線などを検討し、感染症の予防や感染拡大防止に努める必要がある。

（し尿処理体制の構築）

避難所となる市立学校にマンホールトイレを計画的に整備する必要がある。また、指定避難所への災害用トイレの備蓄を行っているが、市全体で不足すると見込まれるトイレの数を充足するため、整備が必要である。

(災害廃棄物処理体制の構築)

災害発生時に円滑な廃棄物処理を行うため、千葉市災害廃棄物処理計画を策定しており、計画に基づき、大規模災害を想定した収集・運搬・管理体制の検討や適切な処理方法の検討を進める必要がある。

(医療関係者の災害対応力の向上)

救急救命士の養成については、計画通りの進捗となっているが、今後の大量退職時代に向けて、救急救命士を数的・質的にも維持していく必要がある。【2-2 再掲】

(安全・安心な避難所の運営)

地域住民が主体となって避難所の開設運営を行う体制づくりについては、避難所運営委員会の設立数の増加等で一定の進捗は図られているが、さらなる結成促進を図るとともに、立ち上がった共助組織の活動の質や頻度に未だ改善すべき点が多いため、各組織を対象とした研修会を実施し、組織力、運営能力などの向上を図り、自立を促す必要がある。

また、避難所運営においては、被災者のプライバシー及び安全の確保並びに衛生管理に努めるとともに、高齢者や障害者をはじめとする要配慮者、女性やLGBT等（性的少数者）への配慮及びペット対策等についても適切に対応することが必要である。

2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

(避難所での衛生管理)

非接触型体温計、マスク、消毒液やゴム手袋などの衛生用品を今後も継続して備蓄するとともに、避難所のレイアウトや導線などを検討し、感染症の予防や感染拡大防止に努める必要がある。

【2-5 再掲】

(し尿処理体制の構築)

避難所となる市立学校にマンホールトイレを計画的に整備する必要がある。また、指定避難所への災害用トイレの備蓄を行っているが、市全体で不足すると見込まれるトイレの数を充足するため、整備が必要である。【2-5 再掲】

(災害廃棄物処理体制の構築)

災害発生時に円滑な廃棄物処理を行うため、千葉市災害廃棄物処理計画を策定しており、計画に基づき、大規模災害を想定した収集・運搬・管理体制の検討や適切な処理方法の検討を進める必要がある。【2-5 再掲】

(医療関係者の災害対応力の向上)

救急救命士の養成については、計画通りの進捗となっているが、今後の大量退職時代に向けて、救急救命士を数的・質的にも維持していく必要がある。【2-2 再掲】

（地域における災害対応力の向上）

自主防災組織の結成率は 35.2%であることから、引き続き、自主防災組織の結成を促進するとともに、訓練の実施や地区防災計画の策定促進により、地域における災害対応力の向上を図る必要がある。

また、火災被害の拡大を防止するため、地域における初期消火力の向上を促進する必要がある。

【1-1 再掲】

（安全・安心な避難所の運営）

地域住民が主体となって避難所の開設運営を行う体制づくりについては、避難所運営委員会の設立数の増加等で一定の進捗は図られているが、さらなる結成促進を図るとともに、立ち上がった共助組織の活動の質や頻度に未だ改善すべき点が多いため、各組織を対象とした研修会を実施し、組織力、運営能力などの向上を図り、自立を促す必要がある。

また、避難所運営においては、被災者のプライバシー及び安全の確保並びに衛生管理に努めるとともに、高齢者や障害者をはじめとする要配慮者、女性やLGBT等（性的少数者）への配慮及びペット対策等についても適切に対応することが必要である。【2-5 再掲】

（多様な避難形態に対応した支援の強化）

地域の実情に応じた避難環境の向上を図るため、新たな避難施設の確保や在宅避難等の推進など、多様な避難形態に対応した避難者支援を強化する必要がある。

（被災地における物資の確保）

災害時応援協定による物資調達の実効性を確保するとともに、物資供給を円滑に行うため、平成 28 年 5 月に関係課及び関係団体（千葉県倉庫協会等）で構成する連絡会を設置し、定期的に会議を開催しているが、大規模災害発生時に、より一層円滑に運用できるよう、平常時における情報共有やマニュアルの見直し等を行う必要がある。

また、地域防災計画に基づき、千葉市地震被害想定調査報告書による避難所避難者数に対し、発災から 3 日間必要となる最低限の物資や消毒液等の衛生用品等の備蓄物資の適切な管理を行う必要がある。

さらに、災害時に避難者の健康保持を図るため、新たに栄養補助食品などを導入する必要がある。【2-1 再掲】

（多様な主体に配慮した防災対策の推進）

地域防災計画等に男女共同参画の視点を取り入れるため、防災会議「男女共同参画の視点を取り入れる部会」を設置しており、部会の意見を防災対策に反映させる必要がある。

3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 矯正施設からの被収容者の逃亡、被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

(矯正施設の耐震化)

矯正施設の耐震化率は75%（令和4年度）であるが、老朽化対策と合わせ耐震化を着実に推進する必要がある。

(警察の治安確保体制の構築)

治安の確保に必要な体制、装備資機材の充実強化を図る必要がある。

(警察の交通事故対策)

停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞、交通事故を回避する必要がある。

(地域防犯体制の充実)

地域防犯の要である防犯パトロール隊への活動の支援により、防犯活動の活性化に一定の効果がみられるが、地域防犯活動の一層の強化を図るとともに、市民の防犯意識を高める必要がある。

3-2 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(業務継続体制の構築)

令和元年房総半島台風等の被害を受け、地震以外の自然災害にも対応した千葉市業務継続計画〈自然災害対策編〉を令和2年7月に策定済であるが、今後は必要に応じて計画の見直しを行うとともに、より迅速かつ適切に当該業務が行えるよう、職員に対して計画の習熟を図る必要がある。

また、業務の継続性を高めるため、被災時における移動を円滑に行う必要がある。

(市の防災拠点の耐震化等)

現在、新庁舎整備を進めているところであり、新庁舎整備にあわせて庁舎の防災機能の向上を図るとともに危機管理センターの設置を進めていく必要がある。【1-1 再掲】

(行政による情報処理・発信体制の整備)

災害情報共有システムの導入により、災害情報を短時間に収集することが可能となったが、庁内ネットワークに接続された場所以外での機動的な情報収集や、正確でより迅速な情報の収集、分析、活用等のため、システムの改良等が必要である。

市民への情報配信については、これまで行っていたちばし安全・安心メールや各種 SNS への一括配信、千葉市防災ポータルサイト等による配信を継続するとともに、土砂災害（特別）警戒区域居住世帯や避難行動要支援者など多様な主体への情報伝達を可能とする手法の検討を行う必要がある。【1-1 再掲】

(総合防災訓練の実施)

大地震による甚大な被害を想定し、市の防災組織はもとより区市、防災関係機関、民間団体及び自主防災組織などの住民が一体となった合同防災訓練を行う必要がある。

(建設関係団体、他自治体等との協力体制の構築)

建設関係団体、他自治体等と災害復旧に関する協定を締結しているが、平常時から協定締結先との連携を強化する必要がある。

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・長期停止

(情報通信手段の確保)

市の主要機関及び指定避難所の連絡用に地域防災無線（携帯無線）を配備しているが、その他の手段についても検討する必要がある。

また、通信の確保や通信網強化のため、通信事業者との連携を強化する必要がある。

(防災拠点施設における非常用電源の確保)

災害時において、防災拠点の情報通信機能を維持するため、非常用発電機の整備や自立・分散型エネルギー（ガスコージェネレーション等）の導入等により、非常時にも活用できる電源（常用非常用併用電源）を確保する必要がある。

(災害時の石油燃料等の確保)

災害時における緊急通行車両や災害拠点病院等へ優先的に燃料の供給を行うため、千葉県石油商業組合千葉支部との協定を締結しており、実効性の強化を図るとともに、LPガス等の石油燃料以外の燃料についても検討が必要である。【2-1 再掲】

(自立分散型エネルギーシステムの導入)

災害時においても活用できる電源を確保するため、防災・避難拠点となる市立学校や社会福祉施設、家庭、事業所等における自立・分散型エネルギーシステムの導入を推進する必要がある。

また、災害時にEVに充電した電力を非常用電源として活用する必要がある。【2-1 再掲】

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

(ラジオ送信所の整備)

住民の災害情報の入手手段として大きな役割を果たすラジオ放送が災害時に放送の中断がないよう、送信所の移転、FM補完局や予備送信所の整備の対策を推進する必要がある。

(情報通信手段の確保)

市の主要機関及び指定避難所の連絡用に地域防災無線（携帯無線）を配備しているが、その他の手段についても検討する必要がある。

また、通信の確保や通信網強化のため、通信事業者との連携を強化する必要がある。【4-1 再掲】

(行政による情報処理・発信体制の整備)

災害情報共有システムの導入により、災害情報を短時間に収集することが可能となったが、庁内ネットワークに接続された場所以外での機動的な情報収集や、正確でより迅速な情報の収集、分析、活用等のため、システムの改良等が必要である。

市民への情報配信については、これまで行っていたちばし安全・安心メールや各種 SNS への一括配信、千葉県防災ポータルサイト等による配信を継続するとともに、土砂災害（特別）警戒区域居住世帯や避難行動要支援者など多様な主体への情報伝達を可能とする手法の検討を行う必要がある。【1-1 再掲】

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

(行政による情報処理・発信体制の整備)

災害情報共有システムの導入により、災害情報を短時間に収集することが可能となったが、庁内ネットワークに接続された場所以外での機動的な情報収集や、正確でより迅速な情報の収集、分析、活用等のため、システムの改良等が必要である。

市民への情報配信については、これまで行っていたちばし安全・安心メールや各種 SNS への一括配信、千葉県防災ポータルサイト等による配信を継続するとともに、土砂災害（特別）警戒区域居住世帯や避難行動要支援者など多様な主体への情報伝達を可能とする手法の検討を行う必要がある。【1-1 再掲】

(避難行動要支援者の支援体制の強化)

福祉避難所の指定を推進するとともに、千葉県災害時要配慮者支援計画に基づき、避難行動要支援者のための避難環境の整備を図るため、個別避難計画の作成に取り組む必要がある。

避難行動要支援者名簿対象者の地域への提供率は 35.2%であることから、協定締結を推進する必要がある。

さらに、名簿情報の更新が年 1 回であることや、町内自治会等未加入者への対応を明確にするという課題があることから、地域の協力体制を強化する必要がある。【1-1 再掲】

(地域における災害対応力の向上)

自主防災組織の結成率は 59.5%であることから、引き続き、自主防災組織の結成を促進するとともに、訓練の実施や地区防災計画の策定促進により、地域における災害対応力の向上を図る必要がある。【1-1 再掲】

5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

(市場機能の強化)

市場は開場後 40 年以上を経過しており、耐用年数を過ぎた施設等も多いことから、修繕履歴等を整理してカルテを作成し、老朽度や使用状況に応じた改修を行う必要がある。【2-1 再掲】

(幹線道路の整備)

大規模な延焼を防ぐ効果のほか、避難経路や物資輸送などに必要な都市計画道路などの幹線道路ネットワークが不十分なため、未整備区間の整備を引き続き推進する必要がある。【1-1 再掲】

(輸送手段の多様化)

市では、大気汚染対策・地球温暖化対策として、天然ガス自動車やハイブリッド自動車の低公害車を導入する事業者に対し、導入費用の一部を補助しているが、国土強靱化の観点から一定程度機能する仕組みや必要な数量について考察していないことから、今後検討が必要である。

また、陸・海・空の様々な輸送手段を確保するため、地震、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等や進めるとともに、国や県、関係機関等と連携強化を図る必要がある。

(民間企業におけるBCPの策定促進)

民間企業において、災害時に一定の事業活動が継続的に実施できるよう、事業継続計画（BCP）の策定を支援する必要がある。

(地域経済の活性化促進)

災害からの復旧・復興にあたっては、地域の経済活動が重要な役割を担うことから、企業誘致や創業支援による地域経済の新たな担い手の創出のほか、持続可能な経営に向けた取組み支援などによって、地域経済の活性化を図る必要がある。

5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

(輸送手段の多様化)

市では、大気汚染対策・地球温暖化対策として、天然ガス自動車やハイブリッド自動車の低公害車を導入する事業者に対し、導入費用の一部を補助しているが、国土強靱化の観点から一定程度機能する仕組みや必要な数量について考察していないことから、今後検討が必要である。

また、陸・海・空の様々な輸送手段を確保するため、地震、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等や進めるとともに、国や県、関係機関等と連携強化を図る必要がある。【5-1 再掲】

(災害時の石油燃料等の確保)

災害時における緊急通行車両や災害拠点病院等へ優先的に燃料の供給を行うため、千葉県石油商業組合千葉支部との協定を締結しており、実効性の強化を図るとともに、LPガス等の石油燃料以外の燃料についても検討が必要である。【2-1 再掲】

(民間建築物等の防火体制の整備)

消防用設備未設置等の重大違反是正率は53%、その他の違反是正率は64%となっていることから、更なる違反是正の推進及び新たに所管する火薬類施設等への的確な指導等を行うため、査察実施体制の強化を行う必要がある。

(コンビナート災害の発生・拡大防止)

石油コンビナート等における災害の発生・拡大を防止することを目的として、関係機関による合同防災訓練を継続して実施する必要がある。

(民間企業におけるBCPの策定促進)

民間企業において、災害時に一定の事業活動が継続的に実施できるよう、事業継続計画（BCP）の策定を支援する必要がある。【5-1 再掲】

(自立分散型エネルギーシステムの導入)

災害時においても活用できる電源を確保するため、防災・避難拠点となる市立学校や社会福祉施設、家庭、事業所等における自立・分散型エネルギーシステムの導入を推進する必要がある。

また、災害時にEVに充電した電力を非常用電源として活用する必要がある。【2-1 再掲】

5-3 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

(コンビナート災害の発生・拡大防止)

石油コンビナート等における災害の発生・拡大を防止することを目的として、関係機関による合同防災訓練を継続して実施する必要がある。【5-2 再掲】

(民間建築物等の防火体制の整備)

消防用設備未設置等の重大違反是正率は53%、その他の違反是正率は64%となっていることから、更なる違反是正の推進及び新たに所管する火薬類施設等への的確な指導等を行うため、査察実施体制の強化を行う必要がある。【5-2 再掲】

5-4 基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響（基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止）

(橋梁の耐震化・架替)

橋梁の耐震化や架替を着実に実施してきたが、引き続き、対策を進め、災害など緊急時に輸送や避難時の通行の安全を確保することが必要である。【2-1 再掲】

(幹線道路の整備)

大規模な延焼を防ぐ効果のほか、避難経路やほか物資輸送などに必要な都市計画道路などの幹線道路ネットワークが不十分なため、未整備区間の整備を引き続き推進する必要がある。【1-1 再掲】

(港湾の業務継続体制の構築)

港湾施設の多発同時被災による海上輸送機能の停止に対応するため、港湾のBCPの見直し等に取り組み、実効性の向上を図る必要がある。

5-5 金融サービス等の機能停止による市民生活・商取引等への甚大な影響

(金融機関の業務継続体制の構築)

中央銀行、金融機関、金融庁における建物等の耐災害性の向上やシステムのバックアップ、災害時の情報通信機能・電源等の確保やBCPの策定が進められているが、金融機関の規模・地域によって進捗状況が異なるため、引き続き取組を促進していく必要がある。

5-6 食料等の安定供給の停滞

(被災地における物資の確保)

災害時応援協定による物資調達の実効性を確保するとともに、物資供給を円滑に行うため、平成 28 年 5 月に関係課及び関係団体（千葉県倉庫協会等）で構成する連絡会を設置し、定期的に会議を開催しているが、大規模災害発生時に、より一層円滑に運用できるよう、平常時における情報共有やマニュアルの見直し等を行う必要がある。

また、地域防災計画に基づき、千葉市地震被害想定調査報告書による避難所避難者数に対し、発災から 3 日間必要となる最低限の物資や消毒液等の衛生用品等の備蓄物資の適切な管理を行う必要がある。

さらに、災害時に避難者の健康保持を図るため、新たに栄養補助食品などを導入する必要がある。

【2-1 再掲】

(応急給水体制の整備)

災害時の飲料水・生活用水を確保するため、非常用井戸を整備し、非常用発電機や浄水機を配置しているが、これらの機能を確保する必要がある。

また、「防災井戸協力の家」の指定や、井戸を所有する市内企業と専用水道の利用についての協定締結などを行っており、より安定的な応急給水体制の構築を図る必要がある。

さらに、プッシュ型給水などに活用する車両や浄水場等の消火栓を応急給水ポイントとして活用するための非常用給水栓を配備する必要がある。【2-1 再掲】

(広域災害物資供給拠点の整備)

災害時に調達した物資等や他県市町村からの救援物資を受入れ・保管し、さらに各地域へ配布するための仕分け等を行うための大規模物流施設を維持管理する必要がある。【2-1 再掲】

(緊急輸送道路の確保)

災害発生等の緊急時に、避難・救助、物資の供給、施設の復旧等の応急対策活動のための交通を確保するため、緊急輸送道路を定めている。

地震発生時における建築物の倒壊による緊急輸送道路の閉塞を回避するため、耐震診断・耐震改修等を行う建築物の所有者向けに助成制度を実施し、対象者への周知啓発を行っていく必要がある。

また、電線共同溝の整備については、これまで道路特定事業計画に位置付けた生活関連経路を中心に行ってきたが、緊急輸送道路など防災・減災に資する道路の無電柱化の取り組みが必要である。【2-1 再掲】

(水道施設の耐震化・更新)

送水管が誉田給水場から平川浄水場への一系統であり、大規模自然災害の発生により、破損が生じた場合、広範囲の給水に支障が生じるため、送水管の二系統化を進める必要がある。

また、災害発生に伴う被害を最小限にとどめ、速やかに復旧できる水道とするため、管路の耐震化や老朽化した施設、設備の計画的な更新が必要である。【2-1 再掲】

(市場機能の強化)

市場は開場後 40 年以上を経過しており、耐用年数を過ぎた施設等も多いことから、修繕履歴等を整理してカルテを作成し、老朽度や使用状況に応じた改修を行う必要がある。【2-1 再掲】

(幹線道路の整備)

大規模な延焼を防ぐ効果のほか、避難経路や物資輸送などに必要な都市計画道路などの幹線道路ネットワークが不十分なため、未整備区間の整備を引き続き推進する必要がある。【1-1 再掲】

5-7 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

(水資源関連施設の機能強化と水資源の有効利用等の取組の推進)

現行の用水供給整備水準を超える渇水等に対しては、限られた水資源を有効に活用する観点から、水資源関連施設の機能強化、水資源関連施設や下水道等の既存ストックを有効活用した水資源の有効利用等の取組を進める必要がある。

また、千葉県は、地形的及び地理的に水資源に恵まれないことから、水源の約3分の2を利根川水系に依存しており、安定した水資源に加え、雨水や再生水等を有効利用する必要がある。

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

(電力供給ネットワークの耐震化)

電線共同溝の整備については、これまで道路特定事業計画に位置付けた生活関連経路を中心に行ってきたが、緊急輸送道路など防災・減災に資する道路の無電柱化の取り組みが必要である。

(ライフライン施設の事業継続体制の構築)

ライフライン事業者において、施設の耐震性を確保するとともに、事業継続計画について、実効性を確保できるよう、必要に応じて見直しを行う必要がある。

また、市においては、ライフライン事業者との連携を強化する必要がある。

(生活・経済活動の重要施設における非常用電源の確保)

災害時において、生活・経済活動における基本的な機能を維持するため、非常用発電機の整備や自立・分散型エネルギー（ガスコージェネレーション等）の導入等により、非常時にも活用できる電源（常用非常用併用電源）を確保する必要がある。

(災害時の石油燃料等の確保)

災害時における緊急通行車両や災害拠点病院等へ優先的に燃料の供給を行うため、千葉県石油商業組合千葉支部との協定を締結しており、実効性の強化を図るとともに、LPガス等の石油燃料以外の燃料についても検討が必要である。【2-1 再掲】

(自立分散型エネルギーシステムの導入)

災害時においても活用できる電源を確保するため、防災・避難拠点となる市立学校や社会福祉施設、家庭、事業所等における自立・分散型エネルギーシステムの導入を推進する必要がある。

また、災害時にEVに充電した電力を非常用電源として活用する必要がある。【2-1 再掲】

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

(水道施設の耐震化・更新)

送水管が菅田給水場から平川浄水場への一系統であり、大規模自然災害の発生により、破損が生じた場合、広範囲の給水に支障が生じるため、送水管の二系統化を進める必要がある。

また、災害発生に伴う被害を最小限にとどめ、速やかに復旧できる水道とするため、管路の耐震化や老朽化した施設、設備の計画的な更新が必要である。【2-1 再掲】

(応急給水体制の整備)

災害時の飲料水・生活用水を確保するため、非常用井戸を整備し、非常用発電機や浄水機を配置しているが、これらの機能を確保する必要がある。

また、「防災井戸協力の家」の指定や、井戸を所有する市内企業と専用水道の利用についての協定締結などを行っており、今後は、より安定的な応急給水体制の構築を図る必要がある。

さらに、プッシュ型給水などに活用する車両や浄水場等の消火栓を応急給水ポイントとして活用するための非常用給水栓を配備する必要がある。【2-1 再掲】

(下水道施設の耐震化・更新)

下水道施設の耐震化については、引き続き計画的に取り組む必要がある。

さらには、災害時のトイレ対策として、下水道管へ直結するマンホールトイレの整備を進めるほか、市全体で不足すると見込まれるトイレの数を充足するための整備も必要である。

また、耐用年数（50年）を超えた下水道管渠は297km存在し、全体の7.9%に及んでおり、現在、年間平均約100kmの調査を実施し、改築の緊急度が高い管渠について更新しているが、今後、老朽化した管渠は増え続けることから、計画的に施設を更新するとともに、処理場・ポンプ場施設についても、施設の老朽化が進んでいることから、計画的に施設を更新する必要がある。

さらに、河川氾濫などの被災時においても一定の下水道機能を確保するため、耐水化を図る必要がある。

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

(下水道施設の耐震化・更新)

下水道施設の耐震化については、引き続き計画的に取り組む必要がある。

さらには、災害時のトイレ対策として、下水道管へ直結するマンホールトイレの整備を進めるほか、市全体で不足すると見込まれるトイレの数を充足するための整備も必要である。

また、耐用年数（50年）を超えた下水道管渠は297km存在し、全体の7.9%に及んでおり、現在、年間平均約100kmの調査を実施し、改築の緊急度が高い管渠について更新しているが、今後、老朽化した管渠は増え続けることから、計画的に施設を更新するとともに、処理場・ポンプ場施設についても、施設の老朽化が進んでいることから、計画的に施設を更新する必要がある。

さらに、河川氾濫などの被災時においても一定の下水道機能を確保するため、耐水化を図る必要がある。【6-2 再掲】

(一般廃棄物処理施設の整備)

一般廃棄物処理施設を適正に更新し、老朽化対策を行う必要がある。

6-4 基幹的交通から地域交通網まで、交通インフラの長期間にわたる機能停止

(モノレールの災害対応力向上)

モノレールの本線部及び車両基地の耐震補強は完了しており、モノレールの安全な運行及び利用者の安全確保のために、車両更新などを進めていく必要がある。

(液状化対策の実施)

東日本大震災では、市内でも海岸地埋立地盤の全体に激しい液状化現象が発生したことから、地震発生時に液状化現象の発生が予想される地域においては、現地調査結果やこれまでの研究成果等を踏まえ、液状化対策を検討する必要がある。

(幹線道路の整備)

大規模な延焼を防ぐ効果のほか、避難経路や物資輸送などに必要な都市計画道路などの幹線道路ネットワークが不十分なため、未整備区間の整備を引き続き推進する必要がある。【1-1 再掲】

(緊急輸送道路の確保)

災害発生等の緊急時に、避難・救助、物資の供給、施設の復旧等の応急対策活動のための交通を確保するため、緊急輸送道路を定めている。

地震発生時における建築物の倒壊による緊急輸送道路の閉塞を回避するため、耐震診断・耐震改修等を行う建築物の所有者向けに助成制度を実施し、対象者への周知啓発を行っていく必要がある。

また、電線共同溝の整備については、これまで道路特定事業計画に位置付けた生活関連経路を中心に行ってきたが、緊急輸送道路など防災・減災に資する道路の無電柱化の取り組みが必要である。【2-1 再掲】

(橋梁の耐震化・架替)

橋梁の耐震化や架替を着実に実施してきたが、引き続き、対策を進め、災害など緊急時に輸送や避難時の通行の安全を確保することが必要である。【2-1 再掲】

(公共交通の利便性向上)

鉄軌道網や幹線的バス路線等で形成される公共交通ネットワークを維持し、地域に応じた交通サービスを向上させることにより、公共交通の利便性の向上を図る必要がある。

(持続可能な交通サービスの形成)

公共交通不便地域などにおいて、新たな移動手段の導入や乗り継ぎの円滑化を促進し、将来にわたり市民が移動しやすい交通サービスを形成する必要がある。

6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全

(土砂災害の発生予防)

急傾斜地崩壊防止施設の整備を推進し、大雨等による土砂災害の発生、被害を最小限に抑える必要がある。

急傾斜地崩壊防止工事の対象となる 110 箇所のうち 29 箇所については、急傾斜地崩壊防止施設の整備が完了しているが、残りの 81 箇所については、地元からの要望のほか工事实施の条件を満たした場合に限り実施できることから、市民に対して急傾斜地崩壊対策事業に関する理解を促し、事業 PR の動画配信等により事業の周知・啓発に取り組む必要がある。

また、土砂災害の危険性が認められるものの基礎調査予定箇所に位置づけられていない箇所については、県へ情報提供するとともに、速やかに指定を検討するよう要請する必要がある。

さらに、がけ崩れなどの災害から住民の安全を確保するため、危険ながけ地付近からの移転を促進する必要がある。【1-5 再掲】

(土砂災害に関する意識啓発)

土砂災害防止法に基づく基礎調査の公表や土砂災害警戒区域等の指定の推進など、ソフト対策による警戒避難体制の充実を図る必要がある。

千葉県知事による土砂法に基づく土砂災害警戒区域（特別警戒区域）の指定後は、指定区域ごとにハザードマップを作成し、土砂災害に関する情報の伝達方法や避難所に関する事項などの周知を行っているが、土砂災害警戒区域等の住民が、土砂災害や避難所に関する情報を入手できるように、啓発活動を行う必要がある。【1-5 再掲】

(下水道施設の耐震化・更新)

下水道施設の耐震化については、引き続き計画的に取り組む必要がある。

さらには、災害時のトイレ対策として、下水道管へ直結するマンホールトイレの整備を進めるほか、市全体で不足すると見込まれるトイレの数を充足するための整備も必要である。

また、耐用年数（50 年）を超えた下水道管渠は 297km 存在し、全体の 7.9% に及んでおり、現在、年間平均約 100km の調査を実施し、改築の緊急度が高い管渠について更新しているが、今後、老朽化した管渠は増え続けることから、計画的に施設を更新するとともに、処理場・ポンプ場施設についても、施設の老朽化が進んでいることから、計画的に施設を更新する必要がある。

さらに、河川氾濫などの被災時においても一定の下水道機能を確保するため、耐水化を図る必要がある。【6-2 再掲】

(津波被害の発生予防)

津波の一時的な避難場所として指定緊急避難場所（津波）を 367 か所指定し、看板を設置するとともに、道路の照明灯等に海拔表示を 420 枚設置しており、引き続き、看板の設置や市民への周知を行っていく必要がある。

また、海岸保全施設は千葉県が整備を進めており、千葉県と連携を図る必要がある。【1-3 再掲】

(複合災害への対応体制の構築)

さまざまな災害が同時または短期間で発生する複合災害が発生した場合、被害の広域化や長期化が懸念されるため、国や県、関係機関等と連携し、複合災害への応急対策に関して必要な体制を構築する必要がある。

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

(地震対策の推進)

地震による被害軽減施策を推進するため、地震被害想定調査の結果を踏まえた検討を進めるとともに、市民の防災意識の向上を図るため、各地域における災害リスクを市民に分かりやすく伝える必要がある。【1-1 再掲】

(民間建築物の適切な管理)

今後も空家が増加することが想定されており、災害時の倒壊・火災が危ぶまれることから、管理不全な空家等の対策を推進する必要がある。

(公共建築物の耐震化・不燃化等)

市有建築物については、平成 27 年度末までに概ね耐震化が終了しており、各施設においては、機能保全を図ることを目的とし、計画的に建替えや修繕を行う必要がある。

また、学校の施設環境・機能向上のための大規模改修や老朽化した公立保育所の建替え等を行うほか、大規模災害時にも機能を維持できるような施設・設備を備えた新病院を整備する必要がある。【1-1 再掲】

(市の防災拠点の耐震化等)

現在、新庁舎整備を進めているところであり、新庁舎整備にあわせて庁舎の防災機能の向上を図るとともに危機管理センターの設置を進めていく必要がある。【1-1 再掲】

(民間建築物等の防火体制の整備)

消防用設備未設置等の重大違反是正率は 53%、その他の違反是正率は 64%となっていることから、更なる違反是正の推進及び新たに所管する火薬類施設等への的確な指導等を行うため、査察実施体制の強化を行う必要がある。

また、感震ブレーカーについて、町内自治会等に説明会の実施を行っているが、特に普及の必要な地域については、感震ブレーカーの補助金を交付し、普及促進を図る必要がある。【1-2 再掲】

(密集住宅市街地の環境整備)

密集住宅市街地の住民に対して、耐震化促進支援や狭あい道路拡幅整備支援に関する補助制度等の啓発を引き続き実施するとともに、老朽木造住宅除却の促進について検討する必要がある。

【1-1 再掲】

(幹線道路の整備)

大規模な延焼を防ぐ効果や、避難経路のほか物資輸送などに必要な都市計画道路などの幹線道路ネットワークが不十分なため、未整備区間の整備を引き続き推進する必要がある。【1-1 再掲】

(道路基盤の確保)

狭あい道路拡幅整備事業の事前協議の受付件数は、毎年度概ね 50 件前後あるが、狭あい道路の早期解消に向けさらなる利用件数の増加が必要である。

また、危険なブロック塀等の撤去や歩道のバリアフリー化等を進めることにより、安全・安心な避難経路を確保する必要がある。【1-1 再掲】

(災害に強いまちづくりの推進)

各地域の災害リスクを踏まえ、災害ハザードエリアを居住促進区域から除外するなど、適切な土地利用を誘導するとともに、都市基盤の整備を進め、防災力の向上を図る必要がある。【1-1 再掲】

(常備消防の強化)

拡大する市街地や人口の増加、火気使用設備及び器具の普及等による消防需要増大に対応する必要がある。また、一人暮らしの高齢者が増加しており、居住形態に対応した防火対策を推進するとともに、ICT を活用して効率的に予防業務を運用する必要がある。【1-1 再掲】

(消防指令体制の強化)

大規模災害発生時における消防通信体制の強化を図る必要がある。【1-1 再掲】

(消防団の強化)

災害時における消防団の消火力強化を図る必要がある。【1-1 再掲】

(消防水利の整備)

千葉市の消防水利の充足率は 81.7%であり、引き続き、整備を進めていく必要がある。【1-2 再掲】

(広域避難場所の整備・周知)

広域避難場所（指定緊急避難場所（大規模な火災））を 38 か所指定（令和 4 年 4 月）しており、引き続き、周知を行っていく必要がある。【1-1 再掲】

(延焼遮断のための緑地の確保)

壁面緑化については、一定量の確保はできているが、大幅な拡大は難しいことから、住民等の理解を得ながら、着実に民有地緑化を進めることが必要である。また、公園・緑地の計画的な配置・整備を行う必要がある。【1-2 再掲】

(避難行動要支援者の支援体制の強化)

福祉避難所の指定を推進するとともに、千葉市災害時要配慮者支援計画に基づき、避難行動要支援者のための避難環境の整備を図るため、個別避難計画の作成に取り組む必要がある。

避難行動要支援者名簿対象者の地域への提供率は 35.2%であることから、協定締結を推進する必要がある。

さらに、名簿情報の更新が年 1 回であることや、町内自治会等未加入者への対応を明確にするという課題があることから、地域の協力体制を強化する必要がある。【1-1 再掲】

(地域における災害対応力の向上)

自主防災組織の結成率は 59.5%であることから、引き続き、自主防災組織の結成を促進するとともに、訓練の実施や地区防災計画の策定促進により、地域における災害対応力の向上を図る必要がある。

また、火災被害の拡大を防止するため、地域における初期消火力の向上を促進する必要がある。

【1-1 再掲】

（複合災害への対応体制の構築）

さまざまな災害が同時または短期間で発生する複合災害が発生した場合、被害の広域化や長期化が懸念されるため、国や県、関係機関等と連携し、複合災害への応急対策に関して必要な体制を構築する必要がある。【6-5 再掲】

7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生

（コンビナート災害の発生・拡大防止）

石油コンビナート等における災害の発生・拡大を防止することを目的として、関係機関による合同防災訓練を継続して実施する必要がある。【5-2 再掲】

（民間建築物等の防火体制の整備）

消防用設備未設置等の重大違反是正率は 53%、その他の違反是正率は 64%となっていることから、更なる違反是正の推進及び新たに所管する火薬類施設等への的確な指導等を行うため、査察実施体制の強化を行う必要がある。【5-2 再掲】

（複合災害への対応体制の構築）

さまざまな災害が同時または短期間で発生する複合災害が発生した場合、被害の広域化や長期化が懸念されるため、国や県、関係機関等と連携し、複合災害への応急対策に関して必要な体制を構築する必要がある。【6-5 再掲】

7-3 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺

（密集住宅市街地の環境整備）

密集住宅市街地の住民に対して、耐震化促進支援や狭あい道路拡幅整備支援に関する補助制度等の啓発を引き続き実施するとともに、老朽木造住宅除却の促進について検討する必要がある。

【1-1 再掲】

（緊急輸送道路の確保）

災害発生等の緊急時に、避難・救助、物資の供給、施設の復旧等の応急対策活動のための交通を確保するため、緊急輸送道路を定めている。

地震発生時における建築物の倒壊による緊急輸送道路の閉塞を回避するため、耐震診断・耐震改修等を行う建築物の所有者向けに助成制度を実施し、対象者への周知啓発を行っていく必要がある。

また、電線共同溝の整備については、これまで道路特定事業計画に位置付けた生活関連経路を中心に行ってきたが、緊急輸送道路など防災・減災に資する道路の無電柱化の取り組みが必要である。【2-1 再掲】

7-4 防災施設、排水ポンプ等の損壊・機能不全による二次災害の発生

(土砂災害の発生予防)

急傾斜地崩壊防止施設の整備を推進し、大雨等による土砂災害の発生、被害を最小限に抑える必要がある。

急傾斜地崩壊防止工事の対象となる 110 箇所のうち 29 箇所については、急傾斜地崩壊防止施設の整備が完了しているが、残りの 81 箇所については、地元からの要望のほか工事実施の条件を満たした場合に限り実施できることから、市民に対して急傾斜地崩壊対策事業に関する理解を促し、事業PRの動画配信等により事業の周知・啓発に取り組む必要がある。

また、土砂災害の危険性が認められるものの基礎調査予定箇所に位置づけられていない箇所については、県へ情報提供するとともに、速やかに指定を検討するよう要請する。

さらに、がけ崩れなどの災害から住民の安全を確保するため、危険ながけ地付近からの移転を促進する必要がある。【1-5 再掲】

(土砂災害に関する意識啓発)

土砂災害防止法に基づく基礎調査の公表や土砂災害警戒区域等の指定の推進など、ソフト対策による警戒避難体制の充実を図る必要がある。

千葉県知事による土砂法に基づく土砂災害警戒区域（特別警戒区域）の指定後は、指定区域ごとにハザードマップを作成し、土砂災害に関する情報の伝達方法や避難所に関する事項などの周知を行っているが、土砂災害警戒区域等の住民が、土砂災害や避難所に関する情報を入手できるように、啓発活動を行う必要がある。【1-5 再掲】

(下水道施設の耐震化・更新)

下水道施設の耐震化については、引き続き計画的に取り組む必要がある。

さらには、災害時のトイレ対策として、下水道管へ直結するマンホールトイレの整備を進めるほか、市全体で不足すると見込まれるトイレの数を充足するための整備も必要である。

また、耐用年数（50年）を超えた下水道管渠は297km存在し、全体の7.9%に及んでおり、現在、年間平均約100kmの調査を実施し、改築の緊急度が高い管渠について更新しているが、今後、老朽化した管渠は増え続けることから、計画的に施設を更新するとともに、処理場・ポンプ場施設についても、施設の老朽化が進んでいることから、計画的に施設を更新する必要がある。

さらに、河川氾濫などの被災時においても一定の下水道機能を確保するため、耐水化を図る必要がある。【6-2 再掲】

(津波被害の発生予防)

津波の一時的な避難場所として指定緊急避難場所（津波）を367か所指定し、看板を設置するとともに、道路の照明灯等に海拔表示を420枚設置しており、引き続き、看板の設置や市民への周知を行っていく必要がある。

また、海岸保全施設は千葉県が整備を進めており、千葉県と連携を図る必要がある。【1-3 再掲】

(複合災害への対応体制の構築)

さまざまな災害が同時または短期間で発生する複合災害が発生した場合、被害の広域化や長期化が懸念されるため、国や県、関係機関等と連携し、複合災害への応急対策に関して必要な体制を構築する必要がある。【6-5 再掲】

7-5 有害物質の大規模拡散・流出による地域の荒廃

(コンビナート災害の発生・拡大防止)

石油コンビナート等における災害の発生・拡大を防止することを目的として、関係機関による合同防災訓練を継続して実施する必要がある。【5-2 再掲】

(民間建築物等の防火体制の整備)

消防用設備未設置等の重大違反是正率は 53%、その他の違反是正率は 64%となっていることから、更なる違反是正の推進及び新たに所管する火薬類施設等への的確な指導等を行うため、査察実施体制の強化を行う必要がある。【5-2 再掲】

(民間企業におけるBCPの策定促進)

民間企業において、災害時に一定の事業活動が継続的に実施できるよう、事業継続計画（BCP）の策定を支援する必要がある。【5-1 再掲】

7-6 農地・森林等の被害による地域の荒廃

(農地・森林等の適切な整備)

農地・森林の持つ雨水貯留や土壌流出防止などの機能を保持するため、農地・森林の保全と活用を進める必要がある。

(農業集落排水施設の整備)

農村の生活環境を保全するため、農業用集落排水の再編を行う必要がある。

また、災害時には、農業集落排水の汚水移送を迅速化するとともに、農業用集落排水管路の被災箇所の特定期間や対応方法の検討を迅速に行うための下水道台帳を整備する必要がある。

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(災害廃棄物処理体制の構築)

災害発生時に円滑な廃棄物処理を行うため、千葉市災害廃棄物処理計画を策定しており、計画に基づき、大規模災害を想定した収集・運搬・管理体制の検討や適切な処理方法の検討を進める必要がある。【2-5 再掲】

(人的支援の受入れ体制の整備)

他の自治体等から人的支援を円滑に受け入れるため、災害時受援計画を策定しており、受援力の向上を図る必要がある。【2-2 再掲】

8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

（建設関係団体、他自治体等との協力体制の構築）

建設関係団体、他自治体等と災害復旧に関する協定を締結しているが、平常時から協定締結先との連携を強化する必要がある。【3-2 再掲】

（復興まちづくり計画の策定）

災害が発生しても、迅速かつ計画的な復興を実現できるよう、復興のあり方や手順、執行体制等についてあらかじめ検討しておく必要がある。

（人的支援の受入れ体制の整備）

他の自治体等から人的支援を円滑に受け入れるため、災害時受援計画を策定しており、受援力の向上を図る必要がある。【2-2 再掲】

（地域経済の活性化促進）

災害からの復旧・復興にあたっては、地域の経済活動が重要な役割を担うことから、企業誘致や創業支援による地域経済の新たな担い手の創出のほか、持続可能な経営に向けた取組み支援などによって、地域経済の活性化を図る必要がある。【5-1 再掲】

（ドローンを活用した災害対応）

災害の被害状況を速やかに把握するため、ドローンを活用した効率的な被害情報の収集を検討する必要がある。

8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

（下水道施設の耐震化・更新）

下水道施設の耐震化については、引き続き計画的に取り組む必要がある。

さらには、災害時のトイレ対策として、下水道管へ直結するマンホールトイレの整備を進めるほか、市全体で不足すると見込まれるトイレの数を充足するための整備も必要である。

また、耐用年数（50年）を超えた下水道管渠は297km存在し、全体の7.9%に及んでおり、現在、年間平均約100kmの調査を実施し、改築の緊急度が高い管渠について更新しているが、今後、老朽化した管渠は増え続けることから、計画的に施設を更新するとともに、処理場・ポンプ場施設についても、施設の老朽化が進んでいることから、計画的に施設を更新する必要がある。

さらに、河川氾濫などの被災時においても一定の下水道機能を確保するため、耐水化を図る必要がある。【6-2 再掲】

8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

(地域におけるコミュニティ活動の推進)

多くの市民が地域活動に取り組めるよう、町内自治会の加入・結成を促進していく必要がある。また、地域の担い手を確保し、持続可能なまちづくりの体制を構築する必要がある。

(文化財の防災対策)

文化財の日常的な維持管理と計画的な保存修理を進めるとともに、台風等による史跡内及び周辺の倒木防止等の文化財の防災対策を進める必要がある。また、災害時における被害状況の把握のため、文化財の調査・記録を進める必要がある。

8-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復旧・復興が大幅に遅れる事態

(地域経済の活性化促進)

災害からの復旧・復興にあたっては、地域の経済活動が重要な役割を担うことから、企業誘致や創業支援による地域経済の新たな担い手の創出のほか、持続可能な経営に向けた取組み支援などによって、地域経済の活性化を図る必要がある。【5-1 再掲】

(復興まちづくり計画の策定)

災害が発生しても、迅速かつ計画的な復興を実現できるよう、復興のあり方や手順、執行体制等についてあらかじめ検討しておく必要がある。【8-2 再掲】

8-6 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による経済等への甚大な影響

(行政による情報処理・発信体制の整備)

災害情報共有システムの導入により、災害情報を短時間に収集することが可能となったが、庁内ネットワークに接続された場所以外での機動的な情報収集や、正確でより迅速な情報の収集、分析、活用等のため、システムの改良等が必要である。

市民への情報配信については、これまで行っていたちばし安全・安心メールや各種 SNS への一括配信、千葉県防災ポータルサイト等による配信を継続するとともに、土砂災害（特別）警戒区域居住世帯や避難行動要支援者など多様な主体への情報伝達を可能とする手法の検討を行う必要がある。【1-1 再掲】

(地域経済の活性化促進)

災害からの復旧・復興にあたっては、地域の経済活動が重要な役割を担うことから、企業誘致や創業支援による地域経済の新たな担い手の創出のほか、持続可能な経営に向けた取組み支援などによって、地域経済の活性化を図る必要がある。【5-1 再掲】

アクションプラン編

第1章 リスクシナリオごとの事業

計画の実効性を確保し、国土強靱化を着実に進めていくためには、計画事業について、数値目標等を用いて適切に進行管理を行っていく必要がある。

本章では、基本計画編・第3章の対応方策に基づき、千葉市基本計画・実施計画と整合性を図りながら、計画事業の検討を行い、リスクシナリオごとに整理をしている。

計画事業については、数値目標等を設定し、適切に進捗管理を行っていく。

特に、基本計画編・第4章の重点化すべきプログラムに係るリスクシナリオについては、その重要性に鑑み、リスクを回避するために効果的な事業を重点的に推進していく。

1 直接死を最大限防ぐ

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

【重点化プログラム】

(公共建築物の耐震化・不燃化等)

●学校施設の環境整備（学校施設課）

学校施設の長寿命化を図るため、計画的な保全改修を行うとともに、施設環境・機能を改善するための整備を行う。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
大規模改造	小学校 17 校 中学校 4 校	小学校 4 校 中学校 3 校	小学校 21 校 中学校 7 校
外壁改修	小学校 44 校 中学校 15 校 特別支援学校 3 校	小学校 10 校 中学校 9 校	小学校 54 校 中学校 24 校 特別支援学校 3 校
トイレ改修	小学校 43 校 中学校 28 校 高等学校 1 校 特別支援学校 2 校	小学校 30 校 中学校 13 校 特別支援学校 1 校	小学校 73 校 中学校 41 校 高等学校 1 校 特別支援学校 3 校
給食室空調整備	56 校に整備済	令和 5 年度 18 校 令和 6 年度 18 校 令和 7 年度 15 校	全ての小学校、特別支援学校の給食室へ空調設備を整備する。

●公立保育所の建替え（幼保支援課）

老朽化が著しい公立保育所の建替え等を行う。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
改築	建替済み3か所 (寒川、大森、緑町)	7か所	R5 建替・民営化（小深・小倉台） R6 建替・民営化（亥鼻） R7 建替・民営化（千城台東第一・弁天・都） R7 建替（千城台西）

●公共施設の吊天井の補強（スポーツ施設）（スポーツ振興課）

公共施設の安全を確保するため、吊天井の補強工事を行う。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
アリーナ吊天井改修	未着手	R5 実施計画 R6 改修工事	完了

●市営住宅の再整備（住宅整備課）

市営住宅の居住環境及び周辺住環境の向上を図るため、「市営住宅長寿命化・再整備計画」に基づき、老朽化した市営住宅の除却等を行う。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
耐震性能の劣る住戸および用途廃止団地等の解体	—	簡易耐火構造の住戸 10戸解体	簡易耐火構造の住戸 10戸解体
耐震性能の劣る住戸および用途廃止団地等からの移転	—	簡易耐火構造の住戸 110戸移転完了	簡易耐火構造の住戸 110戸移転完了

●市営住宅の改善（住宅整備課）

市営住宅の長寿命化、バリアフリー化及び脱炭素化を推進するため、「市営住宅長寿命化・再整備計画」に基づき、改善等を行う。（「公営住宅等ストック総合改善事業」を活用）

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
長寿命化型改善（外壁改修、防水改修）	13棟	57棟	70棟
福祉対応型改善（住戸改善、手すりの設置）	47戸	675戸	722戸
居住性向上型改善（給水設備改修）	2棟	33棟	35棟
建物の機能更新・脱炭素化（太陽光パネル設置、LED化）	—	15団地	15団地

●公共施設の計画的保全（各所管課）

利用者の安全と利便性を確保し、建物の長寿命化を図るため、公共施設の改修を行う。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
コミュニティセンター 建物改修	劣化度調査 1カ所 実施設計 1カ所 改修工事 2カ所	改修工事 2カ所	改修工事 2カ所
総合保健医療センターの改修	大規模改修実施設計	大規模改修工事	大規模改修工事
ZOZO マリンスタジアムの改修	改修実施	施設改修	施設改修
フクダ電子アリーナの改修	改修実施	中央監視システム等 改修	施設改修
公民館の改修	実施設計・改修工事計 画完了	実施設計・改修工事	計画完了
生涯学習センターの改修工 事・修繕	空調設備改修工事計画 完了	空調設備改修工事	計画完了
稲毛区役所の改修	大規模改修	大規模改修	改修完了
緑区役所の改修	—	大規模改修	大規模改修
療育センター建物改修	—	大規模改修工事	完了

●学校施設管理（危険樹木伐採）（学校施設課）

危険樹木調査に基づき、学校内の倒木の危険性がある樹木を伐採する。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
3ヶ年で171校の危険樹木 を伐採	R元年度に危険と判定 した樹木を伐採 1,596本（2～4年度）	R元年度に注意と判 定した樹木を伐採 R5年度321本 R6年度380本 R7年度380本 計1,081本	廃校を含む171校の危 険樹木（注意判定）を伐 採

●新病院の整備（病院局経営企画課）

市の西部地域において胎児から高齢者まで切れ目のない総合的な医療を提供するため、現海浜病院の機能を基盤とした新病院を整備する。（「地域防災拠点建築物整備緊急促進事業」を活用）

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
新病院の整備	基本計画策定 基本設計完了	実施設計 建設工事	実施設計完了 建設工事完了

●稲毛国際中等教育学校の改修（学校施設課）

稲毛高等学校・附属中学校の中等教育学校への移行に伴い、老朽化が進んだ学校施設の安全性を確保するため、全面的な大規模改造工事を行う。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
中等教育学校への移行に伴う大規模改修	実施設計等	R5～6 年度 第 1 期工事 R7 年度 第 2 期工事	第 2 期工事完了

●社会教育施設保全計画の策定（生涯学習振興課）

公民館及び図書館施設の計画的な保全及び再整備のため、社会教育施設保全計画を策定する。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
社会教育施設保全計画の策定	—	計画の検討・計画策定	計画策定

●千城台南小跡施設の活用（千城台公民館・若葉図書館の再整備）（生涯学習振興課）

老朽化した千城台公民館及び若葉図書館を更新し、地域の社会教育活動の活性化を図るため、旧千城台南小学校跡地への再整備を進める。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
千城台公民館・若葉図書館の再整備	基本計画策定（方針検討）	旧千城台南小跡施設に千城台公民館、若葉図書館を移転・複合化による再整備	・基本設計 ・実施設計

●千葉公園水泳プールの改築（スポーツ振興課）

老朽化した施設の環境を改善するため、千葉公園水泳プールを改築する。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
千葉公園水泳プール改築	—	R6 基本計画 R7 基本設計	基本設計完了

●千葉中央コミュニティセンター再整備（資産経営課）

千葉中央コミュニティセンターの老朽化を解消し活性化を図るため再整備を行う。また、耐震性を確保するため減築大規模改修を実施する。（「地域防災拠点建築物整備緊急促進事業」を活用）

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
中央コミュニティセンターの減築大規模改修による再整備	基本設計	R5～6 年度：実施設計 R7 年度～：建設工事	R10 年度供用開始に向けた、建設工事

●千葉公園の再整備（緑政課）

広域避難場所である千葉公園の防災力を高めるため、多くの避難者を受け入れられるオープンスペース等や雨水貯留槽を整備する。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
雨水貯留槽の整備 オープンスペース等の整備	設計・工事	約 7.8ha の公園再整備	約 7.8ha の公園再整備

●民間保育園等改築（改修）助成（幼保支援課）

老朽化が著しい民間保育園の改築（改修）を行う。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
改築 大規模修繕	R4：改築 2 園 (R5 年度継続)	改築：2 園 大規模修繕：2 園	改築：2 園 大規模修繕：2 園

（市の防災拠点の耐震化等）

●新庁舎の整備（新庁舎整備課）

防災面や老朽化などの課題に対応するため、新庁舎の整備を進める。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
新庁舎の整備	新庁舎建物完成	建設工事	新庁舎の整備完了

（民間建築物の耐震化）

●耐震診断・耐震改修の助成（建築指導課）

地震発生時の住宅の安全性向上のため、木造住宅や分譲マンションの耐震診断、耐震改修及び住宅除却費用の一部を助成する。また、耐震改修促進のため、耐震化促進チラシを作成し、配布する。（「住宅・建築物安全ストック形成事業」を活用）

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
耐震診断助成 木造住宅 分譲マンション	555 戸 10 管理組合	45 戸 3 管理組合	600 戸 13 管理組合
耐震改修助成 木造住宅 耐震シェルター マンション（設計） マンション（工事）	504 戸 1 件 3 管理組合 3 管理組合 1 戸	60 戸 3 件 3 管理組合 3 管理組合 18 戸	564 戸 4 件 6 管理組合 6 管理組合 19 戸

●屋根耐風診断・耐風改修の助成（建築指導課）

強風による住宅屋根の被害を防止し、市民生活の安全を確保するため、既存住宅の瓦屋根の耐風診断及び耐風改修費用の一部を助成する。（「住宅・建築物安全ストック形成事業」を活用）

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
耐風診断助成	6 戸	30 戸	36 戸
耐風改修助成	24 戸	90 戸	114 戸

（密集住宅市街地の環境整備）

●検見川・稲毛地区土地区画整理（検見川稲毛土地区画整理事務所）

良好な居住環境の形成を図るため、建物移転や道路整備等により公共施設の整備を進める。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
区画道路築造	道路整備率 59.2%	L=1, 531m	道路整備率 65.7%

●寒川第一土地区画整理（寒川土地区画整理事務所）

良好な居住環境の形成を図るため、建物移転や都市計画道路及び下水道施設等の公共施設の整備を進める。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
都市計画道路築造	589. 8m	521. 6m	1, 111. 4m

●東幕張土地区画整理（東幕張土地区画整理事務所）

JR 幕張駅利用者の利便性向上や、地域全体の活性化及び良好な居住環境の形成を図るため、区画道路等の公共施設整備を進める。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
区画道路築造	3, 963m (49. 7%)	655m (8. 2%)	4, 618m (57. 9%)

●土地区画整理事業未施行地区における整備手法の検討（市街地整備課）

長期間にわたり事業化されていない土地区画整理事業未施行地区について、社会情勢や周辺状況等が変化しているため、実情に合わせた整備手法の検討を進める。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
見直し方針の策定	検討	実施	策定
地元調整	—	実施	実施

●密集住宅市街地の環境整備促進（都市安全課）

密集住宅市街地における安全で良好な住環境の形成をはかるため、狭あい道路の解消や老朽木造住宅除却の促進について検討する。（狭あい道路整備等促進事業、住宅市街地総合整備事業を活用）

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
制度の検討	—	検討・実施	実施

●感震ブレーカーの設置推進（消防局予防課）

大規模地震時の電気火災の発生や延焼を防ぐため、密集住宅市街地を対象に感震ブレーカーの設置補助を行う。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
指定地域に対する簡易型感震ブレーカーの設置	300 世帯/年	300 世帯/年	300 世帯/年

（幹線道路の整備）

●（仮称）検見川・真砂スマート I C の整備（道路計画課）

東京方面とのアクセスを向上させるため、東関東自動車道にスマート IC を整備する。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
道路整備	L=0m	L=400m	L=400m

●新たな湾岸道路の整備（道路計画課）

千葉県湾岸地域における抜本的な渋滞解消を図る「新たな湾岸道路計画」の具体化に向け、調査・検討を行う。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
調査・設計	—	調査・設計	調査・設計

●国道の整備（国道直轄事業負担金）（道路計画課）

道路の渋滞緩和や安全対策を図るため、国が管理する市内国道の整備（国道 357 号湾岸千葉地区改良（蘇我地区）など）を促進する。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
国道 357 号湾岸千葉地区改良（千葉地区）	国道 357 号湾岸千葉地区改良（千葉地区）	R3 事業認可及び承認 R4 用地測量	用地取得、測量設計、工事
〃 （蘇我地区）	設計、用地取得	用地測量	用地取得、測量設計、工事
国道 51 号（北千葉拡幅）	調査設計・用地取得	道路整備	環境整備
電線共同溝・交通安全施設等の整備	設計・整備	設計・整備	本体工事

●主要地方道 生実本納線の整備（街路建設課）

茂原方面と市内中心部のアクセスを向上させるため、生実町から赤井町までの未整備区間を整備する。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
道路整備	L=0m	L=1,050m	L=1,050m
用地取得	A=51,770 m ²	A=8,000 m ²	A=59,770 m ²

●高田 IC フル化の整備（道路建設課）

千葉外房有料道路高田インターチェンジのフルインター化を図るため、新たに茂原方面への入口と茂原方面からの出口を整備する。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
用地取得	A=2,340 m ²	A=790 m ²	A=3,130 m ²
道路整備	—	一式	一式

●都市計画道路磯辺茂呂町線（園生町地区）の整備（街路建設課）

千葉都心部への通過交通の流入抑制による交通渋滞の緩和を図るため、道路整備する。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
用地取得	A=7,188.96 m ²	A=15,322 m ²	A=22,510.96 m ²
道路整備	L=0m	L=400m	L=400m

●都市計画道路塩田町誉田町線（塩田町地区）の整備（街路建設課）

蘇我副都心と千葉東南部とのアクセス強化とともに千葉都心部への通過交通の流入抑制による交通渋滞の緩和を図るため、地域高規格道路を整備する。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
用地取得	A=5,348 m ²	A=900 m ²	A=6,248 m ²
その他整備	下部工 一式	下部工 一式	下部工 一式

●都市計画道路塩田町誉田町線（誉田町地区）の整備（街路建設課）

地域間の連絡強化及び交通の円滑化を図るため、道路整備する。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
用地取得	A=3,415.86 m ²	A=5,341 m ²	A=8,756.86 m ²

●都市計画道路村田町線の整備（街路建設課）

周辺都市との連絡強化等を図るため、道路整備する。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
本線 用地取得	A=0 m ²	A=633 m ²	A=633 m ²

●都市計画道路美浜長作町線（長作町地区）の整備（県事業負担金）（街路建設課）

周辺都市との連絡強化及び交通の円滑化を図るため、道路整備を促進する。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
用地取得	A=3,486 m ²	A=7,152 m ²	A=10,638 m ²

●県道幕張八千代線（実叅 4 号踏切）の整備（県事業負担金）（街路建設課）

地域交通の利便性と安全性を確保するため、道路整備を促進する。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
道路整備	2 車線暫定整備	実施	実施

●都市計画道路 越智町土気町線（越智町地区）の整備（道路計画課）

慢性的な渋滞が発生している千葉大網線のバイパスとして、越智町地先の生実本納線からあすみが丘の八幡橋までの未整備区間を整備する。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
調査・設計	—	調査・設計	調査・設計

●国道 357 号湾岸千葉地区改良（蘇我地区）の関連整備（街路建設課、総合治水課）

国が施行する国道 357 号湾岸千葉地区改良事業（蘇我地区）に併せ、国道 357 号の沿道交通の利便性・安全性を向上させるため、副道（市道）を整備する。また、並行する水路の移設を実施する。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
用地取得	—	一式	一式
水路移設	基本設計完了	水路移設	工事着手

●市道 土気 17 号線（下大和田町地区、高津戸町地区）の整備（道路建設課）

土気停車場千葉中線と菅田停車場中野線間は、カーブや狭隘箇所が多く、すれ違いが困難なことから、安全性・利便性の向上を図るため、拡幅整備する。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
用地取得	A=26,821 m ²	A=3,628 m ²	A=30,449 m ²
道路整備	L=1,380m	L=210m	L=1,590m

●市道 若松町金親町線（千城台東地区・金親町地区）の整備（道路建設課）

本市と八街・東金方面のアクセス向上のほか、高低差が大きく見通しが悪いことから、安全性・利便性を図るため、拡幅整備する。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
用地取得	A=3,133 m ²	A=1,533 m ²	A=4,666 m ²
道路整備	L=1,380m	L=210m	L=1,590m

●市道 平川町 30 号線の整備（道路建設課）

狭隘箇所が多く、すれ違いが困難なことから、安全性・利便性の向上を図るため、拡幅整備する。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
用地取得	A=0 m ²	A=700 m ²	A=700 m ²

●市道横戸町 23 号線の整備（道路建設課）

交通の円滑化と歩行者の安全確保を図るため、道路整備する。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
道路整備	L=370m	L=55m	L=425m

●市道 東寺山町山王町線（六方町地区・若松町地区）の整備（道路建設課）

大型車交通量が多いことに加え、幅員が狭く、大型車のすれ違いが困難なことから、安全性・利便性の向上を図るため、拡幅整備を行う。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
用地取得	A=3,347 m ²	A=567 m ²	A=3,914 m ²

●市道 仁戸名町平山町線（大宮町地区）の整備（道路建設課）

交通量が多く、外側線や歩道がないことから安全性・利便性の向上を図るため、道路整備する。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
調査・設計	調査・設計	調査・設計	調査・設計

●市道 誉田町野呂町線（野呂町地区）の整備（道路建設課）

広域避難場所である泉自然公園と国道 126 号のアクセス向上を図るため、道路整備する。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
用地取得	A=400 m ²	A=1,400 m ²	A=1,800 m ²

●主要地方道千葉大網線（土気駅北口）の整備（道路建設課）

歩行者の安全確保及び慢性的な渋滞緩和を図るため、歩道の整備及び交差点の改良を行う。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
用地取得	A=2,819 m ²	A=227 m ²	A=3,046 m ²
道路整備	L=110m	L=205m	L=315m

●都市計画道路誉田駅前線の整備（街路建設課）

JR 誉田駅へのアクセス強化や歩行者の安全確保を図るため、道路整備する。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
用地取得	A=1,451.94 m ²	A=2,408 m ²	A=3,859.94 m ²

●都市計画道路南町宮崎町線の整備（街路建設課）

地域間の連絡強化及び交通の円滑化を図るため、道路整備する。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
道路整備	L=80m	L=50m	L=130m

●都市計画道路幕張本郷松波線（幕張町地区）の整備（街路建設課）

地域交通の利便性と安全性を確保するため、道路整備する。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
用地取得	A=1,962.86 m ²	A=3,730 m ²	A=5,692.86 m ²

●都市計画道路幕張本郷松波線（弥生町地区）の整備（街路建設課）

快適で利便性の高い道路交通体系を確立するため、道路整備する。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
詳細設計	L=0m	L=650m	L=650m

●都市計画道路 千葉寺町赤井町線（松ヶ丘町地区）の整備（街路建設課）

千葉大網線の慢性的な渋滞を解消するため、16号バイパスとの交差点である松ヶ丘交差点付近から星久喜交番付近までの区間を拡幅整備する。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
道路整備	L=200m	L=300m	L=500m

●都市計画道路 加曽利町大森町線（大森町地区）・大森台駅前線の整備（街路建設課）

千葉大網線と蘇我地区の広域避難場所や蘇我駅のアクセスを向上させるため道路整備するほか、京成大森台駅前広場及び駅前線を整備する。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
用地取得	A=0 m ²	A=591 m ²	A=591 m ²

●都市計画道路 加曽利町大森町線（松ヶ丘町地区）の整備（街路建設課）

千葉大網線と蘇我地区の広域避難場所や蘇我駅のアクセス向上を図るため、道路整備する。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
用地取得	A=0 m ²	A=2,433 m ²	A=2,433 m ²

●都市計画道路 本町星久喜町線（亥鼻地区）の整備（街路建設課）

千葉中心部と千葉大病院のアクセス向上を図るため、道路整備する。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
用地取得	A=4,225.9 m ²	A=1,309.1 m ²	A=5,535 m ²

●都市計画道路 本町星久喜町線（星久喜町地区）の整備（街路建設課）

国道16号と千葉大病院のアクセス向上を図るため、道路整備する。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
用地取得	A=0 m ²	A=1,675 m ²	A=1,675 m ²

●都市計画道路 園生町柏井町線（柏井4丁目地区）の整備（街路建設課）

八千代市とのアクセス向上を図るため、道路整備する。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
用地取得	A=0 m ²	A=176 m ²	A=176 m ²

●都市計画道路 大膳野町菅田町線（菅田 1 丁目地区）の整備（街路建設課）

千葉大網線と千葉外房有料道路のアクセス向上を図るため、道路整備する。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
調査・設計	調査・設計	調査・設計	調査・設計
用地取得	A=0 m ²	A=5,701 m ²	A=5,701 m ²
道路整備	L=0m	L=300m	L=300m

●都市計画道路 源町桜木線（桜木 5 丁目地区）の整備（道路計画課・街路建設課）

国道 5 1 号と国道 5 1 号バイパスのアクセス向上を図るため、道路整備する。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
調査・設計	調査・設計	調査・設計	調査・設計
用地取得	A=0 m ²	A=1,635 m ²	A=1,635 m ²

●道路の計画調査（道路計画課）

効率的かつ効果的に道路整備を行うため、幹線道路網の整備計画や渋滞対策プログラムを策定する。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
幹線道路網整備計画の策定	—	策定	策定
渋滞対策プログラムの策定	—	策定	策定

●舗装の新設・改良（土木管理課）

道路を安全で快適に通行するため、舗装を新設・改良する。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
舗装の新設・改良	—	舗装の新設・改良	舗装新設 L=2.1km 舗装改良 L=42.0km

●側溝の新設・改良（土木管理課）

道路を安全で快適に通行するため、側溝を新設・改良する。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
側溝の新設・改良	—	側溝の新設・改良	側溝新設 L=3.0km 側溝改良 L=14.1km

●道路施設の長寿命化（土木保全課）

道路利用者の安全・安心を確保するため、個別施設計画に基づき、道路施設の計画的な点検・補修を行う。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
道路施設の点検、補修	—	【点検】 ・橋梁点検 209 橋 ・歩道橋点検 47 橋 ・舗装点検 252 k m ・のり面・擁壁 226 箇所 ・道路照明灯 6,000 基 ・その他道路施設 1 式 【補修工事】 ・橋梁補修 38 橋 ・歩道橋補修 8 橋 ・のり面・擁壁補修 1 箇所 ・その他道路施設 1 式	【点検】 ・橋梁点検 209 橋 ・歩道橋点検 47 橋 ・舗装点検 252 k m ・のり面・擁壁 226 箇所 ・道路照明灯 6,000 基 ・その他道路施設 1 式 【補修工事】 ・橋梁補修 38 橋 ・歩道橋補修 8 橋 ・のり面・擁壁補修 1 箇所 ・その他道路施設 1 式

（道路基盤の確保）

●危険ブロック塀等改善補助事業（建築指導課）

危険なブロック塀等の撤去及び軽量フェンス等の設置を推進することにより、ブロック塀等の倒壊から市民の生命及び身体を保護するとともに、避難場所への経路を確保する。（「住宅・建築物安全ストック形成事業」を活用）

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
ブロック塀撤去費用等の助成	ブロック塀等撤去 40 件/年 フェンス新設 30 件/年	ブロック塀等撤去 40 件/年 フェンス新設 30 件/年	3 か年計 ブロック塀等撤去 120 件 フェンス新設 90 件

●狭あい道路の拡幅（建築指導課、土木管理課）

安全で良好な住環境の形成を図るため、寄付される道路後退用地内の塀の撤去費などの一部に助成するとともに、道路を整備する。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
狭あい道路の整備	整備延長 20.2km	2.4km	22.6km

●私道の整備助成（土木管理課）

私道利用者の安全と生活環境の向上を図るため、私道の舗装、排水施設、手すりの整備に係る費用を助成する。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
私道の整備助成	—	私道の整備助成	助成件数 15 件

（災害に強いまちづくりの推進）

●JR 稲毛駅東口駅前地区のまちづくり（市街地整備課）

JR 稲毛駅東口の生活及び公共交通の利便性の向上に向けた都市基盤の整備を図るため、市街地再開発により個別建物の集約化を図るとともに、駅前広場と駅周辺の一体的な整備を推進する。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
民間再開発事業検討支援と駅前広場再整備	—	(駅前広場関連) 基本計画作成 基本計画(修正)作成 都市計画関連図書作成	都市計画関連図書作成

●JR 蘇我駅東口駅前地区のまちづくり（市街地整備課）

蘇我副都心の交通結節点としての機能を高めるため、市街地再開発による蘇我駅東口駅前広場を含めた周辺の一体的な再編を進める。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
民間再開発事業検討支援と駅前広場再整備	—	(駅前広場関連) 基本計画作成 基本計画(修正)作成	基本計画(修正)作成

（常備消防の強化）

●大規模土砂風水害・震災を見据えた消防力の強化（消防局警防課）

大規模災害の被害を最小限にするため、消防隊への新たな資機材の導入や防災設備を増設する。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
土砂搬送のためのベルトコンベアー及び崩落監視システムの導入	—	【R5 年度】 ・ベルトコンベアー6 台 ・崩落監視システム 1 機 【R6 年度】 ・ベルトコンベアー6 台 ・崩落監視システム 1 機	ベルトコンベアー 計 12 台 崩落監視システム 計 2 機
震災対応設備の増設	耐震性貯水槽 1 基新設	・耐震性貯水槽 1 基/年 ・防災器具収納庫 1 庫/年 ・小型動力ポンプ 1 式/年	耐震性貯水槽 計 3 基 防災器具収納庫 計 3 庫 小型動力ポンプ 計 3 式

●消防教育訓練環境の整備（消防局消防学校）

消防職員の教育訓練環境を維持するため、老朽化した訓練施設を改修する。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
訓練塔外部改修に向けた設計	—	訓練塔外部改修の設計	訓練塔外部改修の設計

●泡消火薬剤の整備（消防局警防課）

消防活動体制の充実強化を図るため、高い消火性能を保有し、環境へ配慮した泡消火薬剤を整備する。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
泡消火薬剤の整備	—	【R5 年度】 ・薬剤購入 9,900ℓ 【R6 年度】 ・薬剤購入 3,800ℓ 【R7 年度】 ・薬剤購入 3,800ℓ	消火薬剤購入量 17,500ℓ

●航空消防防災体制の充実（消防局航空課）

消防ヘリコプターの安全運航を確保するため、機体の更新を行う。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
おおとり 2 号機の更新	—	【R5・6 年度】 ・機体製造、資格取得 ・ヘリコプターテレビ伝送システム地上設備更新	更新完了

（消防指令体制の強化）

●先端技術を用いた災害時の情報共有強化（消防局警防課）

大規模災害時に迅速に対応し、被害を最小限にするため、先進技術を用いた資器材を導入し情報共有体制を強化する。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
映像伝送アプリケーションの導入	—	【R5 年度】 タブレット端末でのアプリケーション動作確認実施 【R6 年度】 各行政区にアカウントを配置、試験運用 【R7 年度】 継続試験運用	配信用アカウント 6 視聴用アカウント 6 を消防隊タブレット端末で運用

●ちば消防共同指令センター指令システムの更新（消防局指令課）

消防指令業務の安定的運用のため、指令システムの更新を行う。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
指令システム全体更新	—	新指令システムの構築完了	新指令システムの構築完了

●消防救急デジタル無線機更新（消防局指令課）

消防活動における情報伝達と隊員間の意思疎通を確実にを行うため、消防救急デジタル無線機の更新を行う。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
消防救急デジタル無線更新	—	R5 年度 113 機 R6 年度 143 機 R7 年度 61 機	全更新

●災害画像伝送システムの更新（消防局指令課）

災害発災直後の被害把握及び関係機関への映像伝達を確実にを行うため、画像伝送システム（防災情報カメラ、多重無線設備、地球局設備）の更新を行う。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
防災情報カメラ更新 多重無線設備更新 地球局設備更新	—	R7 年度更新	更新完了

（消防団の強化）

●消防団活動体制の充実（消防局総務課）

地域における消防防災力の向上を図るため、消防団活動体制の充実を図る。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
消防団器具置場の整備	3 棟	3 棟	6 棟
小型動力ポンプ付積載車の更新	12 台	8 台	20 台
消防団制服・装備の充実強化	防火衣 239 着 防火帽 234 個 防火靴 239 足	防火衣 174 着 防火帽 16 個 防火靴 174 足	防火衣 413 着 防火帽 250 個 防火靴 413 足

●機能別消防団員制度の導入（消防局総務課）

消防団活動体制の充実強化を図るため、機能別消防団員制度を導入する。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
機能別消防団員制度の導入	—	機能別消防団員制度の導入	機能別消防団員制度の継続

（広域避難場所の整備・周知）

●標識・看板の整備（防災対策課）

広域避難場所の周知のため、標識や看板の整備を実施する。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
広域避難場所誘導標識・広域避難場所明示標識・避難場所等案内板の整備	234 箇所	継続	234 箇所

（地域における災害対応力の向上）

●自主防災組織の結成促進及び活動支援（防災対策課）

地域の防災力の向上を図るため、自主防災組織の結成を促進するとともに、地域に防災アドバイザーを派遣する。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
自主防災組織の結成	1,042 組織	30 組織増	1,072 組織
防災アドバイザー派遣	派遣回数 0 回	継続	20 回/年

●応急手当の普及啓発（消防局救急課）

救命率の向上を図るため、救命講習会の拡充を図る。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
救命講習の受講促進	受講者数 15,000 人/年	受講者数 20,000 人/年	受講者数 20,000 人/年

●防災リーダーの養成（防災対策課）

地域の防災力向上のため、防災ライセンス講座や防災ライセンススキルアップ講座を開催し、防災リーダーの養成を進める。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
防災ライセンス講座	受講者 1,471 人	継続	受講者 1,771 人
スキルアップ講座	受講者 670 人	継続	受講者 970 人

●地域の防災力の向上（中央区）（中央区地域振興課）

地域の防災力の向上を図るため、町内自治会と協働で自主防災マップを作成する。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
中央区くらし安心・自主防災マップの作成	7 団体/年	3 団体増	10 団体/年

●地域の防災力の向上（若葉区）（若葉区地域振興課）

避難所運営委員会の委員などを対象に研修会を開催し、防災活動の促進を図るとともに、防災意識向上のため、小中高等学校の児童・生徒に対して防災講習会などを実施する。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
避難所運営委員会研修会	10 回/年	10 回/年	10 回/年

●排水栓などを活用した初期消火活動の訓練啓発（花見川区地域振興課）

地域の防災力向上を図るため、地域による自主防災組織と連携して、排水栓などを活用した初期消火活動訓練の啓発を行う。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
初期消火活動訓練	1 回/年	1 回/年	1 回/年

●地域との連絡体制強化（防災対策課）

災害時における正確かつ迅速な情報収集・発信を行うため、メーリングリスト等の活用により、避難所運営委員会、自主防災組織との連絡体制の強化を図る。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
・避難所開設準備情報 ・生活支援情報等	メーリングリストを運用した	継続	引き続きメーリングリストを運用する

●ボランティアに関する情報ネットワークの充実（市民自治推進課）

ボランティア文化の継承・発展を図り、市民自治の基盤を強化するため、ボランティアに関する情報ネットワークを充実する。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
チーム千葉ボランティアネットワークの充実	・体験会、研修会等の実施 ・ボランティア啓発	・ボランティア情報発信、活動支援（内容はアンケートを参考に調整） ・広報、啓発	・ボランティアに参加しやすい環境整備 ・ボランティアネットワークの充実

（避難行動要支援者の支援体制の強化）

●避難行動要支援者名簿の提供（防災対策課）

災害時の避難行動要支援者の支援体制を強化するため、避難行動要支援者名簿を町内自治会や自主防災組織等に提供する。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
避難行動要支援者名簿の提供	36%	継続	39%

●避難行動要支援者の個別避難計画の作成（防災対策課）

災害発生時における高齢者や障害者等の避難行動要支援者の安全を確保するため、一人ひとりの状況に応じた個別避難計画の作成を進める。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
個別避難計画の作成	134 件	継続	1, 134 件

（家具転倒防止対策の強化）

●各家庭における家具転倒防止対策の実施率向上（防災対策課）

各家庭において、家具転倒防止対策の実施率を向上させるため、市ホームページ、広報紙等による啓発を行う。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
市ホームページ・広報紙等による啓発の実施	啓発の実施	継続	市ホームページ・広報紙等による啓発の実施
WEB アンケートを通じた市民意識の把握	市民意識の把握	継続	WEB アンケートを通じた市民の実施状況や対策意識の把握

（行政による情報処理・発信体制の整備）

●SNS を活用した災害情報の収集（危機管理課）

災害発生や被害の状況を速やかに把握し、救助活動や被災者支援などに活用するため、SNS に投稿される災害などの情報をリアルタイムで分析・抽出するシステムを導入する。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
SNS 分析・抽出システムのトライアルを実施	実施済み	市総合防災情報システム等と連携して引き続き情報収集の手段として活用	市総合防災情報システム等と連携して引き続き情報収集の手段として活用

●避難所における通信環境の整備（防災対策課）

大規模災害発生時に避難者が安否情報や支援情報などを速やかに収集・伝達できるよう、避難所の通信環境を整備する。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
避難所における Wi-Fi 環境の整備	225/272 箇所	未配備施設（県施設や学校跡施設等）については、地域 BWA サービスによる移動式 Wi-Fi の活用や NTT ドコモと締結した「災害時の相互協力に関する協定」に基づき、災害発生時に、Wi-Fi サービスの提供を受け、避難所に配備する体制を整備	未配備施設においても遅滞なく Wi-Fi 環境を確立できる手順を整備

●災害情報の発信強化（防災対策課）

災害発生時における緊急情報を迅速かつ的確に市民に伝えるため、多様な緊急情報の伝達手段を確保する。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
情報発信手段の普及啓発 ・安全・安心メール ・多言語防災メール ・電話・FAX 災害時緊急情報配信	・ちばし安全・安心メール登録者：56,000 人 ・多言語防災メール登録者：114 人 ・電話・FAX 災害時緊急情報配信登録件数：353 件	・市政だよりによる広報 ・SNS による広報 ・窓口でのチラシ配架による広報 ・出前講座や当課主催の防災イベントによる広報	各媒体の登録者数 ・ちばし安全・安心メール登録者：61,000 人 ・多言語防災メール登録者：150 人 ・電話・FAX 災害時緊急情報配信登録件数：468 件
防災ラジオの配付	2,226 台	一般配付に係るモデル事業の継続実施及び検証	一般配付制度の確立

（防災教育・学習の充実）

●地域防災力の推進（稲毛区地域振興課）

地域における防災力の向上のため、区民や地域防災組織を対象とした講習会・研修会を開催する。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
稲毛区防災公開講座実施	1 回/年	2 回/年	2 回/年

1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

【重点化プログラム】

（公共建築物の耐震化・不燃化等）

- 学校施設的环境整備（学校施設課）【1-1 再掲】
- 公立保育所の建替え（幼保支援課）【1-1 再掲】
- 公共施設の吊天井の補強（スポーツ施設）（スポーツ振興課）【1-1 再掲】
- 市営住宅の再整備（住宅整備課）【1-1 再掲】
- 市営住宅の改善（住宅整備課）【1-1 再掲】
- 公共施設の計画的保全（各所管課）【1-1 再掲】
- 学校施設管理（危険樹木伐採）（学校施設課）【1-1 再掲】
- 新病院の整備（病院局経営企画課）【1-1 再掲】
- 稲毛国際中等教育学校の改修（学校施設課）【1-1 再掲】
- 社会教育施設保全計画の策定（生涯学習振興課）【1-1 再掲】
- 千城台南小跡施設の活用（千城台公民館・若葉図書館の再整備）（生涯学習振興課）【1-1 再掲】
- 千葉公園水泳プールの改築（スポーツ振興課）【1-1 再掲】
- 千葉中央コミュニティセンター再整備（資産経営課）【1-1 再掲】
- 千葉公園の再整備（緑政課）【1-1 再掲】
- 民間保育園等改築（改修）助成（幼保支援課）【1-1 再掲】

（民間建築物等の防火体制の整備）

- 火災危険性の高い防火対象物等への査察業務等の推進（消防局予防課）

更なる違反是正の推進及び新たに所管する火薬類施設等への的確な指導等を行うため、査察実施体制の強化を行う。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
重大な消防法令違反対象物に対する違反是正	72%	実施	100%

- 感震ブレーカーの設置推進（消防局予防課）

大規模地震時の電気火災の発生や延焼を防ぐため、密集住宅市街地を対象として、感震ブレーカーの設置をモデル的に実施する。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
密集住宅市街地を対象とした感震ブレーカー設置モデル事業	300 世帯/年	300 世帯/年	300 世帯/年

（幹線道路の整備）

- （仮称）検見川・真砂スマート I C の整備（道路計画課）【1-1 再掲】
- 新たな湾岸道路の整備（道路計画課）【1-1 再掲】
- 国道の整備（国道直轄事業負担金）（道路計画課）【1-1 再掲】

- 主要地方道 生実本納線の整備（街路建設課）【1-1 再掲】
- 高田 IC フル化の整備（道路建設課）【1-1 再掲】
- 都市計画道路磯辺茂呂町線（園生町地区）の整備（街路建設課）【1-1 再掲】
- 都市計画道路塩田町誉田町線（塩田町地区）の整備（街路建設課）【1-1 再掲】
- 都市計画道路塩田町誉田町線（誉田町地区）の整備（街路建設課）【1-1 再掲】
- 都市計画道路村田町線の整備（街路建設課）【1-1 再掲】
- 都市計画道路美浜長作町線（長作町地区）の整備（県事業負担金）（街路建設課）【1-1 再掲】
- 県道幕張八千代線（実叅 4 号踏切）の整備（県事業負担金）（街路建設課）【1-1 再掲】
- 都市計画道路 越智町土気町線（越智町地区）の整備（道路計画課）【1-1 再掲】
- 国道 357 号湾岸千葉地区改良（蘇我地区）の関連整備（街路建設課、総合治水課）【1-1 再掲】
- 市道 土気 17 号線（下大和田町地区、高津戸町地区）の整備（道路建設課）【1-1 再掲】
- 市道 若松町金親町線（千城台東地区・金親町地区）の整備（道路建設課）【1-1 再掲】
- 市道 平川町 30 号線の整備（道路建設課）【1-1 再掲】
- 市道横戸町 23 号線の整備（道路建設課）【1-1 再掲】
- 市道 東寺山町山王町線（六方町地区・若松町地区）の整備（道路建設課）【1-1 再掲】
- 市道 仁戸名町平山町線（大宮町地区）の整備（道路建設課）【1-1 再掲】
- 市道 誉田町野呂町線（野呂町地区）の整備（道路建設課）【1-1 再掲】
- 主要地方道千葉大網線（土気駅北口）の整備（道路建設課）【1-1 再掲】
- 都市計画道路誉田駅前線の整備（街路建設課）【1-1 再掲】
- 都市計画道路南町宮崎町線沿道地区の整備（街路建設課）【1-1 再掲】
- 都市計画道路幕張本郷松波線（幕張町地区）の整備（街路建設課）【1-1 再掲】
- 都市計画道路幕張本郷松波線（弥生地区）の整備（街路建設課）【1-1 再掲】
- 都市計画道路 千葉寺町赤井町線（松ヶ丘町地区）の整備（街路建設課）【1-1 再掲】
- 都市計画道路 加曽利町大森町線（大森町地区）・大森台駅前線の整備（街路建設課）
【1-1 再掲】
- 都市計画道路 加曽利町大森町線（松ヶ丘町地区）の整備（街路建設課）【1-1 再掲】
- 都市計画道路 本町星久喜町線（亥鼻地区）の整備（街路建設課）【1-1 再掲】
- 都市計画道路 本町星久喜町線（星久喜町地区）の整備（街路建設課）【1-1 再掲】
- 都市計画道路 園生町柏井町線（柏井 4 丁目地区）の整備（街路建設課）【1-1 再掲】
- 都市計画道路 大膳野町誉田町線（誉田 1 丁目地区）の整備（街路建設課）【1-1 再掲】
- 都市計画道路 源町桜木線（桜木 5 丁目地区）の整備（街路建設課）【1-1 再掲】
- 道路の計画調査（道路計画課）【1-1 再掲】
- 舗装の新設・改良（土木管理課）【1-1 再掲】
- 側溝の新設・改良（土木管理課）【1-1 再掲】
- 道路施設の長寿命化（土木保全課）【1-1 再掲】

(道路基盤の確保)

- 危険ブロック塀等改善補助事業（建築指導課）【1-1 再掲】
- 狭あい道路の拡幅（建築指導課、土木管理課）【1-1 再掲】
- 生活道路の整備（道路計画課）【1-1 再掲】
- 私道の整備助成（土木管理課）【1-1 再掲】

(延焼遮断のための緑地の確保)

- 都市緑化の推進（緑政課）

緑豊かな環境を創出するため、中心市街地や住宅地の緑化を推進するとともに、市民参加による緑化の普及啓発を行う。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
屋上壁面緑化への助成	4 件	中心市街地の建築物の屋上や壁面の緑化費用の一部を助成	7 件
緑地協定の締結	169 件	一定規模以上の宅地開発地の緑化に関わる緑地協定を締結	172 件

(災害に強いまちづくりの推進)

- JR 稲毛駅東口駅前地区のまちづくり（市街地整備課）【1-1 再掲】
- JR 蘇我駅東口駅前地区のまちづくり（市街地整備課）【1-1 再掲】

(常備消防の強化)

- 大規模土砂風水害・震災を見据えた消防力の強化（消防局警防課）【1-1 再掲】
- 消防教育訓練環境の整備（消防局消防学校）【1-1 再掲】
- 泡消火薬剤の整備（消防局警防課）【1-1 再掲】
- 航空消防防災体制の充実（消防局航空課）【1-1 再掲】

(消防指令体制の強化)

- 先端技術を用いた災害時の情報共有強化（消防局警防課）【1-1 再掲】
- ちば消防共同指令センター指令システムの更新（消防局指令課）【1-1 再掲】
- 消防救急デジタル無線機更新（消防局指令課）【1-1 再掲】
- 災害画像伝送システムの更新（消防局指令課）【1-1 再掲】

(消防団の強化)

- 消防団活動体制の充実（消防局総務課）【1-1 再掲】
- 機能別消防団員制度の導入（消防局総務課）【1-1 再掲】

(地域における災害対応力の向上)

- 自主防災組織の結成促進及び活動支援（防災対策課）【1-1 再掲】
- 応急手当の普及啓発（消防局救急課）【1-1 再掲】
- 防災リーダーの養成（防災対策課）【1-1 再掲】
- 地域の防災力の向上（中央区）（中央区地域振興課）【1-1 再掲】
- 地域の防災力の向上（若葉区）（若葉区地域振興課）【1-1 再掲】
- 排水栓などを活用した初期消火活動の訓練啓発（花見川区地域振興課）【1-1 再掲】
- 地域との連絡体制強化（防災対策課）【1-1 再掲】
- ボランティアに関する情報ネットワークの充実（市民自治推進課）【1-1 再掲】

(避難行動要支援者の支援体制の強化)

- 避難行動要支援者名簿の提供（防災対策課）【1-1 再掲】
- 避難行動要支援者の個別避難計画の作成（防災対策課）【1-1 再掲】

(防災教育・学習の充実)

- 地域防災力の推進（稲毛区地域振興課）【1-1 再掲】

(行政による情報処理・発信体制の整備)

- SNS を活用した災害情報の収集（危機管理課）【1-1 再掲】
- 避難所における通信環境の整備（防災対策課）【1-1 再掲】
- 災害情報の発信強化（防災対策課）【1-1 再掲】

(広域避難場所の整備・周知)

- 標識・看板の整備（防災対策課）【1-1 再掲】

1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生

(行政による情報処理・発信体制の整備)

- SNS を活用した災害情報の収集（危機管理課）【1-1 再掲】
- 避難所における通信環境の整備（防災対策課）【1-1 再掲】
- 災害情報の発信強化（防災対策課）【1-1 再掲】

(地域における災害対応力の向上)

- 自主防災組織の結成促進及び活動支援 (防災対策課) 【1-1 再掲】
- 応急手当の普及啓発 (消防局救急課) 【1-1 再掲】
- 防災リーダーの養成 (防災対策課) 【1-1 再掲】
- 地域の防災力の向上 (中央区) (中央区地域振興課) 【1-1 再掲】
- 地域の防災力の向上 (若葉区) (若葉区地域振興課) 【1-1 再掲】
- 排水栓などを活用した初期消火活動の訓練啓発 (花見川区地域振興課) 【1-1 再掲】
- 地域との連絡体制強化 (防災対策課) 【1-1 再掲】
- ボランティアに関する情報ネットワークの充実 (市民自治推進課) 【1-1 再掲】

(避難行動要支援者の支援体制の強化)

- 避難行動要支援者名簿の提供 (防災対策課) 【1-1 再掲】
- 避難行動要支援者の個別避難計画の作成 (防災対策課) 【1-1 再掲】

(災害に強いまちづくりの推進)

- JR 稲毛駅東口駅前地区のまちづくり (市街地整備課) 【1-1 再掲】
- JR 蘇我駅東口駅前地区のまちづくり (市街地整備課) 【1-1 再掲】

(防災教育・学習の充実)

- 地域防災力の推進 (稲毛区地域振興課) 【1-1 再掲】

1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

【重点化プログラム】

(浸水対策の推進)

- 浸水被害の軽減と対策の強化 (雨水施設の整備) (雨水対策課)

近年の局地的な大雨などに対し、浸水被害を軽減するため、対策を強化し、地域の状況に応じた効率的な雨水整備を推進する。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
雨水管渠等の整備 (重点地区)	0 地区完了	4 地区完了	重点地区整備率 31% (4 地区/13 地区)
雨水管渠等の整備 (一般地区)	6 箇所完了 (※中長期経営計画策定以降)	11 箇所完了	17 箇所完了

●排水施設の整備（雨水対策課）

近年の局地的な大雨などによる、浸水被害を軽減するため、地域の状況に応じた効率的な雨水整備を推進する。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
一般排水路の整備	幹線整備工事 0.4km	幹線整備工事 0.4km	幹線整備工事 0.8km
	面的整備工事 —	面的整備工事 1.9km	面的整備工事 1.9km
都市下水路の整備	浚渫工事 250 m ³	浚渫工事 750 m ³	浚渫工事 1,000 m ³

●下水道施設の耐水化（下水道施設建設課）

河川氾濫などの被災時においても、一定の下水道機能を確保するために、下水道施設の耐水化を実施する。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
下水道施設の耐水化	—	耐水化工事（3箇所）	3箇所完了

●都川水の里公園の整備（公園建設課）

千葉県が整備する都川多目的遊水地（広域河川改修事業（都川））の上部空間を活用した公園施設を整備する。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
用地買収 施設整備	用地買収(12.3ha)	用地買収（1.5ha） 整備計画の策定	用地累計買（13.8ha）

●高齢者施設等の水害対策強化事業（介護保険事業課）

水害が発生した際に迅速に避難するための避難経路確保にかかる工事費用や施設内への土砂等の侵入を防ぐための止水板設置にかかる費用を補助する。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
補助金交付	3 施設	2 施設/年	9 施設

●雨水貯留浸透施設等の設置促進（下水道営業課）

雨水の流出を抑え浸水被害の軽減を図るため、市民による雨水貯留浸透施設や防水板の設置に係る費用を助成する。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
雨水貯留浸透施設の設置 助成	雨水貯留浸透施設： 3,529 件	雨水貯留浸透施設： 183 件	雨水貯留浸透施設： 3,712 件
防水板の設置助成	防水板：43 件	防水板：18 件	防水板：61 件

●流域治水の推進（総合治水課）

近年の大雨などの影響により頻発化する浸水被害を軽減するため、雨水管や排水路の流末となる河川の改修等を実施する。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
河川の改修	【支川都川】 河道築造延長 L=0 【坂月川】 管理用通路改修検討 【生実川（準用）】 流出解析	【支川都川】 河道築造延長 L=2,040 m 【坂月川】 土質調査、設計 【生実川（準用）】 施設計画、基本設計	【支川都川】 河道築造延長 L=2,040 m 【坂月川】 管理用通路改修実施設計 【生実川（準用）】 基本設計
河川の予防保全	浚渫土量 V=3,770 m ³	浚渫土量 V=7,640 m ³	浚渫土量 V=11,410 m ³

（行政による情報処理・発信体制の整備）

- SNS を活用した災害情報の収集（危機管理課）【1-1 再掲】
- 避難所における通信環境の整備（防災対策課）【1-1 再掲】
- 災害情報の発信強化（防災対策課）【1-1 再掲】

（地域における災害対応力の向上）

- 自主防災組織の結成促進及び活動支援（防災対策課）【1-1 再掲】
- 応急手当の普及啓発（消防局救急課）【1-1 再掲】
- 防災リーダーの養成（防災対策課）【1-1 再掲】
- 地域の防災力の向上（中央区）（中央区地域振興課）【1-1 再掲】
- 地域の防災力の向上（若葉区）（若葉区地域振興課）【1-1 再掲】
- 排水栓などを活用した初期消火活動の訓練啓発（花見川区地域振興課）【1-1 再掲】
- 地域との連絡体制強化（防災対策課）【1-1 再掲】
- ボランティアに関する情報ネットワークの充実（市民自治推進課）【1-1 再掲】

（避難行動要支援者の支援体制の強化）

- 避難行動要支援者名簿の提供（防災対策課）【1-1 再掲】
- 避難行動要支援者の個別避難計画の作成（防災対策課）【1-1 再掲】

（災害に強いまちづくりの推進）

- JR 稲毛駅東口駅前地区のまちづくり（市街地整備課）【1-1 再掲】
- JR 蘇我駅東口駅前地区のまちづくり（市街地整備課）【1-1 再掲】

（防災教育・学習の充実）

- 地域防災力の推進（稲毛区地域振興課）【1-1 再掲】

1-5 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

【重点化プログラム】

（土砂災害の発生予防）

●急傾斜地崩壊防止工事の推進（総合治水課）

市民の生命を保護するため、急傾斜地崩壊危険区域に指定された箇所について崩壊防止工事を進める。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
崩壊防止工事（市事業）	整備済延長 L=1,702m	崩壊防止施設の整備 L=2,262m	崩壊防止施設の整備 L=2,262m

●がけ地に近接する危険住宅の移転（都市安全課）

がけ崩れなどの災害から住民の安全を確保するため、危険ながけ地付近からの移転に係る費用の一部を助成する。（「住宅・建築物安全ストック形成事業」を活用）

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
危険住宅の移転	3 件	3 件増	6 件

●斜面緑地の保全（公園管理課）

公園・緑地内において、良好な自然環境を有する斜面緑地を維持するため、安全対策工事を行うとともに、適正な樹木管理等による法面の保全を行う。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
土砂災害特別警戒区域を含む公園・緑地の急傾斜地の安全対策及び斜面緑地の適正管理	予備設計 2 箇所	詳細設計 2 箇所 対策工事 2 箇所	安全対策が必要な急傾斜地の工事完了 2 箇所

●急傾斜地状況把握（防災対策課）

危険箇所となっていない急傾斜地の状況把握について、全庁的な対応体制を確立する。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
「土砂災害に係る情報共有の仕組みづくり」の実施	「土砂災害に係る情報共有の仕組みづくり」の実施	継続	「土砂災害に係る情報共有の仕組みづくり」の実施

●土砂災害警戒区域等周知・啓発（防災対策課）

災害時の迅速な避難を促進するため、土砂災害警戒区域等を周知・啓発する。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
啓発チラシの配布	約 800 箇所/年、 約 12,000 世帯/年	啓発チラシの内容精査 配布範囲の精査	約 800 箇所/年、 約 12,000 世帯/年

●危険盛土による災害防止（都市安全課）

危険な盛土による土砂災害から市民の生命や財産を守るため、基礎調査を実施し規制区域を設定することで、危険な盛土を規制する。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
規制区域の指定	未指定	規制区域の指定	規制区域の指定

（土砂災害に関する意識啓発）

●ハザードマップの作成及び配布（防災対策課）

土砂災害警戒区域等に指定された危険箇所について、円滑な避難を確保するために必要な事項を掲載したハザードマップを作成し、関係住民に周知を図る。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
作成及び配布	土砂災害（特別）警戒区域内の世帯（約 3,000 世帯）及び基礎調査予定箇所の世帯（約 9,000 世帯）	新たに土砂災害（特別）警戒区域内に指定する世帯（約 7,000 世帯）	土砂災害（特別）警戒区域内の世帯（約 10,000 世帯）

（行政による情報処理・発信体制の整備）

- SNS を活用した災害情報の収集（危機管理課）【1-1 再掲】
- 避難所における通信環境の整備（防災対策課）【1-1 再掲】
- 災害情報の発信強化（防災対策課）【1-1 再掲】

（地域における災害対応力の向上）

- 自主防災組織の結成促進及び活動支援（防災対策課）【1-1 再掲】
- 応急手当の普及啓発（消防局救急課）【1-1 再掲】
- 防災リーダーの養成（防災対策課）【1-1 再掲】
- 地域の防災力の向上（中央区）（中央区地域振興課）【1-1 再掲】
- 地域の防災力の向上（若葉区）（若葉区地域振興課）【1-1 再掲】
- 排水栓などを活用した初期消火活動の訓練啓発（花見川区地域振興課）【1-1 再掲】
- 地域との連絡体制強化（防災対策課）【1-1 再掲】
- ボランティアに関する情報ネットワークの充実（市民自治推進課）【1-1 再掲】

（避難行動要支援者の支援体制の強化）

- 避難行動要支援者名簿の提供（防災対策課）【1-1 再掲】
- 避難行動要支援者の個別避難計画の作成（防災対策課）【1-1 再掲】

（災害に強いまちづくりの推進）

- JR 稲毛駅東口駅前地区のまちづくり（市街地整備課）【1-1 再掲】
- JR 蘇我駅東口駅前地区のまちづくり（市街地整備課）【1-1 再掲】

(防災教育・学習の充実)

●地域防災力の推進（稲毛区地域振興課）【1-1 再掲】

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

【重点化プログラム】

(被災地における物資の確保)

●防災備蓄品の整備（防災対策課）

災害時の被災者支援体制を強化するため、帰宅困難者用を含む防災備蓄品を拡充するとともに、避難所に備蓄倉庫を整備する。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
防災備蓄品の整備	【防災備蓄品】 各品目の整備目標数を達成。備蓄品更新計画に基づき、適切なサイクルで備蓄品の更新を行う。 【防災備蓄倉庫】 設置数：218 箇所	【防災備蓄品】 継続 【防災備蓄倉庫】 設置数：127 箇所	【防災備蓄品】 備蓄品更新計画に基づき、適切なサイクルで備蓄品の更新を行う。 【防災備蓄倉庫】 設置数：345 箇所

●避難所備蓄食料の充実（防災対策課）

災害時に避難者の健康保持を図るため、新たに栄養補助食品などを導入する。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
避難所へ備蓄している食料の一部を、五目ごはんや栄養補助食品に更新	五目ごはん：62,950 食 栄養補助食品：56,550 食	五目ごはんや栄養補助食品の増強	五目ごはん：約 11 万 2 千食 栄養補助食品：約 9 万 6 千食

●備蓄倉庫増強（防災対策課）

備蓄品等の増加に対応するため、避難所に備蓄倉庫を設置する。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
避難所への備蓄倉庫の設置	218 箇所	127 箇所	345 箇所

●避難所における非常用飲料水の確保（防災対策課）

災害による断水時に受水槽の水を活用するため、蛇口が設置されていない避難所施設の受水槽に蛇口を設置する。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
受水槽のある避難所 217 か所に、R2～R5 年度にかけて蛇口を設置または増設	増設：156 箇所 新設：52 箇所	R5:新設 52 箇所	受水槽のある避難所すべてに設置(跡施設を除く)

（応急給水体制の整備）

●災害時における応急農業用井戸水の供給（農政課）

災害時における飲料水の確保のため、農業用井戸水を飲料水として提供するための設備を整備する。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
給水施設の整備	供用開始（椎名崎町 1 箇所）	設計・工事（1 箇所）	供用開始（1 箇所）

（緊急輸送道路の確保）

●緊急輸送道路沿道建築物の耐震助成（建築指導課）

緊急輸送道路の通行を確保するため、沿道建築物の耐震診断や改修費用の一部を助成する。（「地域防災拠点建築物整備緊急促進事業」を活用）

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
耐震診断助成	4 件	3 件	7 件
耐震改修等助成	3 件	3 件	6 件

●道路防災力の充実強化（土木管理課）

災害時緊急輸送道路等の啓開において燃料不足による作業の停滞を防ぎ、円滑な活動を可能とするため、各土木事務所への燃料備蓄庫の設置及び緊急輸送道路の沿線民有地の樹木伐採費用を支援する。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
・燃料備蓄庫の設置 ・緊急輸送道路の沿線民有地の樹木伐採費用支援	・燃料備蓄庫 緑土木事務所設置済 ・伐採費用支援 —	・燃料備蓄庫（中央・美浜、花見川・稲毛、若葉土木事務所）の設置 ・緊急輸送道路の沿線民有地の樹木伐採費用支援	・燃料備蓄庫（中央・美浜、花見川・稲毛、若葉土木事務所）の設置 ・緊急輸送道路の沿線民有地の樹木伐採費用支援

●無電柱化の推進（土木保全課）

災害に強いまちづくりを推進するため、緊急輸送道路等における電線類の地中化を推進する。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
電線類の地中化	—	電線類の地中化	無電柱化された道路延長 L=3.4 km

（水道施設の耐震化・更新）

●地震時における水道機能の確保（水道管路の耐震化）（水道事業事務所）

地震発生時の安定給水を確保するため、水道管路の耐震化を進める。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
管路の耐震化	耐震化率 44.1%	配水管の更新を実施し、耐震管へ布設替えを行う。	耐震化率 45.4%

●適切な施設管理（水道施設の更新）（水道事業事務所）

持続的に安全・安心な水を提供するため、計画的に浄水場などの施設を更新する。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
施設の更新	継続実施中	千葉市水道事業長期施設整備計画で設定した更新基準年数に基づき、優先順位をつけ、計画的な施設の更新を実施する。	1/7 施設 完了

●水道管路の整備（水道事業事務所）

安全・安心な水を提供するため、水道管路を整備する。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
配水管の整備	継続実施中	給水要望に応じた配水管の整備を行う。	0.9km (11,991 m ²)

（市場機能の強化）

●市場機能の強化（地方卸売市場）

市場における健全で安定したサービス提供のため、経営戦略を策定するとともに、場内事業者の経営基盤強化に向け、支援を行う。また、老朽化している施設の改修を進める。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
場内事業者の経営基盤強化	コンサルタント支援 1 件	経営戦略策定 再整備事業着手	再整備事業基本設計の完了
設備改修	完了	雨水管改修工事	雨水管改修工事の完了

(幹線道路の整備)

- (仮称) 検見川・真砂スマート I C の整備 (道路計画課) 【1-1 再掲】
- 新たな湾岸道路の整備 (道路計画課) 【1-1 再掲】
- 国道の整備 (国道直轄事業負担金) (道路計画課) 【1-1 再掲】
- 主要地方道 生実本納線の整備 (街路建設課) 【1-1 再掲】
- 高田 IC フル化の整備 (道路建設課) 【1-1 再掲】
- 都市計画道路磯辺茂呂町線 (園生町地区) の整備 (街路建設課) 【1-1 再掲】
- 都市計画道路塩田町誉田町線 (塩田町地区) の整備 (街路建設課) 【1-1 再掲】
- 都市計画道路塩田町誉田町線 (誉田町地区) の整備 (街路建設課) 【1-1 再掲】
- 都市計画道路村田町線の整備 (街路建設課) 【1-1 再掲】
- 都市計画道路美浜長作町線 (長作町地区) の整備 (県事業負担金) (街路建設課) 【1-1 再掲】
- 県道幕張八千代線 (実叅 4 号踏切) の整備 (県事業負担金) (街路建設課) 【1-1 再掲】
- 都市計画道路 越智町土気町線 (越智町地区) の整備 (道路計画課) 【1-1 再掲】
- 国道 357 号湾岸千葉地区改良 (蘇我地区) の関連整備 (街路建設課、総合治水課) 【1-1 再掲】
- 市道 土気 17 号線 (下大和田町地区、高津戸町地区) の整備 (道路建設課) 【1-1 再掲】
- 市道 若松町金親町線 (千城台東地区・金親町地区) の整備 (道路建設課) 【1-1 再掲】
- 市道 平川町 30 号線の整備 (道路建設課) 【1-1 再掲】
- 市道横戸町 23 号線の整備 (道路建設課) 【1-1 再掲】
- 市道 東寺山町山王町線 (六方町地区・若松町地区) の整備 (道路建設課) 【1-1 再掲】
- 市道 仁戸名町平山町線 (大宮町地区) の整備 (道路建設課) 【1-1 再掲】
- 市道 誉田町野呂町線 (野呂町地区) の整備 (道路建設課) 【1-1 再掲】
- 主要地方道千葉大網線 (土気駅北口) の整備 (道路建設課) 【1-1 再掲】
- 都市計画道路誉田駅前線の整備 (街路建設課) 【1-1 再掲】
- 都市計画道路南町宮崎町線沿道地区の整備 (街路建設課) 【1-1 再掲】
- 都市計画道路幕張本郷松波線 (幕張町地区) の整備 (街路建設課) 【1-1 再掲】
- 都市計画道路幕張本郷松波線 (弥生地区) の整備 (街路建設課) 【1-1 再掲】
- 都市計画道路 千葉寺町赤井町線 (松ヶ丘町地区) の整備 (街路建設課) 【1-1 再掲】
- 都市計画道路 加曽利町大森町線 (大森町地区) ・大森台駅前線の整備 (街路建設課) 【1-1 再掲】
- 都市計画道路 加曽利町大森町線 (松ヶ丘町地区) の整備 (街路建設課) 【1-1 再掲】
- 都市計画道路 本町星久喜町線 (亥鼻地区) の整備 (街路建設課) 【1-1 再掲】
- 都市計画道路 本町星久喜町線 (星久喜町地区) の整備 (街路建設課) 【1-1 再掲】
- 都市計画道路 園生町柏井町線 (柏井 4 丁目地区) の整備 (街路建設課) 【1-1 再掲】
- 都市計画道路 大膳野町誉田町線 (誉田 1 丁目地区) の整備 (街路建設課) 【1-1 再掲】
- 都市計画道路 源町桜木線 (桜木 5 丁目地区) の整備 (街路建設課) 【1-1 再掲】
- 道路の計画調査 (道路計画課) 【1-1 再掲】
- 舗装の新設・改良 (土木管理課) 【1-1 再掲】
- 側溝の新設・改良 (土木管理課) 【1-1 再掲】

●道路施設の長寿命化（土木保全課）【1-1 再掲】

（橋梁の耐震化・架替）

●橋梁の耐震化（土木保全課）

緊急時の輸送や避難時の通行の安全を確保するため、橋梁の耐震補強を行う。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
耐震化工事	<p>【鉄砲塚跨線橋】 A1、P1、P4、P5、A2 耐震補強完了</p> <p>【西の谷跨線橋】 A1、P1、P3、P4、A2 耐震補強完了</p>	<p>【鉄砲塚跨線橋】 P2、P3 橋脚耐震補強工事</p> <p>【西の谷跨線橋】 P2 橋脚耐震補強工事</p> <p>【メッセ大橋（上下）】 耐震設計</p>	<p>【鉄砲塚跨線橋】 P2、P3 橋脚耐震補強工事完了</p> <p>【西の谷跨線橋】 P2 橋脚耐震補強工事着手</p> <p>【メッセ大橋（上下）】 耐震設計完了</p>

●市道三角町柏井町線（柏井橋）の橋梁架替（土木保全課）

橋梁長寿命化修繕計画に基づき、高齢化している柏井橋を架け替えるため、橋梁を整備する。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
整備	橋梁上部工完了	護岸工	護岸工完了

●主要地方道穴川天戸線（亥鼻橋）の橋梁架替（土木保全課）

橋梁長寿命化修繕計画に基づき、高齢化している亥鼻橋を架け替えるため、橋梁を整備する。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
整備	橋梁下部工（A1、P1）完了	橋梁下部工（P2、A2） 橋梁上部工（桁架設）	橋梁下部工（P2、A2）完了 橋梁上部工（桁架設完了）

（自立分散型エネルギーシステムの導入）

●EV マッチングネットワークの構築（環境保全課）

EV を所有する人と電気を必要とする人をマッチングする仕組みを構築する。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
市民参加検討	12 件/年 ※R4～制度施行のため、 R4 末見込数	12 件/年	48 件/年

●再生可能エネルギー等設備設置費助成（太陽光発電設備）（環境保全課）

一般住宅における太陽光発電設備導入を促進するため、購入にかかる費用を助成する。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
補助金交付	73 件/年	100 件/年	100 件/年

●再生可能エネルギー等設備設置費助成（太陽熱給湯システム）（環境保全課）

一般住宅における太陽熱給湯システム導入を促進するため、購入にかかる費用を助成する。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
補助金交付	1 件/年	1 件/年	1 件/年

●再生可能エネルギー等設備設置費助成（家庭用燃料電池（エネファーム））（環境保全課）

一般住宅における燃料電池導入を促進するため、購入にかかる費用を助成する。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
補助金交付	210 件/年	210 件/年	210 件/年

●再生可能エネルギー等設備設置費助成（定置用蓄電池）（環境保全課）

一般住宅における蓄電池導入を促進するため、購入にかかる費用を助成する。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
補助金交付	420 件/年	420 件/年	420 件/年

●再生可能エネルギー等設備設置費助成（V2H）（環境保全課）

一般住宅における V2H（Vehicle to Home、クルマに蓄えた電気を家庭で使うための仕組み・設備）導入を促進するため、購入に係る費用を助成する。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
補助金交付	20 件/年	20 件/年	20 件/年

●電気自動車等購入費助成（環境保全課）

電気自動車の導入を促進するため、購入にかかる費用を助成する。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
補助金交付	185 件/年	100 件/年	151 件/年

●再生可能エネルギー等設備設置費助成（ZEH）（環境保全課）

一般住宅におけるゼロ・エネルギー・ハウスの導入を促進するため、新築・改築費用を助成する。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
補助金交付	100 件/年	100 件/年	100 件/年

2-2 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

【重点化プログラム】

（医療関係者の災害対応力の向上）

●救急救命士の養成（消防局救急課）

救急体制の充実を図るため、救急救命士の養成とともに、高度な救急救命処置を行うことのできる救急救命士を育成する。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
救急救命士新規養成	4 人/年	4 人/年	4 人/年
気管挿管認定救急救命士の養成	8 人/年	8 人/年	8 人/年
ビデオ喉頭鏡認定救急救命士の養成	10 人/年	10 人/年	10 人/年

（常備消防の強化）

- 大規模土砂風水害・震災を見据えた消防力の強化（消防局警防課）【1-1 再掲】
- 消防教育訓練環境の整備（消防局消防学校）【1-1 再掲】
- 泡消火薬剤の整備（消防局警防課）【1-1 再掲】
- 航空消防防災体制の充実（消防局航空課）【1-1 再掲】

（消防指令体制の強化）

- 先端技術を用いた災害時の情報共有強化（消防局警防課）【1-1 再掲】
- ちば消防共同指令センター指令システムの更新（消防局指令課）【1-1 再掲】
- 消防救急デジタル無線機更新（消防局指令課）【1-1 再掲】
- 災害画像伝送システムの更新（消防局指令課）【1-1 再掲】

（消防団の強化）

- 消防団活動体制の充実（消防局総務課）【1-1 再掲】
- 機能別消防団員制度の導入（消防局総務課）【1-1 再掲】

2-3 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生、混乱

(帰宅困難者に向けた支援設備の整備)

●帰宅困難者用備蓄品の整備 (防災対策課)

災害発生時に、被災者の生命を守り、一時滞在施設における生活環境を整備するため、食料・飲料水や避難生活に必要な物資の備蓄を進める。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
防災備蓄品の整備	<ul style="list-style-type: none"> 新規指定施設に対し、各受け入れ可能人数に応じて、食料・飲料水・アルミ毛布・携帯トイレ・生理用品を各品目 1 日分配備 配備済みの備蓄品について、更新サイクルに基づき、期限を迎えるものを更新 	継続	<ul style="list-style-type: none"> 新規指定施設に対し、各受け入れ可能人数に応じて、食料・飲料水・アルミ毛布・携帯トイレ・生理用品を各品目 1 日分配備 配備済みの備蓄品について、更新サイクルに基づき、期限を迎えるものを更新

2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

(医療関係者の災害対応力の向上)

●救急救命士の養成 (消防局救急課) 【2-2 再掲】

(幹線道路の整備)

- (仮称) 検見川・真砂スマート I C の整備 (道路計画課) 【1-1 再掲】
- 新たな湾岸道路の整備 (道路計画課) 【1-1 再掲】
- 国道の整備 (国道直轄事業負担金) (道路計画課) 【1-1 再掲】
- 主要地方道 生実本納線の整備 (街路建設課) 【1-1 再掲】
- 高田 IC フル化の整備 (道路建設課) 【1-1 再掲】
- 都市計画道路磯辺茂呂町線 (園生町地区) の整備 (街路建設課) 【1-1 再掲】
- 都市計画道路塩田町誉田町線 (塩田町地区) の整備 (街路建設課) 【1-1 再掲】
- 都市計画道路塩田町誉田町線 (誉田町地区) の整備 (街路建設課) 【1-1 再掲】
- 都市計画道路村田町線の整備 (街路建設課) 【1-1 再掲】
- 都市計画道路美浜長作町線 (長作町地区) の整備 (県事業負担金) (街路建設課) 【1-1 再掲】
- 県道幕張八千代線 (実叡 4 号踏切) の整備 (県事業負担金) (街路建設課) 【1-1 再掲】
- 都市計画道路 越智町土気町線 (越智町地区) の整備 (道路計画課) 【1-1 再掲】
- 国道 357 号湾岸千葉地区改良 (蘇我地区) の関連整備 (街路建設課、総合治水課) 【1-1 再掲】
- 市道 土気 17 号線 (下大和田町地区、高津戸町地区) の整備 (道路建設課) 【1-1 再掲】
- 市道 若松町金親町線 (千城台東地区・金親町地区) の整備 (道路建設課) 【1-1 再掲】
- 市道 平川町 30 号線の整備 (道路建設課) 【1-1 再掲】

- 市道横戸町 23 号線の整備（道路建設課）【1-1 再掲】
- 市道 東寺山町山王町線（六方町地区・若松町地区）の整備（道路建設課）【1-1 再掲】
- 市道 仁戸名町平山町線（大宮町地区）の整備（道路建設課）【1-1 再掲】
- 市道 誉田町野呂町線（野呂町地区）の整備（道路建設課）【1-1 再掲】
- 主要地方道千葉大網線（土気駅北口）の整備（道路建設課）【1-1 再掲】
- 都市計画道路誉田駅前線の整備（街路建設課）【1-1 再掲】
- 都市計画道路南町宮崎町線沿道地区の整備（街路建設課）【1-1 再掲】
- 都市計画道路幕張本郷松波線（幕張町地区）の整備（街路建設課）【1-1 再掲】
- 都市計画道路幕張本郷松波線（弥生地区）の整備（街路建設課）【1-1 再掲】
- 都市計画道路 千葉寺町赤井町線（松ヶ丘町地区）の整備（街路建設課）【1-1 再掲】
- 都市計画道路 加曽利町大森町線（大森町地区）・大森台駅前線の整備（街路建設課）
【1-1 再掲】
- 都市計画道路 加曽利町大森町線（松ヶ丘町地区）の整備（街路建設課）【1-1 再掲】
- 都市計画道路 本町星久喜町線（亥鼻地区）の整備（街路建設課）【1-1 再掲】
- 都市計画道路 本町星久喜町線（星久喜町地区）の整備（街路建設課）【1-1 再掲】
- 都市計画道路 園生町柏井町線（柏井 4 丁目地区）の整備（街路建設課）【1-1 再掲】
- 都市計画道路 大膳野町誉田町線（誉田 1 丁目地区）の整備（街路建設課）【1-1 再掲】
- 都市計画道路 源町桜木線（桜木 5 丁目地区）の整備（街路建設課）【1-1 再掲】
- 道路の計画調査（道路計画課）【1-1 再掲】
- 舗装の新設・改良（土木管理課）【1-1 再掲】
- 側溝の新設・改良（土木管理課）【1-1 再掲】
- 道路施設の長寿命化（土木保全課）【1-1 再掲】

（橋梁の耐震化・架替）

- 橋梁の耐震化（土木保全課）【2-1 再掲】
- 市道三角町柏井町線（柏井橋）の橋梁架替（土木保全課）【2-1 再掲】
- 主要地方道穴川天戸線（亥鼻橋）の橋梁架替（土木保全課）【2-1 再掲】

2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

(避難所での衛生管理)

●避難所での感染症予防と感染拡大防止（防災対策課）

避難所での感染症予防及び感染拡大防止策として、感染症対策に資する備蓄品を整備する。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
備蓄品の配備	従前からのマスク、消毒液の備蓄のほか、R2年に非接触型体温計、段ボールベッド・パーティション、防災用テント、飛沫防止用シートなどを新たに配備	備蓄の継続	配備した備蓄品を適切なサイクルで更新していく

(し尿処理体制の構築)

●マンホールトイレの整備（防災対策課、下水道整備課）

災害時における避難所の衛生環境の向上を図るため、マンホールトイレを整備する。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
マンホールトイレの整備	160 箇所（800 基）	R5:市立学校 6 箇所（30 基） R7:県立高校 22 箇所（110 基）	188 箇所（940 基）
上部備品の整備	160 箇所（800 基）	R5:市立学校 6 箇所（30 基） R7:県立高校 22 箇所（110 基）	188 箇所（940 基）

(災害廃棄物処理体制の構築)

●廃棄物処理施設の整備推進 (廃棄物施設整備課)

将来にわたり安定したごみ処理体制を構築するため、清掃工場、リサイクル施設、最終処分場等の整備を推進する。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
廃棄物処理施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・新清掃工場(北谷津)工事中 ・新清掃工場(新港)基本計画作成 ・次期リサイクル施設候補地選定に向けた情報収集 ・次期最終処分場候補地選定中 ・塵芥污水处理場(建替)事業者と契約締結 	<ul style="list-style-type: none"> ・新清掃工場(北谷津) R5~7 建設工事 ・新清掃工場(新港) R5 事業方式検討 ・次期リサイクル施設 R6~7 事業者選定 ・次期リサイクル施設 R5~6 基本計画作成 ・次期最終処分場 R7 事業方式検討 ・次期最終処分場 R5 候補地選定 ・塵芥污水处理場(建替) R5~用地交渉 ・塵芥污水处理場(建替) R5~7 建設工事 	<ul style="list-style-type: none"> ・新清掃工場(北谷津) 竣工 ・新清掃工場(新港) 事業者と契約締結 ・次期リサイクル施設 事業方式決定 ・次期最終処分場 用地交渉中 ・塵芥污水处理場(建替) 竣工・稼働

(医療関係者の災害対応力の向上)

●救急救命士の養成 (消防局救急課) 【2-2 再掲】

(安全・安心な避難所の運営)

●避難所運営委員会の活動支援 (防災対策課)

大規模災害発生時に避難所を円滑に開設・運営する体制を整備するため、避難所運営委員会の活動に要する経費を助成する。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
避難所運営委員会の活動に要する経費の助成	活動支援団体数 176 団体	活動支援団体数の増加を図る	活動支援団体数 185 団体

2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

【重点化プログラム】

(避難所での衛生管理)

●避難所での感染症予防と感染拡大防止 (防災対策課) 【2-5 再掲】

(し尿処理体制の構築)

●マンホールトイレの整備 (防災対策課、下水道整備課) 【2-5 再掲】

(災害廃棄物処理体制の構築)

- 廃棄物処理施設の整備推進（廃棄物施設整備課）【2-5 再掲】

(医療関係者の災害対応力の向上)

- 救急救命士の養成（消防局救急課）【2-2 再掲】

(地域における災害対応力の向上)

- 自主防災組織の結成促進及び活動支援（防災対策課）【1-1 再掲】
- 応急手当の普及啓発（消防局救急課）【1-1 再掲】
- 防災リーダーの養成（防災対策課）【1-1 再掲】
- 地域の防災力の向上（中央区）（中央区地域振興課）【1-1 再掲】
- 地域の防災力の向上（若葉区）（若葉区地域振興課）【1-1 再掲】
- 排水栓などを活用した初期消火活動の訓練啓発（花見川区地域振興課）【1-1 再掲】
- 地域との連絡体制強化（防災対策課）【1-1 再掲】
- ボランティアに関する情報ネットワークの充実（市民自治推進課）【1-1 再掲】

(安全・安心な避難所の運営)

- 避難所運営委員会の活動支援（防災対策課）【2-5 再掲】

(多様な避難形態に対応した支援の強化)

- 地域における自主的な避難施設の登録（防災対策課）

地域の身近にある町内自治会集会所等を自主的な避難施設として登録していただき、災害時に活用することで避難しやすい環境づくりを図る。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
地域の身近にある町内自治会集会所等を自主的な避難施設として登録する制度の創設、運用	地域避難施設認定団体数 77 団体	認定団体数の増加を図る	地域避難施設認定団体数 140 団体

- 避難先の確保（防災対策課）

被災者の状況に応じた避難生活環境に対応するため、分散避難先の確保を進める。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
・公共施設駐車場の活用検討 ・車中泊滞在場所の確保 ・民間宿泊施設との協定	・公共施設駐車場の活用検討 ・車中泊滞在場所の確保 ・民間宿泊施設との協定	継続	・公共施設駐車場の活用検討 ・車中泊滞在場所の確保 ・民間宿泊施設との協定

(被災地における物資の確保)

- 防災備蓄品の整備 (防災対策課) 【2-1 再掲】
- 避難所備蓄食料の充実 (防災対策課) 【2-1 再掲】
- 備蓄倉庫増強 (防災対策課) 【2-1 再掲】
- 避難所における非常用飲料水の確保 (防災対策課) 【2-1 再掲】

3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 矯正施設からの被収容者の逃亡、被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

(地域防犯体制の充実)

- 学校防犯対策の推進 (学校施設課)

児童生徒の安全を確保するため、小・中学校に防犯カメラシステムを設置する。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
学校防犯カメラシステムの設置	防犯カメラシステムを10校に新規設置 (年度末設置120校)	防犯カメラシステムを新規設置 R5 年度 10校 R6 年度 10校 R7 年度 10校	小・中学校等150校に防犯カメラを設置

3-2 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

【重点化プログラム】

(市の防災拠点の耐震化等)

- 新庁舎の整備 (新庁舎整備課) 【1-1 再掲】

(行政による情報処理・発信体制の整備)

- SNSを活用した災害情報の収集 (危機管理課) 【1-1 再掲】
- 避難所における通信環境の整備 (防災対策課) 【1-1 再掲】
- 災害情報の発信強化 (防災対策課) 【1-1 再掲】

（建設関係団体、他自治体等との協力体制の構築）

●災害時における東京電力パワーグリッド(株)との連携（土木管理課）

電気の復旧と道路啓開の迅速化を図るため、東京電力パワーグリッド(株)と市（道路管理者）で停電復旧作業等に関する協定を締結しており、災害発生時円滑に運用できるよう定期的に訓練を実施する。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
協定に基づく訓練	R4 年度東京電力パワーグリッド(株)、東日本電信電話(株)及び市（道路管理者）の3者で合同訓練を実施	協定に基づく訓練を実施	協定に基づく訓練を実施

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・長期停止

【重点化プログラム】

（情報通信手段の確保）

●災害時における通信事業者との連携（土木管理課）

電話線の復旧と道路啓開の迅速化を図るため、東日本電信電話(株)と市（道路管理者）で通信障害復旧作業等に関する協定を締結しており、災害発生時円滑に運用できるよう定期的に訓練を実施する。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
協定に基づく訓練	R4 年度東京電力パワーグリッド(株)、東日本電信電話(株)及び市（道路管理者）の3者で合同訓練を実施	協定に基づく訓練を実施	協定に基づく訓練を実施

（防災拠点施設における非常用電源の確保）

●避難所における非常用電源の確保（防災対策課）

避難所への再生可能エネルギー導入事業（環境保全課）において施設の構造上、太陽光パネル・蓄電池の設置が困難だった（見込み含む）39 施設について、代替策として、施設構造へ影響が無い可搬型の蓄電池等を配備する。

また、施設の法定耐用年数が短い（10 年以下）ことから避難所への再エネ導入事業対象外となっていた公民館 12 施設にも、同様に蓄電池等を配備する。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
可搬型蓄電池の整備	未実施	市立学校 18 校、公民館 33 施設に整備	全ての市立学校、公民館へ、非常用電源の整備が完了

(自立分散型エネルギーシステムの導入)

- EV マッチングネットワークの構築 (環境保全課) 【2-1 再掲】
- 再生可能エネルギー等設備設置費助成 (太陽光発電設備) (環境保全課) 【2-1 再掲】
- 再生可能エネルギー等設備設置費助成 (太陽熱給湯システム) (環境保全課) 【2-1 再掲】
- 再生可能エネルギー等設備設置費助成 (家庭用燃料電池 (エネファーム)) (環境保全課) 【2-1 再掲】
- 再生可能エネルギー等設備設置費助成 (定置用蓄電池) (環境保全課) 【2-1 再掲】
- 再生可能エネルギー等設備設置費助成 (V2H) (環境保全課) 【2-1 再掲】
- 電気自動車等購入費助成 (環境保全課) 【2-1 再掲】
- 再生可能エネルギー等設備設置費助成 (ZEH) (環境保全課) 【2-1 再掲】

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

(情報通信手段の確保)

- 災害時における通信事業者との連携 (土木管理課) 【4-1 再掲】

(行政による情報処理・発信体制の整備)

- SNS を活用した災害情報の収集 (危機管理課) 【1-1 再掲】
- 避難所における通信環境の整備 (防災対策課) 【1-1 再掲】
- 災害情報の発信強化 (防災対策課) 【1-1 再掲】

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

【重点化プログラム】

(行政による情報処理・発信体制の整備)

- SNS を活用した災害情報の収集 (危機管理課) 【1-1 再掲】
- 避難所における通信環境の整備 (防災対策課) 【1-1 再掲】
- 災害情報の発信強化 (防災対策課) 【1-1 再掲】

(避難行動要支援者の支援体制の強化)

- 避難行動要支援者名簿の提供 (防災対策課) 【1-1 再掲】
- 避難行動要支援者の個別避難計画の作成 (防災対策課) 【1-1 再掲】

(地域における災害対応力の向上)

- 自主防災組織の結成促進及び活動支援（防災対策課）【1-1 再掲】
- 応急手当の普及啓発（消防局救急課）【1-1 再掲】
- 防災リーダーの養成（防災対策課）【1-1 再掲】
- 地域の防災力の向上（中央区）（中央区地域振興課）【1-1 再掲】
- 地域の防災力の向上（若葉区）（若葉区地域振興課）【1-1 再掲】
- 排水栓などを活用した初期消火活動の訓練啓発（花見川区地域振興課）【1-1 再掲】
- 地域との連絡体制強化（防災対策課）【1-1 再掲】
- ボランティアに関する情報ネットワークの充実（市民自治推進課）【1-1 再掲】

5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

【重点化プログラム】

(市場機能の強化)

- 市場機能の強化（地方卸売市場）【2-1 再掲】

(幹線道路の整備)

- （仮称）検見川・真砂スマートICの整備（道路計画課）【1-1 再掲】
- 新たな湾岸道路の整備（道路計画課）【1-1 再掲】
- 国道の整備（国道直轄事業負担金）（道路計画課）【1-1 再掲】
- 主要地方道 生実本納線の整備（街路建設課）【1-1 再掲】
- 高田ICフル化の整備（道路建設課）【1-1 再掲】
- 都市計画道路磯辺茂呂町線（園生町地区）の整備（街路建設課）【1-1 再掲】
- 都市計画道路塩田町菅田町線（塩田町地区）の整備（街路建設課）【1-1 再掲】
- 都市計画道路塩田町菅田町線（菅田町地区）の整備（街路建設課）【1-1 再掲】
- 都市計画道路村田町線の整備（街路建設課）【1-1 再掲】
- 都市計画道路美浜長作町線（長作町地区）の整備（県事業負担金）（街路建設課）【1-1 再掲】
- 県道幕張八千代線（実叡4号踏切）の整備（県事業負担金）（街路建設課）【1-1 再掲】
- 都市計画道路 越智町土気町線（越智町地区）の整備（道路計画課）【1-1 再掲】
- 国道357号湾岸千葉地区改良（蘇我地区）の関連整備（街路建設課、総合治水課）【1-1 再掲】
- 市道 土気17号線（下大和田町地区、高津戸町地区）の整備（道路建設課）【1-1 再掲】
- 市道 若松町金親町線（千城台東地区・金親町地区）の整備（道路建設課）【1-1 再掲】
- 市道 平川町30号線の整備（道路建設課）【1-1 再掲】
- 市道横戸町23号線の整備（道路建設課）【1-1 再掲】
- 市道 東寺山町山王町線（六方町地区・若松町地区）の整備（道路建設課）【1-1 再掲】
- 市道 仁戸名町平山町線（大宮町地区）の整備（道路建設課）【1-1 再掲】

- 市道 誉田町野呂町線（野呂町地区）の整備（道路建設課）【1-1 再掲】
- 主要地方道千葉大網線（土気駅北口）の整備（道路建設課）【1-1 再掲】
- 都市計画道路誉田駅前線の整備（街路建設課）【1-1 再掲】
- 都市計画道路南町宮崎町線沿道地区の整備（街路建設課）【1-1 再掲】
- 都市計画道路幕張本郷松波線（幕張町地区）の整備（街路建設課）【1-1 再掲】
- 都市計画道路幕張本郷松波線（弥生地区）の整備（街路建設課）【1-1 再掲】
- 都市計画道路 千葉寺町赤井町線（松ヶ丘町地区）の整備（街路建設課）【1-1 再掲】
- 都市計画道路 加曽利町大森町線（大森町地区）・大森台駅前線の整備（街路建設課）
【1-1 再掲】
- 都市計画道路 加曽利町大森町線（松ヶ丘町地区）の整備（街路建設課）【1-1 再掲】
- 都市計画道路 本町星久喜町線（亥鼻地区）の整備（街路建設課）【1-1 再掲】
- 都市計画道路 本町星久喜町線（星久喜町地区）の整備（街路建設課）【1-1 再掲】
- 都市計画道路 園生町柏井町線（柏井4丁目地区）の整備（街路建設課）【1-1 再掲】
- 都市計画道路 大膳野町誉田町線（誉田1丁目地区）の整備（街路建設課）【1-1 再掲】
- 都市計画道路 源町桜木線（桜木5丁目地区）の整備（街路建設課）【1-1 再掲】
- 道路の計画調査（道路計画課）【1-1 再掲】
- 舗装の新設・改良（土木管理課）【1-1 再掲】
- 側溝の新設・改良（土木管理課）【1-1 再掲】
- 道路施設の長寿命化（土木保全課）【1-1 再掲】

（民間企業における BCP の策定促進）

- 安定的な経営維持の支援（産業支援課）
災害時における事業継続への取組みを支援する。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
事業継続支援事業	5 件/年	5 件/年	5 件/年

(地域経済の活性化促進)

●創業支援（産業支援課）

地域経済活動の新たな担い手を創出するため、各関係機関と連携した創業支援ネットワークを構築し、多様な創業形態や事業ステージに応じた各種支援策を提供する。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
創業支援補助金	20 件	30 件/年	30 件/年
C-CAP	5 件	7 件(新コースの追加)	7 件
イノベーション拠点整備支援	検討	3 社/年	3 社/年
女性起業家向け相談機能の強化	検討	2 回/年	2 回/年

●企業の変革支援（産業支援課）

社会情勢の変化に対応した企業活動の展開のため、企業における DX 等への取組みを支援する。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
ICT 活用生産性向上支援事業	26 件/年	27 件/年	27 件/年

5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

【重点化プログラム】

(民間建築物等の防火体制の整備)

- 火災危険性の高い防火対象物等への査察業務等の推進（消防局予防課）【1-2 再掲】
- 感震ブレーカーの設置推進（消防局予防課）【1-2 再掲】

(民間企業における BCP の策定促進)

- 安定的な経営維持の支援（産業支援課）【5-1 再掲】

(自立分散型エネルギーシステムの導入)

- EV マッチングネットワークの構築（環境保全課）【2-1 再掲】
- 再生可能エネルギー等設備設置費助成（太陽光発電設備）（環境保全課）【2-1 再掲】
- 再生可能エネルギー等設備設置費助成（太陽熱給湯システム）（環境保全課）【2-1 再掲】
- 再生可能エネルギー等設備設置費助成（家庭用燃料電池（エネファーム））（環境保全課）【2-1 再掲】
- 再生可能エネルギー等設備設置費助成（定置用蓄電池）（環境保全課）【2-1 再掲】
- 再生可能エネルギー等設備設置費助成（V2H）（環境保全課）【2-1 再掲】
- 電気自動車等購入費助成（環境保全課）【2-1 再掲】
- 再生可能エネルギー等設備設置費助成（ZEH）（環境保全課）【2-1 再掲】

5-3 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

【重点化プログラム】

(民間建築物等の防火体制の整備)

- 火災危険性の高い防火対象物等への査察業務等の推進（消防局予防課）【1-2 再掲】
- 感震ブレーカーの設置推進（消防局予防課）【1-2 再掲】

5-4 基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響（基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止）

【重点化プログラム】

(橋梁の耐震化・架替)

- 橋梁の耐震化（土木保全課）【2-1 再掲】
- 市道三角町柏井町線（柏井橋）の橋梁架替（土木保全課）【2-1 再掲】
- 主要地方道穴川天戸線（亥鼻橋）の橋梁架替（土木保全課）【2-1 再掲】

(幹線道路の整備)

- （仮称）検見川・真砂スマート I C の整備（道路計画課）【1-1 再掲】
- 新たな湾岸道路の整備（道路計画課）【1-1 再掲】
- 国道の整備（国道直轄事業負担金）（道路計画課）【1-1 再掲】
- 主要地方道 生実本納線の整備（街路建設課）【1-1 再掲】
- 高田 IC フル化の整備（道路建設課）【1-1 再掲】
- 都市計画道路磯辺茂呂町線（園生町地区）の整備（街路建設課）【1-1 再掲】
- 都市計画道路塩田町誉田町線（塩田町地区）の整備（街路建設課）【1-1 再掲】
- 都市計画道路塩田町誉田町線（誉田町地区）の整備（街路建設課）【1-1 再掲】
- 都市計画道路村田町線の整備（街路建設課）【1-1 再掲】
- 都市計画道路美浜長作町線（長作町地区）の整備（県事業負担金）（街路建設課）【1-1 再掲】
- 県道幕張八千代線（実籾 4 号踏切）の整備（県事業負担金）（街路建設課）【1-1 再掲】
- 都市計画道路 越智町土気町線（越智町地区）の整備（道路計画課）【1-1 再掲】
- 国道 357 号湾岸千葉地区改良（蘇我地区）の関連整備（街路建設課、総合治水課）【1-1 再掲】
- 市道 土気 17 号線（下大和田町地区、高津戸町地区）の整備（道路建設課）【1-1 再掲】
- 市道 若松町金親町線（千城台東地区・金親町地区）の整備（道路建設課）【1-1 再掲】
- 市道 平川町 30 号線の整備（道路建設課）【1-1 再掲】
- 市道横戸町 23 号線の整備（道路建設課）【1-1 再掲】
- 市道 東寺山町山王町線（六方町地区・若松町地区）の整備（道路建設課）【1-1 再掲】
- 市道 仁戸名町平山町線（大宮町地区）の整備（道路建設課）【1-1 再掲】
- 市道 誉田町野呂町線（野呂町地区）の整備（道路建設課）【1-1 再掲】
- 主要地方道千葉大網線（土気駅北口）の整備（道路建設課）【1-1 再掲】
- 都市計画道路誉田駅前線の整備（街路建設課）【1-1 再掲】
- 都市計画道路南町宮崎町線沿道地区の整備（街路建設課）【1-1 再掲】

- 都市計画道路幕張本郷松波線（幕張町地区）の整備（街路建設課）【1-1 再掲】
- 都市計画道路幕張本郷松波線（弥生地区）の整備（街路建設課）【1-1 再掲】
- 都市計画道路 千葉寺町赤井町線（松ヶ丘町地区）の整備（街路建設課）【1-1 再掲】
- 都市計画道路 加曽利町大森町線（大森町地区）・大森台駅前線の整備（街路建設課）
【1-1 再掲】
- 都市計画道路 加曽利町大森町線（松ヶ丘町地区）の整備（街路建設課）【1-1 再掲】
- 都市計画道路 本町星久喜町線（亥鼻地区）の整備（街路建設課）【1-1 再掲】
- 都市計画道路 本町星久喜町線（星久喜町地区）の整備（街路建設課）【1-1 再掲】
- 都市計画道路 園生町柏井町線（柏井4丁目地区）の整備（街路建設課）【1-1 再掲】
- 都市計画道路 大膳野町誉田町線（誉田1丁目地区）の整備（街路建設課）【1-1 再掲】
- 都市計画道路 源町桜木線（桜木5丁目地区）の整備（街路建設課）【1-1 再掲】
- 道路の計画調査（道路計画課）【1-1 再掲】
- 舗装の新設・改良（土木管理課）【1-1 再掲】
- 側溝の新設・改良（土木管理課）【1-1 再掲】
- 道路施設の長寿命化（土木保全課）【1-1 再掲】

（港湾の業務継続体制の構築）

- 港湾・物流機能の強化の促進（交通政策課）

港湾・物流機能の強化を促進するため、港湾施設の整備、改修等に要する費用を負担する。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
千葉港千葉中央地区の港湾施設について、整備、改修等の促進	岸壁・物揚場等整備 波除堤整備 小規模な緑地整備等	岸壁・物揚場等整備 波除堤整備 小規模な緑地整備等	岸壁・物揚場等整備 波除堤整備 小規模な緑地整備等

5-5 金融サービス等の機能停止による市民生活・商取引等への甚大な影響

（金融機関の業務継続体制の構築）

5-6 食料等の安定供給の停滞

【重点化プログラム】

（被災地における物資の確保）

- 防災備蓄品の整備（防災対策課）【2-1 再掲】
- 避難所備蓄食料の充実（防災対策課）【2-1 再掲】
- 備蓄倉庫増強（防災対策課）【2-1 再掲】
- 避難所における非常用飲料水の確保（防災対策課）【2-1 再掲】

（応急給水体制の整備）

- 災害時における応急農業用井戸水の供給（農政課）【2-1 再掲】

（緊急輸送道路の確保）

- 緊急輸送道路沿道建築物の耐震助成（建築指導課）【2-1 再掲】
- 道路防災力の充実強化（土木管理課）【2-1 再掲】
- 無電柱化の推進（土木保全課）【2-1 再掲】

（水道施設の耐震化・更新）

- 地震時における水道機能の確保（水道管路の耐震化）（水道事業事務所）【2-1 再掲】
- 適切な施設管理（水道施設の更新）（水道事業事務所）【2-1 再掲】
- 水道管路の整備（水道事業事務所）【2-1 再掲】

（市場機能の強化）

- 市場機能の強化（地方卸売市場）【2-1 再掲】

（幹線道路の整備）

- （仮称）検見川・真砂スマート I C の整備（道路計画課）【1-1 再掲】
- 新たな湾岸道路の整備（道路計画課）【1-1 再掲】
- 国道の整備（国道直轄事業負担金）（道路計画課）【1-1 再掲】
- 主要地方道 生実本納線の整備（街路建設課）【1-1 再掲】
- 高田 IC フル化の整備（道路建設課）【1-1 再掲】
- 都市計画道路磯辺茂呂町線（園生町地区）の整備（街路建設課）【1-1 再掲】
- 都市計画道路塩田町誉田町線（塩田町地区）の整備（街路建設課）【1-1 再掲】
- 都市計画道路塩田町誉田町線（誉田町地区）の整備（街路建設課）【1-1 再掲】
- 都市計画道路村田町線の整備（街路建設課）【1-1 再掲】
- 都市計画道路美浜長作町線（長作町地区）の整備（県事業負担金）（街路建設課）【1-1 再掲】
- 県道幕張八千代線（実叅 4 号踏切）の整備（県事業負担金）（街路建設課）【1-1 再掲】
- 都市計画道路 越智町土気町線（越智町地区）の整備（道路計画課）【1-1 再掲】
- 国道 357 号湾岸千葉地区改良（蘇我地区）の関連整備（街路建設課、総合治水課）【1-1 再掲】
- 市道 土気 17 号線（下大和田町地区、高津戸町地区）の整備（道路建設課）【1-1 再掲】
- 市道 若松町金親町線（千城台東地区・金親町地区）の整備（道路建設課）【1-1 再掲】
- 市道 平川町 30 号線の整備（道路建設課）【1-1 再掲】
- 市道横戸町 23 号線の整備（道路建設課）【1-1 再掲】
- 市道 東寺山町山王町線（六方町地区・若松町地区）の整備（道路建設課）【1-1 再掲】
- 市道 仁戸名町平山町線（大宮町地区）の整備（道路建設課）【1-1 再掲】
- 市道 誉田町野呂町線（野呂町地区）の整備（道路建設課）【1-1 再掲】
- 主要地方道千葉大綱線（土気駅北口）の整備（道路建設課）【1-1 再掲】
- 都市計画道路誉田駅前線の整備（街路建設課）【1-1 再掲】
- 都市計画道路南町宮崎町線沿道地区の整備（街路建設課）【1-1 再掲】
- 都市計画道路幕張本郷松波線（幕張町地区）の整備（街路建設課）【1-1 再掲】

- 都市計画道路幕張本郷松波線（弥生地区）の整備（街路建設課）【1-1 再掲】
- 都市計画道路 千葉寺町赤井町線（松ヶ丘町地区）の整備（街路建設課）【1-1 再掲】
- 都市計画道路 加曽利町大森町線（大森町地区）・大森台駅前線の整備（街路建設課）【1-1 再掲】
- 都市計画道路 加曽利町大森町線（松ヶ丘町地区）の整備（街路建設課）【1-1 再掲】
- 都市計画道路 本町星久喜町線（亥鼻地区）の整備（街路建設課）【1-1 再掲】
- 都市計画道路 本町星久喜町線（星久喜町地区）の整備（街路建設課）【1-1 再掲】
- 都市計画道路 園生町柏井町線（柏井4丁目地区）の整備（街路建設課）【1-1 再掲】
- 都市計画道路 大膳野町菅田町線（菅田1丁目地区）の整備（街路建設課）【1-1 再掲】
- 都市計画道路 源町桜木線（桜木5丁目地区）の整備（街路建設課）【1-1 再掲】
- 道路の計画調査（道路計画課）【1-1 再掲】
- 舗装の新設・改良（土木管理課）【1-1 再掲】
- 側溝の新設・改良（土木管理課）【1-1 再掲】
- 道路施設の長寿命化（土木保全課）【1-1 再掲】

5-7 食料等の安定供給の停滞

（水資源関連施設の機能強化と水資源の有効利用等の取組の推進）

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

【重点化プログラム】

（生活・経済活動の重要施設における非常用電源の確保）

- 発電機等購入費用助成（障害者日常生活用具）（障害者自立支援課）

人工呼吸器等を使用する重度障害者等が停電時にも生活できるよう、以下の製品を日常生活用具費の支給対象に追加する。

- ア 正弦波インバーター発電機
- イ ポータブル電源（蓄電池）
- ウ DC/AC インバーター（カーインバーター）
- エ 足踏式・手動式吸引器

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
ア～エの製品を日常生活用具の支給対象に追加する	着手済	継続	継続

●社会福祉施設等非常用自家発電設備整備（高齢）（介護保険事業課）

大規模な停電時に入所者等の安全性を確保するため、非常用自家発電設備等を整備する高齢者施設等に対して、整備費用の一部助成等を行う。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
補助金交付	70 施設	5 施設/年	85 施設

●避難所における非常用電源の確保（防災対策課）【4-1 再掲】

（自立分散型エネルギーシステムの導入）

●EV マッチングネットワークの構築（環境保全課）【2-1 再掲】

●再生可能エネルギー等設備設置費助成（太陽光発電設備）（環境保全課）【2-1 再掲】

●再生可能エネルギー等設備設置費助成（太陽熱給湯システム）（環境保全課）【2-1 再掲】

●再生可能エネルギー等設備設置費助成（家庭用燃料電池（エネファーム））（環境保全課）【2-1 再掲】

●再生可能エネルギー等設備設置費助成（定置用蓄電池）（環境保全課）【2-1 再掲】

●再生可能エネルギー等設備設置費助成（V2H）（環境保全課）【2-1 再掲】

●電気自動車等購入費助成（環境保全課）【2-1 再掲】

●再生可能エネルギー等設備設置費助成（ZEH）（環境保全課）【2-1 再掲】

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

（水道施設の耐震化・更新）

●地震時における水道機能の確保（水道管路の耐震化）（水道事業事務所）【2-1 再掲】

●適切な施設管理（水道施設の更新）（水道事業事務所）【2-1 再掲】

●水道管路の整備（水道事業事務所）【2-1 再掲】

（応急給水体制の整備）

●災害時における応急農業用井戸水の供給（農政課）【2-1 再掲】

（下水道施設の耐震化・更新）

●地震時における下水道機能の確保（下水道施設の耐震化）（下水道整備課、下水道施設建設課）

地震発生時に下水道の流下・処理機能を確保するため、管渠や処理場・ポンプ場の耐震化を進める。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
管渠の耐震化	629km/845km	7.7km/年	23.1 km
処理場の耐震化	—	耐震化工事（5 箇所）	5 箇所完了

●ストックマネジメントの推進（下水道施設の改築）（下水道維持課、下水道整備課、下水道施設建設課）

良好な生活環境を守り、安定的な下水道サービスを提供するため、下水道施設の適正な維持管理及び計画的な改築を行う。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
管路施設のカメラ調査・点検	1,898km	150km/年	2,348km
管渠の改築	57.3 km (H30～R4)	13.0km/年	39.0km
処理場（機械・電気設備）の改築	10 箇所完了	改築設計及び工事（5 箇所）	15 箇所完了
ポンプ場（機械・電気設備）の改築	19 箇所完了	改築設計及び工事（11 箇所）	30 箇所完了
マンホール蓋の更新	6,026 箇所 (H30～R4)	1,000 箇所/年	3,000 箇所
草野水のみち護岸改良	984m	59m/年	1,161m

●下水道施設の再構築（下水道施設建設課）

下水道施設の適正な機能を確保するため、中央処理区及び印旛処理区ポンプ場の統廃合や中央浄化センターにおける水処理施設の改築を行う。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
下水道施設の再構築	1 箇所完了	再構築工事（10 箇所）	11 箇所完了

●排水施設の改築（下水道維持課）

持続的に排水施設を使用できるようにするため、老朽化した一般排水施設等の調査・点検及び計画的な補修・改築工事を行う。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
一般排水施設の調査・点検及び修繕・改築	調査・点検 8.7km 修繕・改築—km	調査・点検 99.5km/3 年 修繕・改築 1.19km/3 年	調査・点検 108.2km 修繕・改築 1.19km

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

（下水道施設の耐震化・更新）

●地震時における下水道機能の確保（下水道施設の耐震化）（下水道整備課、下水道施設建設課）

【6-2 再掲】

●ストックマネジメントの推進（下水道施設の改築）（下水道維持課、下水道整備課、下水道施設建設課）【6-2 再掲】

●下水道施設の再構築（下水道施設建設課）【6-2 再掲】

●排水施設の改築（下水道維持課）【6-2 再掲】

(一般廃棄物処理施設の整備)

●廃棄物処理施設の整備推進 (廃棄物施設整備課)

将来にわたり安定した汚水処理体制を構築するため、老朽化した最終処分場の汚水処理施設の建替えを推進する。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
塵芥汚水処理場の建替え	事業者と契約締結	R5~7 建設工事	竣工・稼働

6-4 基幹的交通から地域交通網まで、交通インフラの長期間にわたる機能停止

【重点化プログラム】

(モノレールの災害対応力の向上)

●モノレール施設の設備更新 (交通政策課)

モノレールの安全な運行及び利便性の向上のため、モノレール施設の設備更新を計画的に進める。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
インフラ外施設	正電車線、変電設備用直流電源装置、軌道ループ線、変電設備、その他設備	線路設備、電路設備、駅舎設備、変電所設備、その他設備	線路設備、電路設備、駅舎設備、変電所設備、その他設備

●モノレールの車両更新 (交通政策課)

モノレールの安全・安定運行及び利用者の安全確保のため、老朽化したモノレールの車両の更新を促進する。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
車両更新	—	2 編成 (4 両)	2 編成 (4 両)

(幹線道路の整備)

- (仮称) 検見川・真砂スマート I C の整備 (道路計画課) 【1-1 再掲】
- 新たな湾岸道路の整備 (道路計画課) 【1-1 再掲】
- 国道の整備 (国道直轄事業負担金) (道路計画課) 【1-1 再掲】
- 主要地方道 生実本納線の整備 (街路建設課) 【1-1 再掲】
- 高田 IC フル化の整備 (道路建設課) 【1-1 再掲】
- 都市計画道路磯辺茂呂町線 (園生町地区) の整備 (街路建設課) 【1-1 再掲】
- 都市計画道路塩田町誉田町線 (塩田町地区) の整備 (街路建設課) 【1-1 再掲】
- 都市計画道路塩田町誉田町線 (誉田町地区) の整備 (街路建設課) 【1-1 再掲】
- 都市計画道路村田町線の整備 (街路建設課) 【1-1 再掲】
- 都市計画道路美浜長作町線 (長作町地区) の整備 (県事業負担金) (街路建設課) 【1-1 再掲】
- 県道幕張八千代線 (実籾 4 号踏切) の整備 (県事業負担金) (街路建設課) 【1-1 再掲】
- 都市計画道路 越智町土気町線 (越智町地区) の整備 (道路計画課) 【1-1 再掲】
- 国道 357 号湾岸千葉地区改良 (蘇我地区) の関連整備 (街路建設課、総合治水課) 【1-1 再掲】

- 市道 土気 17 号線（下大和田町地区、高津戸町地区）の整備（道路建設課）【1-1 再掲】
- 市道 若松町金親町線（千城台東地区・金親町地区）の整備（道路建設課）【1-1 再掲】
- 市道 平川町 30 号線の整備（道路建設課）【1-1 再掲】
- 市道横戸町 23 号線の整備（道路建設課）【1-1 再掲】
- 市道 東寺山町山王町線（六方町地区・若松町地区）の整備（道路建設課）【1-1 再掲】
- 市道 仁戸名町平山町線（大宮町地区）の整備（道路建設課）【1-1 再掲】
- 市道 誉田町野呂町線（野呂町地区）の整備（道路建設課）【1-1 再掲】
- 主要地方道千葉大網線（土気駅北口）の整備（道路建設課）【1-1 再掲】
- 都市計画道路誉田駅前線の整備（街路建設課）【1-1 再掲】
- 都市計画道路南町宮崎町線沿道地区の整備（街路建設課）【1-1 再掲】
- 都市計画道路幕張本郷松波線（幕張町地区）の整備（街路建設課）【1-1 再掲】
- 都市計画道路幕張本郷松波線（弥生地区）の整備（街路建設課）【1-1 再掲】
- 都市計画道路 千葉寺町赤井町線（松ヶ丘町地区）の整備（街路建設課）【1-1 再掲】
- 都市計画道路 加曽利町大森町線（大森町地区）・大森台駅前線の整備（街路建設課）
【1-1 再掲】
- 都市計画道路 加曽利町大森町線（松ヶ丘町地区）の整備（街路建設課）【1-1 再掲】
- 都市計画道路 本町星久喜町線（亥鼻地区）の整備（街路建設課）【1-1 再掲】
- 都市計画道路 本町星久喜町線（星久喜町地区）の整備（街路建設課）【1-1 再掲】
- 都市計画道路 園生町柏井町線（柏井 4 丁目地区）の整備（街路建設課）【1-1 再掲】
- 都市計画道路 大膳野町誉田町線（誉田 1 丁目地区）の整備（街路建設課）【1-1 再掲】
- 都市計画道路 源町桜木線（桜木 5 丁目地区）の整備（街路建設課）【1-1 再掲】
- 道路の計画調査（道路計画課）【1-1 再掲】
- 舗装の新設・改良（土木管理課）【1-1 再掲】
- 側溝の新設・改良（土木管理課）【1-1 再掲】
- 道路施設の長寿命化（土木保全課）【1-1 再掲】

（緊急輸送道路の確保）

- 緊急輸送道路沿道建築物の耐震助成（建築指導課）【2-1 再掲】
- 道路防災力の充実強化（土木管理課）【2-1 再掲】
- 無電柱化の推進（土木保全課）【2-1 再掲】

（橋梁の耐震化・架替）

- 橋梁の耐震化（土木保全課）【2-1 再掲】
- 市道三角町柏井町線（柏井橋）の橋梁架替（土木保全課）【2-1 再掲】
- 主要地方道穴川天戸線（亥鼻橋）の橋梁架替（土木保全課）【2-1 再掲】

(公共交通の利便性向上)

●時代の要請に応じた公共交通の展開 (交通政策課)

公共交通利用者の需要変化を踏まえた利便性の向上を図るため、駅舎等の余剰空間を活用した環境整備を検討する。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
駅舎等施設の余剰空間の活用	—	調査検討 事業者調整 施設整備に係る支援	施設整備 1 駅

6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全

(土砂災害の発生予防)

- 急傾斜地崩壊防止工事の推進 (総合治水課) 【1-5 再掲】
- がけ地に近接する危険住宅の移転 (都市安全課) 【1-5 再掲】
- 斜面緑地の保全 (公園管理課) 【1-5 再掲】
- 急傾斜地状況把握 (防災対策課) 【1-5 再掲】
- 土砂災害警戒区域等周知・啓発 (防災対策課) 【1-5 再掲】
- 危険盛土による災害防止 (都市安全課) 【1-5 再掲】

(土砂災害に関する意識啓発)

- ハザードマップの作成及び配布 (防災対策課) 【1-5 再掲】

(下水道施設の耐震化・更新)

- 地震時における下水道機能の確保 (下水道施設の耐震化) (下水道整備課、下水道施設建設課) 【6-2 再掲】
- ストックマネジメントの推進 (下水道施設の改築) (下水道維持課、下水道整備課、下水道施設建設課) 【6-2 再掲】
- 下水道施設の再構築 (下水道施設建設課) 【6-2 再掲】
- 排水施設の改築 (下水道維持課) 【6-2 再掲】

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

【重点化プログラム】

（民間建築物の適切な管理）

●空き家・空き地対策の推進（都市安全課）

空き家、空き地が有効に活用され、安全で安心な住環境を構築するため、空き家の発生予防や有効活用に関する情報提供を行うとともに、管理不全な空き家・空き地に対する所有者等への指導等を実施する。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
空き家の発生予防や有効活用に関する情報提供	実施	空き家の発生予防や有効活用に関する情報提供	継続
空き家バンク運営	実施	空き家・空き地バンクの運営	実施
所有者等への指導等	特定空家等数：87 件	指導、勧告、命令、代執行、財産管理人	特定空家等数：50 件

（公共建築物の耐震化・不燃化等）

- 学校施設の環境整備（学校施設課）【1-1 再掲】
- 公立保育所の建替え（幼保支援課）【1-1 再掲】
- 公共施設の吊天井の補強（スポーツ施設）（スポーツ振興課）【1-1 再掲】
- 市営住宅の再整備（住宅整備課）【1-1 再掲】
- 市営住宅の改善（住宅整備課）【1-1 再掲】
- 公共施設の計画的保全（各所管課）【1-1 再掲】
- 学校施設管理（危険樹木伐採）（学校施設課）【1-1 再掲】
- 新病院の整備（病院局経営企画課）【1-1 再掲】
- 稲毛国際中等教育学校の改修（学校施設課）【1-1 再掲】
- 社会教育施設保全計画の策定（生涯学習振興課）【1-1 再掲】
- 千城台南小跡施設の活用（千城台公民館・若葉図書館の再整備）（生涯学習振興課）【1-1 再掲】
- 千葉公園水泳プールの改築（スポーツ振興課）【1-1 再掲】
- 千葉中央コミュニティセンター再整備（資産経営課）【1-1 再掲】
- 千葉公園の再整備（緑政課）【1-1 再掲】
- 民間保育園等改築（改修）助成（幼保支援課）【1-1 再掲】

（市の防災拠点の耐震化等）

- 新庁舎の整備（新庁舎整備課）【1-1 再掲】

（民間建築物等の防火体制の整備）

- 火災危険性の高い防火対象物等への査察業務等の推進（消防局予防課）【1-2 再掲】
- 感震ブレーカーの設置推進（消防局予防課）【1-2 再掲】

（密集住宅市街地の環境整備）

- 検見川・稲毛地区土地区画整理（検見川稲毛土地区画整理事務所）【1-1 再掲】
- 寒川第一土地区画整理（寒川土地区画整理事務所）【1-1 再掲】
- 東幕張土地区画整理（東幕張土地区画整理事務所）【1-1 再掲】
- 土地区画整理事業未施行地区における整備手法の検討（市街地整備課）【1-1 再掲】
- 密集住宅市街地の環境整備促進（都市安全課）【1-1 再掲】
- 感震ブレーカーの設置推進（消防局予防課）【1-1 再掲】

（幹線道路の整備）

- （仮称）検見川・真砂スマート I C の整備（道路計画課）【1-1 再掲】
- 新たな湾岸道路の整備（道路計画課）【1-1 再掲】
- 国道の整備（国道直轄事業負担金）（道路計画課）【1-1 再掲】
- 主要地方道 生実本納線の整備（街路建設課）【1-1 再掲】
- 高田 IC フル化の整備（道路建設課）【1-1 再掲】
- 都市計画道路磯辺茂呂町線（園生町地区）の整備（街路建設課）【1-1 再掲】
- 都市計画道路塩田町誉田町線（塩田町地区）の整備（街路建設課）【1-1 再掲】
- 都市計画道路塩田町誉田町線（誉田町地区）の整備（街路建設課）【1-1 再掲】
- 都市計画道路村田町線の整備（街路建設課）【1-1 再掲】
- 都市計画道路美浜長作町線（長作町地区）の整備（県事業負担金）（街路建設課）【1-1 再掲】
- 県道幕張八千代線（実叡 4 号踏切）の整備（県事業負担金）（街路建設課）【1-1 再掲】
- 都市計画道路 越智町土気町線（越智町地区）の整備（道路計画課）【1-1 再掲】
- 国道 357 号湾岸千葉地区改良（蘇我地区）の関連整備（街路建設課、総合治水課）【1-1 再掲】
- 市道 土気 17 号線（下大和田町地区、高津戸町地区）の整備（道路建設課）【1-1 再掲】
- 市道 若松町金親町線（千城台東地区・金親町地区）の整備（道路建設課）【1-1 再掲】
- 市道 平川町 30 号線の整備（道路建設課）【1-1 再掲】
- 市道横戸町 23 号線の整備（道路建設課）【1-1 再掲】
- 市道 東寺山町山王町線（六方町地区・若松町地区）の整備（道路建設課）【1-1 再掲】
- 市道 仁戸名町平山町線（大宮町地区）の整備（道路建設課）【1-1 再掲】
- 市道 誉田町野呂町線（野呂町地区）の整備（道路建設課）【1-1 再掲】
- 主要地方道千葉大網線（土気駅北口）の整備（道路建設課）【1-1 再掲】
- 都市計画道路誉田駅前線の整備（街路建設課）【1-1 再掲】
- 都市計画道路南町宮崎町線沿道地区の整備（街路建設課）【1-1 再掲】
- 都市計画道路幕張本郷松波線（幕張町地区）の整備（街路建設課）【1-1 再掲】
- 都市計画道路幕張本郷松波線（弥生地区）の整備（街路建設課）【1-1 再掲】

- 都市計画道路 千葉寺町赤井町線（松ヶ丘町地区）の整備（街路建設課）【1-1 再掲】
- 都市計画道路 加曾利町大森町線（大森町地区）・大森台駅前線の整備（街路建設課）
【1-1 再掲】
- 都市計画道路 加曾利町大森町線（松ヶ丘町地区）の整備（街路建設課）【1-1 再掲】
- 都市計画道路 本町星久喜町線（亥鼻地区）の整備（街路建設課）【1-1 再掲】
- 都市計画道路 本町星久喜町線（星久喜町地区）の整備（街路建設課）【1-1 再掲】
- 都市計画道路 園生町柏井町線（柏井4丁目地区）の整備（街路建設課）【1-1 再掲】
- 都市計画道路 大膳野町菅田町線（菅田1丁目地区）の整備（街路建設課）【1-1 再掲】
- 都市計画道路 源町桜木線（桜木5丁目地区）の整備（街路建設課）【1-1 再掲】
- 道路の計画調査（道路計画課）【1-1 再掲】
- 舗装の新設・改良（土木管理課）【1-1 再掲】
- 側溝の新設・改良（土木管理課）【1-1 再掲】
- 道路施設の長寿命化（土木保全課）【1-1 再掲】

（道路基盤の確保）

- 危険ブロック塀等改善補助事業（建築指導課）【1-1 再掲】
- 狭あい道路の拡幅（建築指導課、土木管理課）【1-1 再掲】
- 生活道路の整備（道路計画課）【1-1 再掲】
- 私道の整備助成（土木管理課）【1-1 再掲】

（災害に強いまちづくりの推進）

- JR 稲毛駅東口駅前地区のまちづくり（市街地整備課）【1-1 再掲】
- JR 蘇我駅東口駅前地区のまちづくり（市街地整備課）【1-1 再掲】

（常備消防の強化）

- 大規模土砂風水害・震災を見据えた消防力の強化（消防局警防課）【1-1 再掲】
- 消防教育訓練環境の整備（消防局消防学校）【1-1 再掲】
- 泡消火薬剤の整備（消防局警防課）【1-1 再掲】
- 航空消防防災体制の充実（消防局航空課）【1-1 再掲】

（消防指令体制の強化）

- 先端技術を用いた災害時の情報共有強化（消防局警防課）【1-1 再掲】
- ちば消防共同指令センター指令システムの更新（消防局指令課）【1-1 再掲】
- 消防救急デジタル無線機更新（消防局指令課）【1-1 再掲】
- 災害画像伝送システムの更新（消防局指令課）【1-1 再掲】

(消防団の強化)

- 消防団活動体制の充実（消防局総務課）【1-1 再掲】
- 機能別消防団員制度の導入（消防局総務課）【1-1 再掲】

(延焼遮断のための緑地の確保)

- 都市緑化の推進（緑政課）【1-2 再掲】

(避難行動要支援者の支援体制の強化)

- 避難行動要支援者名簿の提供（防災対策課）【1-1 再掲】
- 避難行動要支援者の個別避難計画の作成（防災対策課）【1-1 再掲】

(地域における災害対応力の向上)

- 自主防災組織の結成促進及び活動支援（防災対策課）【1-1 再掲】
- 応急手当の普及啓発（消防局救急課）【1-1 再掲】
- 防災リーダーの養成（防災対策課）【1-1 再掲】
- 地域の防災力の向上（中央区）（中央区地域振興課）【1-1 再掲】
- 地域の防災力の向上（若葉区）（若葉区地域振興課）【1-1 再掲】
- 排水栓などを活用した初期消火活動の訓練啓発（花見川区地域振興課）【1-1 再掲】
- 地域との連絡体制強化（防災対策課）【1-1 再掲】
- ボランティアに関する情報ネットワークの充実（市民自治推進課）【1-1 再掲】

7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生

(民間建築物等の防火体制の整備)

- 火災危険性の高い防火対象物等への査察業務等の推進（消防局予防課）【1-2 再掲】
- 感震ブレーカーの設置推進（消防局予防課）【1-2 再掲】

7-3 沿線・沿道の建物崩壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺

(密集住宅市街地の環境整備)

- 検見川・稲毛地区土地区画整理（検見川稲毛土地区画整理事務所）【1-1 再掲】
- 寒川第一土地区画整理（寒川土地区画整理事務所）【1-1 再掲】
- 東幕張土地区画整理（東幕張土地区画整理事務所）【1-1 再掲】
- 土地区画整理事業未施行地区における整備手法の検討（市街地整備課）【1-1 再掲】
- 密集住宅市街地の環境整備促進（都市安全課）【1-1 再掲】
- 感震ブレーカーの設置推進（消防局予防課）【1-1 再掲】

(緊急輸送道路の確保)

- 緊急輸送道路沿道建築物の耐震助成（建築指導課）【2-1 再掲】
- 道路防災力の充実強化（土木管理課）【2-1 再掲】
- 無電柱化の推進（土木保全課）【2-1 再掲】

7-4 防災施設、排水ポンプ等の損壊・機能不全による二次災害の発生

(土砂災害の発生予防)

- 急傾斜地崩壊防止工事の推進（総合治水課）【1-5 再掲】
- がけ地に近接する危険住宅の移転（都市安全課）【1-5 再掲】
- 斜面緑地の保全（公園管理課）【1-5 再掲】
- 急傾斜地状況把握（防災対策課）【1-5 再掲】
- 土砂災害警戒区域等周知・啓発（防災対策課）【1-5 再掲】
- 危険盛土による災害防止（都市安全課）【1-5 再掲】

(土砂災害に関する意識啓発)

- ハザードマップの作成及び配布（防災対策課）【1-5 再掲】

(下水道施設の耐震化・更新)

- 地震時における下水道機能の確保（下水道施設の耐震化）（下水道整備課、下水道施設建設課）【6-2 再掲】
- ストックマネジメントの推進（下水道施設の改築）（下水道維持課、下水道整備課、下水道施設建設課）【6-2 再掲】
- 下水道施設の再構築（下水道施設建設課）【6-2 再掲】
- 排水施設の改築（下水道維持課）【6-2 再掲】

7-5 有害物質の大規模拡散・流出による地域の荒廃

(民間建築物等の防火体制の整備)

- 火災危険性の高い防火対象物等への査察業務等の推進（消防局予防課）【1-2 再掲】
- 感震ブレーカーの設置推進（消防局予防課）【1-2 再掲】
- アスベストの分析調査・除去等（建築指導課）

(民間企業におけるBCPの策定促進)

- 安定的な経営維持の支援（産業支援課）【5-1 再掲】

7-6 農地・森林等の被害による地域の荒廃

(農業集落排水施設の整備)

●農業集落排水施設の再編（下水道整備課）

農村の生活環境を保全するため、農業集落排水施設の再編を行う。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
地区統合、公共下水道接続のための管路整備 ポンプ場の整備 既存ポンプ場の更新	R4 年度-野呂地区の再編に係る工事に着手 R4 年度-中野和泉地区の再編に係る設計に着手	野呂地区、中野和泉地区の再編に係る工事完了、 更科地区の再編に係る工事に着手	野呂地区、中野和泉地区の再編に係る工事完了、 更科地区の再編に係る工事に着手

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(災害廃棄物処理体制の構築)

●廃棄物処理施設の整備推進（廃棄物施設整備課）【2-5 再掲】

8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

【重点化プログラム】

(建設関係団体、他自治体等との協力体制の構築)

●災害時における東京電力パワーグリッド(株)との連携（土木管理課）【3-2 再掲】

(復興まちづくり計画の策定)

●地籍調査の推進（路政課）

被災後における道路や市民の財産を保全し、迅速なインフラ復旧を実現するため、地籍調査を推進する。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
地籍調査（美浜区）	事前調査（街区境界調査）0.04 km ²	現地調査委託 5.5 km ² 地籍測量委託 3.2 km ²	現地調査委託 5.5 km ² 地籍測量委託 3.2 km ²

●道路管理システムの高度化（路政課）

適正に道路を管理するとともに、市民や事業者にとって利便性の高い情報提供を実現するため、道路情報のデータ化及び一元化を図る。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
地番図の座標データ化 道路境界確定情報の電子化	地番図の座標データ化（道路以外） 道路境界確定情報の電子化（中央区、花見川区、若葉区、美浜区）	地番図の座標データ化（道路部分）及びデータ更新 道路境界確定情報の電子化（稲毛区、緑区）	R5 地番図の運用、R6、R7 データ更新 R7 道路境界確定情報の電子化（全区）運用

●市街地復興の事前準備の推進（都市安全課）

災害が発生した際、早期に市街地の復興に着手するため、復興体制や復興手順等を検討し事前準備を推進する。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
マニュアル等の作成	未作成	マニュアル等の作成	マニュアル等の作成

（地域経済の活性化促進）

- 創業支援（産業支援課）【5-1 再掲】
- 企業の変革支援（産業支援課）【5-1 再掲】

8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

（下水道施設の耐震化・更新）

- 地震時における下水道機能の確保（下水道施設の耐震化）（下水道整備課、下水道施設建設課）【6-2 再掲】
- ストックマネジメントの推進（下水道施設の改築）（下水道維持課、下水道整備課、下水道施設建設課）【6-2 再掲】
- 下水道施設の再構築（下水道施設建設課）【6-2 再掲】
- 排水施設の改築（下水道維持課）【6-2 再掲】

8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

(地域におけるコミュニティ活動の推進)

●集会所建設等費用の助成（市民自治推進課）

町内自治会活動等の振興を図るため、地域活動の拠点となる町内自治会集会所の建設・修繕等に対し助成する。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
補助金交付	新築等：5 件 修繕：6 件 耐震診断：1 件	補助金交付の実施	補助金交付の実施

●町内自治会のデジタル化推進（市民自治推進課）

住民同士の助け合い・支え合いによる持続可能な地域運営を推進するため、町内自治会活動のデジタル化を支援する。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
町内自治会が ICT を導入・運用するための支援	—	支援の実施	支援の実施

●多様な主体の連携による市民主体のまちづくり推進（市民自治推進課）

住民同士の助け合い・支え合いにより地域の課題を解決し、地域運営を持続可能なものとするため、市の体制強化や交流会の開催により、団体間の連携や交流を促進する。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
・地域課題の解決に向けた支援の強化 ・多様な主体の課題解決に向けたマッチング事業	・支援強化に向けた検討 ・町内自治会と NPO のマッチング交流会実施	・各区において、課題解決に向けた支援強化実施 ・マッチング交流会、連携促進を目的とする事業助成の実施	・全区で支援強化を実施 ・団体間のマッチング（6 組）

●地域運営委員会の設置促進及び活動支援（市民自治推進課）

住民同士の助け合い・支え合いによる持続可能な地域運営を推進するため、地域運営委員会の設立を促進するとともに、活動を支援する。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
<ul style="list-style-type: none"> ・地域団体等を繋げる仕組みの検討 ・地域運営委員会設立済地区への活動支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・連携の枠組の検討 ・地域資源等のデータ把握 ・支援策の検討 ・設立済地区：18 地区 	<ul style="list-style-type: none"> ・連携の枠組みの検討 ・地域資源等のデータ把握 ・支援策の検討 ・モデル実施(1 地区) ・モデル地区へのアンケート実施 ・モデル事例紹介 ・地域への働きかけ（1 地区） ・効果・課題の検証 ・地域資源等のデータ把握、モデル実施地区での活用 ・説明会実施 ・地域への説明、働きかけ(2 地区目標) ・把握した地域資源等の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・制度改正 ・4 地区増を目指す

（文化財の防災対策）

●文化財の保存・活用の推進（地域計画）（文化財課）

計画的に文化財を保存・活用するため、中長期的な基本方針と具体的な事業などを定める文化財保存活用地域計画を作成する。

取組項目	R4 年度末現況	計画内容	R7 年度末目標
計画作成	作成中	計画作成	計画完成

8-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復旧・復興が大幅に遅れる事態

（復興まちづくり計画の策定）

- 地籍調査の推進（路政課）【8-2 再掲】
- 道路管理システムの高度化（路政課）【8-2 再掲】
- 市街地復興の事前準備の推進（都市安全課）【8-2 再掲】

（地域経済の活性化促進）

- 創業支援（産業支援課）【5-1 再掲】
- 企業の変革支援（産業支援課）【5-1 再掲】

8-6 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による経済等への甚大な影響

(行政による情報処理・発信体制の整備)

- SNS を活用した災害情報の収集 (危機管理課) 【1-1 再掲】
- 避難所における通信環境の整備 (防災対策課) 【1-1 再掲】
- 災害情報の発信強化 (防災対策課) 【1-1 再掲】

(地域経済の活性化促進)

- 創業支援 (産業支援課) 【5-1 再掲】
- 企業の変革支援 (産業支援課) 【5-1 再掲】

第2章 施策分野ごとの事業

第1章では、リスクシナリオごとに個別事業を整理しており、各リスクシナリオ間での事業の重複が多くなっている。

本章では、リスクシナリオ間における事業の重複をなくすとともに、事業の担当課等をわかりやすく示すため、施策分野ごとに個別事業を整理している。

したがって、複数の施策分野に該当する事業であっても、再掲はせず、主たる施策分野のみに掲載している。

ただし、事業は一つの担当課だけで実現できるものではなく、関係課が連携して、目標の達成に向けて事業を推進していく必要がある。

*重点化プログラムは事業名に下線を引き、事業名欄に $\boxed{\text{重}}$ と表示

1 住宅・まちづくり・交通

No.	事業名	事業概要	担当課等	リスクシナリオ
1	<u>市営住宅の再整備</u> $\boxed{\text{重}}$	市営住宅の居住環境及び周辺住環境の向上を図るため、「市営住宅長寿命化・再整備計画」に基づき、老朽化した市営住宅の除却等を行う。	住宅整備課	1-1、1-2、7-1
2	<u>市営住宅の改善</u> $\boxed{\text{重}}$	市営住宅の長寿命化、バリアフリー化及び脱炭素化を推進するため、「市営住宅長寿命化・再整備計画」に基づき、改善等を行う。（「公営住宅等ストック総合改善事業」を活用）	住宅整備課	1-1、1-2、7-1
3	<u>千葉公園の再整備</u> $\boxed{\text{重}}$	広域避難場所である千葉公園の防災力を高めるため、多くの避難者を受け入れられるオープンスペース等や雨水貯留槽を整備する。	緑政課	1-1、1-2、7-1
4	<u>耐震診断・耐震改修の助成</u> $\boxed{\text{重}}$	地震発生時の住宅の安全性向上のため、木造住宅や分譲マンションの耐震診断、耐震改修及び住宅除却費用の一部を助成する。また、耐震改修促進のため、耐震化促進チラシを作成し、配布する。（「住宅・建築物安全ストック形成事業」を活用）	建築指導課	1-1
5	<u>屋根耐風診断・耐風改修の助成</u> $\boxed{\text{重}}$	強風による住宅屋根の被害を防止し、市民生活の安全を確保するため、既存住宅の瓦屋根の耐風診断及び耐風改修費用の一部を助成する。（「住宅・建築物安全ストック形成事業」を活用）	建築指導課	1-1
6	<u>検見川稲毛地区土地区画整理</u> $\boxed{\text{重}}$	良好な居住環境の形成を図るため、建物移転や道路整備等により公共施設の整備を進める。	検見川稲毛土地区画整理事務所	1-1、7-1、7-3
7	<u>寒川第一土地区画整理</u> $\boxed{\text{重}}$	良好な居住環境の形成を図るため、建物移転や都市計画道路及び下水道施設等の公共施設の整備を進める。	寒川土地区画整理事務所	1-1、7-1、7-3

No.	事業名	事業概要	担当課等	リスクシナリオ
8	<u>東幕張土地区画整理</u> 重	JR 幕張駅利用者の利便性向上や、地域全体の活性化及び良好な居住環境の形成を図るため、区画道路等の公共施設整備を進める。	東幕張土地区画整理事務所	1-1、7-1、7-3
9	<u>土地区画整理事業未施行地区における整備手法の検討</u> 重	長期間にわたり事業化されていない土地区画整理事業未施行地区について、社会情勢や周辺状況等が変化しているため、実情に合わせた整備手法の検討を進める。	市街地整備課	1-1、7-1、7-3
10	<u>密集住宅市街地の環境整備促進</u> 重	密集住宅市街地における安全で良好な住環境の形成をはかるため、狭あい道路の解消や老朽木造住宅除却の促進について検討する。(狭あい道路整備等促進事業、住宅市街地総合整備事業を活用)	都市安全課	1-1、7-1、7-3
11	<u>(仮称) 検見川・真砂スマート I C の整備</u> 重	東京方面とのアクセスを向上させるため、東関東自動車道にスマート IC を整備する。	道路計画課	1-1、1-2、2-1、2-4、5-1、5-4、5-6、6-4、7-1
12	<u>新たな湾岸道路の整備</u> 重	千葉県湾岸地域における抜本的な渋滞解消を図る「新たな湾岸道路計画」の具体化に向け、調査・検討を行う。	道路計画課	1-1、1-2、2-1、2-4、5-1、5-4、5-6、6-4、7-1
13	<u>国道の整備（国道直轄事業負担金）</u> 重	道路の渋滞緩和や安全対策を図るため、国が管理する市内国道の整備（国道 357 号湾岸千葉地区改良（蘇我地区）など）を促進する。	道路計画課	1-1、1-2、2-1、2-4、5-1、5-4、5-6、6-4、7-1
14	<u>主要地方道 生実本納線の整備</u> 重	茂原方面と市内中心部のアクセスを向上させるため、生実町から赤井町までの未整備区間を整備する。	街路建設課	1-1、1-2、2-1、2-4、5-1、5-4、5-6、6-4、7-1
15	<u>高田 IC フル化の整備</u> 重	千葉外房有料道路高田インターチェンジのフルインター化を図るため、新たに茂原方面への入口と茂原方面からの出口を整備する。	道路建設課	1-1、1-2、2-1、2-4、5-1、5-4、5-6、6-4、7-1
16	<u>都市計画道路磯辺茂呂町線（園生町地区）の整備</u> 重	千葉都心部への通過交通の流入抑制による交通渋滞の緩和を図るため、道路整備する。	街路建設課	1-1、1-2、2-1、2-4、5-1、5-4、5-6、6-4、7-1

No.	事業名	事業概要	担当課等	リスクシナリオ
17	<u>都市計画道路塩田町 誉田町線（塩田町地 区）の整備</u> 重	蘇我副都心と千葉東南部とのアクセス強化ととも に千葉都心部への通過交通の流入抑制による 交通渋滞の緩和を図るため、地域高規格道路を整 備する。	街路建設課	1-1、1-2、 2-1、2-4、 5-1、5-4、 5-6、6-4、 7-1
18	<u>都市計画道路塩田町 誉田町線（誉田町地 区）の整備</u> 重	地域間の連絡強化及び交通の円滑化を図るため、 道路整備する。	街路建設課	1-1、1-2、 2-1、2-4、 5-1、5-4、 5-6、6-4、 7-1
19	<u>都市計画道路村田町 線の整備</u> 重	周辺都市との連絡強化等を図るため、道路整備す る。	街路建設課	1-1、1-2、 2-1、2-4、 5-1、5-4、 5-6、6-4、 7-1
20	<u>都市計画道路美浜長 作町線（長作町地区） の整備（県事業負担 金）</u> 重	周辺都市との連絡強化及び交通の円滑化を図る ため、道路整備を促進する。	街路建設課	1-1、1-2、 2-1、2-4、 5-1、5-4、 5-6、6-4、 7-1
21	<u>県道幕張八千代線 （実叡4号踏切）の整 備（県事業負担金）</u> 重	地域交通の利便性と安全性を確保するため、道路 整備を促進する。	街路建設課	1-1、1-2、 2-1、2-4、 5-1、5-4、 5-6、6-4、 7-1
22	<u>都市計画道路 越智 町土気町線（越智町 地区）の整備</u> 重	慢性的な渋滞が発生している千葉大網線のバイ パスとして、越智町地先の生実本納線からあすみ が丘の八幡橋までの未整備区間を整備する。	道路計画課	1-1、1-2、 2-1、2-4、 5-1、5-4、 5-6、6-4、 7-1
23	<u>国道 357 号湾岸千葉 地区改良（蘇我地区） の関連整備</u> 重	国が施行する国道 357 号湾岸千葉地区改良事業 （蘇我地区）に併せ、国道 357 号の沿道交通の利 便性・安全性を向上させるため、副道（市道）を 整備する。また、並行する水路の移設を実施する。	街路建設課 総合治水課	1-1、1-2、 2-1、2-4、 5-1、5-4、 5-6、6-4、 7-1
24	<u>市道 土気 17 号線（下 大和田町地区、高津 戸町地区）の整備</u> 重	土気停車場千葉中線と誉田停車場中野線間は、カ ーブや狭隘箇所が多く、すれ違いが困難なことから、安全性・利便性の向上を図るため、拡幅整備 する。	道路建設課	1-1、1-2、 2-1、2-4、 5-1、5-4、 5-6、6-4、 7-1

No.	事業名	事業概要	担当課等	リスクシナリオ
25	市道 若松町金親町線(千城台東地区・金親町地区)の整備 重	本市と八街・東金方面のアクセス向上のほか、高低差が大きく見通しが悪いことから、安全性・利便性を図るため、拡幅整備する。	道路建設課	1-1、1-2、 2-1、2-4、 5-1、5-4、 5-6、6-4、 7-1
26	市道 平川町 30 号線の整備 重	狭隘箇所が多く、すれ違いが困難なことから、安全性・利便性の向上を図るため、拡幅整備する。	道路建設課	1-1、1-2、 2-1、2-4、 5-1、5-4、 5-6、6-4、 7-1
27	市道横戸町 23 号線の整備 重	交通の円滑化と歩行者の安全確保を図るため、道路整備する。	道路建設課	1-1、1-2、 2-1、2-4、 5-1、5-4、 5-6、6-4、 7-1
28	市道 東寺山町山王町線(六方町地区・若松町地区)の整備 重	大型車交通量が多いことに加え、幅員が狭く、大型車のすれ違いが困難なことから、安全性・利便性の向上を図るため、拡幅整備を行う。	道路建設課	1-1、1-2、 2-1、2-4、 5-1、5-4、 5-6、6-4、 7-1
29	市道 仁戸名町平山町線(大宮町地区)の整備 重	交通量が多く、外側線や歩道がないことから安全性・利便性の向上を図るため、道路整備する。	道路建設課	1-1、1-2、 2-1、2-4、 5-1、5-4、 5-6、6-4、 7-1
30	市道 誉田町野呂町線(野呂町地区)の整備 重	広域避難場所である泉自然公園と国道 126 号のアクセス向上を図るため、道路整備する。	道路建設課	1-1、1-2、 2-1、2-4、 5-1、5-4、 5-6、6-4、 7-1
31	主要地方道千葉大網線(土気駅北口)の整備 重	歩行者の安全確保及び慢性的な渋滞緩和を図るため、歩道の整備及び交差点の改良を行う。	道路建設課	1-1、1-2、 2-1、2-4、 5-1、5-4、 5-6、6-4、 7-1
32	都市計画道路誉田駅前線の整備 重	JR 誉田駅へのアクセス強化や歩行者の安全確保を図るため、道路整備する。	街路建設課	1-1、1-2、 2-1、2-4、 5-1、5-4、 5-6、6-4、 7-1

No.	事業名	事業概要	担当課等	リスクシナリオ
33	都市計画道路南町宮崎町線の整備 <input checked="" type="checkbox"/>	地域間の連絡強化及び交通の円滑化を図るため、道路整備する。	街路建設課	1-1、1-2、 2-1、2-4、 5-1、5-4、 5-6、6-4、 7-1
34	都市計画道路幕張本郷松波線（幕張町地区）の整備 <input checked="" type="checkbox"/>	地域交通の利便性と安全性を確保するため、道路整備する。	街路建設課	1-1、1-2、 2-1、2-4、 5-1、5-4、 5-6、6-4、 7-1
35	都市計画道路幕張本郷松波線（弥生地区）の整備 <input checked="" type="checkbox"/>	快適で利便性の高い道路交通体系を確立するため、道路整備する。	街路建設課	1-1、1-2、 2-1、2-4、 5-1、5-4、 5-6、6-4、 7-1
36	都市計画道路 千葉寺町赤井町線（松ヶ丘町地区）の整備 <input checked="" type="checkbox"/>	千葉大網線の慢性的な渋滞を解消するため、16号バイパスとの交差点である松ヶ丘交差点付近から星久喜交番付近までの区間を拡幅整備する。	街路建設課	1-1、1-2、 2-1、2-4、 5-1、5-4、 5-6、6-4、 7-1
37	都市計画道路 加曾利町大森町線（大森町地区）・大森台駅前線の整備 <input checked="" type="checkbox"/>	千葉大網線と蘇我地区の広域避難場所や蘇我駅のアクセスを向上させるため道路整備するほか、京成大森台駅前広場及び駅前線を整備する。	街路建設課	1-1、1-2、 2-1、2-4、 5-1、5-4、 5-6、6-4、 7-1
38	都市計画道路 加曾利町大森町線（松ヶ丘町地区）の整備 <input checked="" type="checkbox"/>	千葉大網線と蘇我地区の広域避難場所や蘇我駅のアクセス向上を図るため、道路整備する。	街路建設課	1-1、1-2、 2-1、2-4、 5-1、5-4、 5-6、6-4、 7-1
39	都市計画道路 本町星久喜町線（亥鼻地区）の整備 <input checked="" type="checkbox"/>	千葉中心部と千葉大病院のアクセス向上を図るため、道路整備する。	街路建設課	1-1、1-2、 2-1、2-4、 5-1、5-4、 5-6、6-4、 7-1
40	都市計画道路 本町星久喜町線（星久喜町地区）の整備 <input checked="" type="checkbox"/>	国道16号と千葉大病院のアクセス向上を図るため、道路整備する。	街路建設課	1-1、1-2、 2-1、2-4、 5-1、5-4、 5-6、6-4、 7-1

No.	事業名	事業概要	担当課等	リスクシナリオ
41	都市計画道路 園生町柏井町線（柏井4丁目地区）の整備 重	八千代市とのアクセス向上を図るため、道路整備する。	街路建設課	1-1、1-2、 2-1、2-4、 5-1、5-4、 5-6、6-4、 7-1
42	都市計画道路 大膳野町菅田町線（菅田1丁目地区）の整備 重	千葉大網線と千葉外房有料道路のアクセス向上を図るため、道路整備する。	街路建設課	1-1、1-2、 2-1、2-4、 5-1、5-4、 5-6、6-4、 7-1
43	都市計画道路 源町桜木線（桜木5丁目地区）の整備 重	国道51号と国道51号バイパスのアクセス向上を図るため、道路整備する。	道路計画課 街路建設課	1-1、1-2、 2-1、2-4、 5-1、5-4、 5-6、6-4、 7-1
44	道路の計画調査 重	効率的かつ効果的に道路整備を行うため、幹線道路網の整備計画や渋滞対策プログラムを策定する。	道路計画課	1-1、1-2、 2-1、2-4、 5-1、5-4、 5-6、6-4、 7-1
45	舗装の新設・改良 重	道路を安全で快適に通行するため、舗装を新設・改良する。	土木管理課	1-1、1-2、 2-1、2-4、 5-1、5-4、 5-6、6-4、 7-1
46	側溝の新設・改良 重	道路を安全で快適に通行するため、側溝を新設・改良する。	土木管理課	1-1、1-2、 2-1、2-4、 5-1、5-4、 5-6、6-4、 7-1
47	危険ブロック塀等改善補助事業 重	危険なブロック塀等の撤去及び軽量フェンス等の設置を推進することにより、ブロック塀等の倒壊から市民の生命及び身体を保護するとともに、避難場所への経路を確保する。（「住宅・建築物安全ストック形成事業」を活用）	建築指導課	1-1、1-2、 7-1
48	狭あい道路の拡幅 重	安全で良好な住環境の形成を図るため、寄付される道路後退用地内の塀の撤去費などの一部に助成するとともに、道路を整備する。	建築指導課 土木管理課	1-1、1-2、 7-1
49	生活道路の整備 重	生活道路の安全性・利便性の向上を図るため、狭あいな生活道路を安全で通行しやすい道路環境に改善する。	道路計画課	1-1、1-2、 7-1

No.	事業名	事業概要	担当課等	リスクシナリオ
50	私道の整備助成 重	私道利用者の安全と生活環境の向上を図るため、私道の舗装、排水施設、手すりの整備に係る費用を助成する。	土木管理課	1-1、1-2、7-1
51	JR 稲毛駅東口駅前地区のまちづくり 重	JR 稲毛駅東口の生活及び公共交通の利便性の向上に向けた都市基盤の整備を図るため、市街地再開発により個別建物の集約化を図るとともに、駅前広場と駅周辺の一体的な整備を推進する。	市街地整備課	1-1、1-2、1-3、1-4、1-5、7-1
52	JR 蘇我駅東口駅前地区のまちづくり 重	蘇我副都心の交通結節点としての機能を高めるため、市街地再開発による蘇我駅東口駅前広場を含めた周辺の一体的な再編を進める。	市街地整備課	1-1、1-2、1-3、1-4、1-5、7-1
53	標識・看板の整備 重	広域避難場所の周知のため、標識や看板の整備を実施する。	防災対策課	1-1、1-2
54	ボランティアに関する情報ネットワークの充実 重	ボランティア文化の継承・発展を図り、市民自治の基盤を強化するため、ボランティアに関する情報ネットワークを充実する。	市民自治推進課	1-1、1-2、1-3、1-4、1-5、2-6、4-3、7-1
55	地域防災力の推進 重	地域における防災力の向上のため、区民や地域防災組織を対象とした講習会・研修会を開催する。	稲毛区地域振興課	1-1、1-2、1-3、1-4、1-5
56	浸水被害の軽減と対策の強化（雨水施設の整備） 重	近年の局地的な大雨などに対し、浸水被害を軽減するため、対策を強化し、地域の状況に応じた効率的な雨水整備を推進する。	雨水対策課	1-4
57	排水施設の整備 重	近年の局地的な大雨などによる、浸水被害を軽減するため、地域の状況に応じた効率的な雨水整備を推進する。	雨水対策課	1-4
58	下水道施設の耐水化 重	河川氾濫などの被災時においても、一定の下水道機能を確保するために、下水道施設の耐水化を実施する。	下水道施設建設課	1-4
59	急傾斜地崩壊防止工事の推進 重	市民の生命を保護するため、急傾斜地崩壊危険区域に指定された箇所について崩壊防止工事を進める。	総合治水課	1-5、6-5、7-4
60	がけ地に近接する危険住宅の移転 重	がけ崩れなどの災害から住民の安全を確保するため、危険ながけ地付近からの移転に係る費用の一部を助成する。（「住宅・建築物安全ストック形成事業」を活用）	都市安全課	1-5、6-5、7-4
61	危険盛土による災害防止 重	危険な盛土による土砂災害から市民の生命や財産を守るため、基礎調査を実施し規制区域を設定することで、危険な盛土を規制する。	都市安全課	1-5、6-5、7-4
62	緊急輸送道路沿道建築物の耐震助成 重	緊急輸送道路の通行を確保するため、沿道建築物の耐震診断や改修費用の一部を助成する。（「地域防災拠点建築物整備緊急促進事業」を活用）	建築指導課	2-1、5-6、6-4、7-3

No.	事業名	事業概要	担当課等	リスクシナリオ
63	道路防災力の充実強化 重	災害時緊急輸送道路等の啓開において燃料不足による作業の停滞を防ぎ、円滑な活動を可能とするため、各土木事務所への燃料備蓄庫の設置及び緊急輸送道路の沿線民有地の樹木伐採費用を支援する。	土木管理課	2-1、5-6、6-4、7-3
64	無電柱化の推進 重	災害に強いまちづくりを推進するため、緊急輸送道路等における電線類の地中化を推進する。	土木保全課	2-1、5-6、6-4、7-3
65	地震時における水道機能の確保（水道管路の耐震化） 重	地震発生時の安定給水を確保するため、水道管路の耐震化を進める。	水道事業事務所	2-1、5-6、6-2
66	水道管路の整備 重	安全・安心な水を提供するため、水道管路を整備する。	水道事業事務所	2-1、5-6、6-2
67	橋梁の耐震化 重	緊急時の輸送や避難時の通行の安全を確保するため、橋梁の耐震補強を行う。	土木保全課	2-1、2-4、5-4、6-4
68	市道三角町柏井町線（柏井橋）の橋梁架替 重	橋梁長寿命化修繕計画に基づき、高齢化している柏井橋を架け替えるため、橋梁を整備する。	土木保全課	2-1、2-4、5-4、6-4
69	主要地方道穴川天戸線（亥鼻橋）の橋梁架替 重	橋梁長寿命化修繕計画に基づき、高齢化している亥鼻橋を架け替えるため、橋梁を整備する。	土木保全課	2-1、2-4、5-4、6-4
70	港湾・物流機能の強化の促進 重	港湾・物流機能の強化を促進するため、港湾施設の整備、改修等に要する費用を負担する。	交通政策課	5-4
71	地震時における下水道機能の確保（下水道施設の耐震化）	地震発生時に下水道の流下・処理機能を確保するため、管渠や処理場・ポンプ場の耐震化を進める。	下水道整備課 下水道施設建設課	6-2、6-3、6-5、7-4、8-3
72	ストックマネジメントの推進（下水道施設の改築）	良好な生活環境を守り、安定的な下水道サービスを提供するため、下水道施設の適正な維持管理及び計画的な改築を行う。	下水道維持課、下水道整備課、下水道施設建設課	6-2、6-3、6-5、7-4、8-3
73	下水道施設の再構築	下水道施設の適正な機能を確保するため、中央処理区及び印旛処理区ポンプ場の統廃合や中央浄化センターにおける水処理施設の改築を行う。	下水道施設建設課	6-2、6-3、6-5、7-4、8-3
74	排水施設の改築	持続的に排水施設を使用できるようにするため、老朽化した一般排水施設等の調査・点検及び計画的な補修・改築工事を行う。	下水道維持課	6-2、6-3、6-5、7-4、8-3
75	モノレール施設の設備更新 重	モノレールの安全な運行及び利便性の向上のため、モノレール施設の設備更新を計画的に進める。	交通政策課	6-4

No.	事業名	事業概要	担当課等	リスクシナリオ
76	<u>モノレールの車両更新</u> 重	モノレールの安全・安定運行及び利用者の安全確保のため、老朽化したモノレールの車両の更新を促進する。	交通政策課	6-4
77	<u>時代の要請に応じた公共交通の展開</u> 重	公共交通利用者の需要変化を踏まえた利便性の向上を図るため、駅舎等の余剰空間を活用した環境整備を検討する。	交通政策課	6-4
78	<u>空き家・空き地対策の推進</u> 重	空き家、空き地が有効に活用され、安全で安心な住環境を構築するため、空き家の発生予防や有効活用に関する情報提供を行うとともに、管理不全な空き家・空き地に対する所有者等への指導等を実施する。	都市安全課	7-1
79	<u>アスベストの分析調査・除去等</u> 重	綿状のアスベスト吹付け材が施工されている建築物の分析調査及び除去等に要する費用の一部を助成する。（「住宅・建築物安全ストック形成事業」を活用）	建築指導課	7-5
80	<u>地籍調査の推進</u> 重	被災後における道路や市民の財産を保全し、迅速なインフラ復旧を実現するため、地籍調査を推進する。	路政課	8-2、8-5
81	<u>道路管理システムの高度化</u> 重	適正に道路を管理するとともに、市民や事業者にとって利便性の高い情報提供を実現するため、道路情報のデータ化及び一元化を図る。	路政課	8-2、8-5
82	<u>市街地復興の事前準備の推進</u> 重	災害が発生した際、早期に市街地の復興に着手するため、復興体制や復興手順等を検討し事前準備を推進する。	都市安全課	8-2、8-5
83	集会所建設等費用の助成	町内自治会活動等の振興を図るため、地域活動の拠点となる町内自治会集会所の建設・修繕等に対し助成する。	市民自治推進課	8-4
84	町内自治会のデジタル化推進	住民同士の助け合い・支え合いによる持続可能な地域運営を推進するため、町内自治会活動のデジタル化を支援する。	市民自治推進課	8-4
85	多様な主体の連携による市民主体のまちづくり推進	住民同士の助け合い・支え合いにより地域の課題を解決し、地域運営を持続可能なものとするため、市の体制強化や交流会の開催により、団体間の連携や交流を促進する。	市民自治推進課	8-4
86	地域運営委員会の設置促進及び活動支援	住民同士の助け合い・支え合いによる持続可能な地域運営を推進するため、地域運営委員会の設立を促進するとともに、活動を支援する。	市民自治推進課	8-4

2 保健・医療・福祉

No.	事業名	事業概要	担当課等	リスクシナリオ
1	<u>公立保育所の建替え</u> 重	老朽化が著しい公立保育所の建替え等を行う。	幼保支援課	1-1、1-2、7-1

No.	事業名	事業概要	担当課等	リスクシナリオ
2	<u>公共施設の計画的保全（総合保健医療センター）</u> 重	利用者の安全と利便性を確保し、建物の長寿命化を図るため、公共施設の改修を行う。	医療政策課	1-1、1-2、7-1
3	<u>公共施設の計画的保全（療育センター）</u> 重	利用者の安全と利便性を確保し、建物の長寿命化を図るため、公共施設の改修を行う。	障害福祉サービス課	1-1、1-2、7-1
4	<u>新病院の整備</u> 重	市の西部地域において胎児から高齢者まで切れ目のない総合的な医療を提供するため、現海浜病院の機能を基盤とした新病院を整備する。	病院局経営企画課	1-1、1-2、7-1
5	<u>民間保育園等改築（改修）助成</u> 重	老朽化が著しい民間保育園の改築（改修）を行う。	幼保支援課	1-1、1-2、7-1
6	<u>避難行動要支援者名簿の提供</u> 重	災害時の避難行動要支援者の支援体制を強化するため、避難行動要支援者名簿を町内自治会や自主防災組織等に提供する。	防災対策課	1-1、1-2、1-3、1-4、1-5、4-3、7-1
7	<u>避難行動要支援者の個別避難計画の作成</u> 重	災害発生時における高齢者や障害者等の避難行動要支援者の安全を確保するため、一人ひとりの状況に応じた個別避難計画の作成を進める。	防災対策課	1-1、1-2、1-3、1-4、1-5、4-3、7-1
8	<u>高齢者施設等の水害対策強化事業</u> 重	水害が発生した際に迅速に避難するための避難経路確保にかかる工事費用や施設内への土砂等の侵入を防ぐための止水板設置にかかる費用を補助する。	介護保険事業課	1-4
9	<u>救急救命士の養成</u> 重	救急体制の充実を図るため、救急救命士の養成とともに、高度な救急救命処置を行うことのできる救急救命士を育成する。	消防局救急課	2-2、2-4、2-5、2-6
10	<u>避難所での感染症予防と感染拡大防止</u> 重	避難所での感染症予防及び感染拡大防止策として、感染症対策に資する備蓄品を整備する。	防災対策課	2-5、2-6
11	<u>マンホールトイレの整備</u> 重	災害時における避難所の衛生環境の向上を図るため、マンホールトイレを整備する。	防災対策課 下水道整備課	2-5、2-6

No.	事業名	事業概要	担当課等	リスクシナリオ
12	<u>発電機等購入費用助成（障害者日常生活用具）</u> 重	人工呼吸器等を使用する重度障害者等が停電時にも生活できるよう、以下の製品を日常生活用具費の支給対象に追加する。 ア 正弦波インバーター-発電機 イ ポータブル電源（蓄電池） ウ DC/AC インバーター（カーインバーター） エ 足踏式・手動式吸引器 (R2年臨時予算)	障害者自立支援課	6-1
13	<u>社会福祉施設等非常用自家発電設備整備（高齢）</u> 重	大規模な停電時に入所者等の安全性を確保するため、非常用自家発電設備等を整備する高齢者施設等に対して、整備費用の一部助成等を行う。	介護保険事業課	6-1

3 緑地・水辺・環境

No.	事業名	事業概要	担当課等	リスクシナリオ
1	<u>都市緑化の推進</u> 重	緑豊かな環境を創出するため、中心市街地や住宅地の緑化を推進するとともに、市民参加による緑化の普及啓発を行う。	緑政課	1-2、7-1
2	<u>都川水の里公園の整備</u> 重	千葉県が整備する都川多目的遊水地(広域河川改修事業（都川）)の上部空間を活用した公園施設を整備する。	公園建設課	1-4
3	<u>雨水貯留浸透施設等の設置促進</u> 重	雨水の流出を抑え浸水被害の軽減を図るため、市民による雨水貯留浸透施設や防水板の設置に係る費用を助成する。	下水道営業課	1-4
4	<u>流域治水の推進</u> 重	近年の大雨などの影響により頻発化する浸水被害を軽減するため、雨水管や排水路の流末となる河川の改修等を実施する。	総合治水課	1-4
5	<u>斜面緑地の保全</u> 重	公園・緑地内において、良好な自然環境を有する斜面緑地を維持するため、安全対策工事を行うとともに、適正な樹木管理等による法面の保全を行う。	公園管理課	1-5、6-5、7-4
9	<u>EV マッチングネットワークの構築</u> 重	EV を所有する人と電気を必要とする人をマッチングする仕組みを構築する。	環境保全課	2-1、4-1、5-2、6-1
6	<u>再生可能エネルギー等設備設置費助成（太陽光発電設備）</u> 重	一般住宅における太陽光発電設備導入を促進するため、購入にかかる費用を助成する。	環境保全課	2-1、4-1、5-2、6-1
7	<u>再生可能エネルギー等設備設置費助成（太陽熱給湯システム）</u> 重	一般住宅における太陽熱給湯システム導入を促進するため、購入にかかる費用を助成する。	環境保全課	2-1、4-1、5-2、6-1

No.	事業名	事業概要	担当課等	リスクシナリオ
8	<u>再生可能エネルギー等設備設置費助成（家庭用燃料電池（エネファーム））</u> 重	一般住宅における燃料電池導入を促進するため、購入にかかる費用を助成する。	環境保全課	2-1、4-1、5-2、6-1
9	<u>再生可能エネルギー等設備設置費助成（定置用蓄電池）</u> 重	一般住宅における蓄電池導入を促進するため、購入にかかる費用を助成する。	環境保全課	2-1、4-1、5-2、6-1
10	<u>再生可能エネルギー等設備設置費助成（V2H）</u> 重	一般住宅におけるV2H（Vehicle to Home、クルマに蓄えた電気を家庭で使うための仕組み・設備）導入を促進するため、購入に係る費用を助成する。	環境保全課	2-1、4-1、5-2、6-1
11	<u>電気自動車等購入費助成</u> 重	電気自動車の導入を促進するため、購入にかかる費用を助成する。	環境保全課	2-1、4-1、5-2、6-1
12	<u>再生可能エネルギー等設備設置費助成（ZEH）</u> 重	一般住宅におけるゼロ・エネルギー・ハウスの導入を促進するため、新築・改築費用を助成する。	環境保全課	2-1、4-1、5-2、6-1
13	<u>廃棄物処理施設の整備推進</u> 重	将来にわたり安定したごみ処理体制を構築するため、清掃工場、リサイクル施設、最終処分場等の整備を推進する。	廃棄物施設整備課	2-5、2-6、8-1
15	<u>廃棄物処理施設の整備推進</u>	将来にわたり安定した汚水処理体制を構築するため、老朽化した最終処分場の汚水処理施設の建替えを推進する。	廃棄物施設整備課	6-3

4 産業・農林

No.	事業名	事業概要	担当課等	リスクシナリオ
1	<u>災害時における応急農業用井戸水の供給</u> 重	災害時における飲料水の確保のため、農業用井戸水を飲料水として提供するための設備を整備する。	農政課	2-1、5-6、6-2
2	<u>市場機能の強化</u> 重	市場における健全で安定したサービス提供のため、経営戦略を策定するとともに、場内事業者の経営基盤強化に向け、支援を行う。また、老朽化している施設の改修を進める。	地方卸売市場	2-1、5-1、5-6
3	<u>安定的な経営維持の支援</u> 重	災害時における事業継続への取組みを支援する。	産業支援課	5-1、5-2、7-5
4	<u>創業支援</u> 重	地域経済活動の新たな担い手を創出するため、各関係機関と連携した創業支援ネットワークを構築し、多様な創業形態や事業ステージに応じた各種支援策を提供する。	産業支援課	5-1、8-2、8-5、8-6

No.	事業名	事業概要	担当課等	リスクシナリオ
5	<u>企業の変革支援</u> 重	社会情勢の変化に対応した企業活動の展開のため、企業におけるDX等への取組みを支援する。	産業支援課	5-1、8-2、8-5、8-6
6	農業集落排水施設の再編	農村の生活環境を保全するため、農業集落排水施設の再編を行う。	下水道整備課	7-6

5 文化・教育・交流

No.	事業名	事業概要	担当課等	リスクシナリオ
1	<u>学校施設の環境整備</u> 重	学校施設の長寿命化を図るため、計画的な保全改修を行うとともに、施設環境・機能を改善するための整備を行う。	学校施設課	1-1、1-2、7-1
2	<u>公共施設の吊天井の補強（スポーツ施設）</u> 重	公共施設の安全を確保するため、吊天井の補強工事を行う。	スポーツ振興課	1-1、1-2、7-1
3	<u>公共施設の計画的保全（ZOZO マリンスタジアム）</u> 重	利用者の安全と利便性を確保し、建物の長寿命化を図るため、公共施設の改修を行う。	公園管理課	1-1、1-2、7-1
4	<u>公共施設の計画的保全（フクダ電子アリーナ）</u> 重	利用者の安全と利便性を確保し、建物の長寿命化を図るため、公共施設の改修を行う。	公園管理課	1-1、1-2、7-1
5	<u>公共施設の計画的保全（公民館）</u> 重	利用者の安全と利便性を確保し、建物の長寿命化を図るため、公共施設の改修を行う。	生涯学習振興課	1-1、1-2、7-1
6	<u>公共施設の計画的保全（生涯学習センター）</u> 重	利用者の安全と利便性を確保し、建物の長寿命化を図るため、公共施設の改修を行う。	生涯学習振興課	1-1、1-2、7-1
7	<u>学校施設管理（危険樹木伐採）</u> 重	危険樹木調査に基づき、学校内の倒木の危険性がある樹木を伐採する。	学校施設課	1-1、1-2、7-1
8	<u>稲毛国際中等教育学校の改修</u> 重	稲毛高等学校・附属中学校の中等教育学校への移行に伴い、老朽化が進んだ学校施設の安全性を確保するため、全面的な大規模改造工事を行う。	学校施設課	1-1、1-2、7-1
9	<u>社会教育施設保全計画の策定</u> 重	公民館及び図書館施設の計画的な保全及び再整備のため、社会教育施設保全計画を策定する。	生涯学習振興課	1-1、1-2、7-1
10	<u>千城台南小跡施設の活用（千城台公民館・若葉図書館の再整備）</u> 重	老朽化した千城台公民館及び若葉図書館を更新し、地域の社会教育活動の活性化を図るため、旧千城台南小学校跡地への再整備を進める。	生涯学習振興課	1-1、1-2、7-1
11	<u>千葉公園水泳プールの改築</u> 重	老朽化した施設の環境を改善するため、千葉公園水泳プールを改築する。	スポーツ振興課	1-1、1-2、7-1
12	学校防犯対策の推進	児童生徒の安全を確保するため、小・中学校に防犯カメラシステムを設置する。	学校施設課	3-1

No.	事業名	事業概要	担当課等	リスクシナリオ
13	文化財の保存・活用の推進（地域計画）	計画的に文化財を保存・活用するため、中長期的な基本方針と具体的な事業などを定める文化財保存活用地域計画を作成する。	文化財課	8-4

6 市民参加・コミュニケーション

No.	事業名	事業概要	担当課等	リスクシナリオ
1	<u>自主防災組織の結成促進及び活動支援</u> 重	地域の防災力の向上を図るため、自主防災組織の結成を促進するとともに、地域に防災アドバイザーを派遣する。	防災対策課	1-1、1-2、 1-3、1-4、 1-5、2-6、 4-3、7-1
2	<u>応急手当の普及啓発</u> 重	救命率の向上を図るため、救命講習会の拡充を図る。	消防局救急課	1-1、1-2、 1-3、1-4、 1-5、2-6、 4-3、7-1
3	<u>防災リーダーの養成</u> 重	地域の防災力向上のため、防災ライセンス講座や防災ライセンススキルアップ講座を開催し、防災リーダーの養成を進める。	防災対策課	1-1、1-2、 1-3、1-4、 1-5、2-6、 4-3、7-1
4	<u>地域の防災力の向上（中央区）</u> 重	地域の防災力の向上を図るため、町内自治会と協働で自主防災マップを作成する。	中央区地域振興課	1-1、1-2、 1-3、1-4、 1-5、2-6、 4-3、7-1
5	<u>地域の防災力の向上（若葉区）</u> 重	避難所運営委員会の委員などを対象に研修会を開催し、防災活動の促進を図るとともに、防災意識向上のため、小中高等学校の児童・生徒に対して防災講習会などを実施する。	若葉区地域振興課	1-1、1-2、 1-3、1-4、 1-5、2-6、 4-3、7-1
6	<u>排水栓などを活用した初期消火活動の訓練啓発</u> 重	地域の防災力向上を図るため、地域による自主防災組織と連携して、排水栓などを活用した初期消火活動訓練の啓発を行う。	花見川区地域振興課	1-1、1-2、 1-3、1-4、 1-5、2-6、 4-3、7-1

7 行政機能（危機管理・消防）

No.	事業名	事業概要	担当課等	リスクシナリオ
1	新庁舎の整備 <u>重</u>	防災面や老朽化などの課題に対応するため、新庁舎の整備を進める。	新庁舎整備課	1-1、3-2、7-1
2	感震ブレーカーの設置推進 <u>重</u>	大規模地震時の電気火災の発生や延焼を防ぐため、密集住宅市街地を対象に感震ブレーカーの設置補助を行う。	消防局予防課	1-1、7-3
3	大規模土砂風水害・震災を見据えた消防力の強化 <u>重</u>	大規模災害の被害を最小限にするため、消防隊への新たな資機材の導入や防災設備を増設する。	消防局警防課	1-1、1-2、2-2、7-1
4	消防教育訓練環境の整備 <u>重</u>	消防職員の教育訓練環境を維持するため、老朽化した訓練施設を改修する。	消防局消防学校	1-1、1-2、2-2、7-1
5	泡消火薬剤の整備 <u>重</u>	消防活動体制の充実強化を図るため、高い消火性能を保有し、環境へ配慮した泡消火薬剤を整備する。	消防局警防課	1-1、1-2、2-2、7-1
6	航空消防防災体制の充実 <u>重</u>	消防ヘリコプターの安全運航を確保するため、機体の更新を行う。	消防局航空課	1-1、1-2、2-2、7-1
7	先端技術を用いた災害時の情報共有強化 <u>重</u>	大規模災害時に迅速に対応し、被害を最小限にするため、先進技術を用いた資器材を導入し情報共有体制を強化する。	消防局警防課	1-1、1-2、2-2、7-1
8	ちば消防共同指令センター指令システムの更新 <u>重</u>	消防指令業務の安定的運用のため、指令システムの更新を行う。	消防局指令課	1-1、1-2、2-2、7-1
9	消防救急デジタル無線機更新 <u>重</u>	消防活動における情報伝達と隊員間の意思疎通を確実にを行うため、消防救急デジタル無線機の更新を行う。	消防局指令課	1-1、1-2、2-2、7-1
10	災害画像伝送システムの更新 <u>重</u>	災害発災直後の被害把握及び関係機関への映像伝達を確実にを行うため、画像伝送システム（防災情報カメラ、多重無線設備、地球局設備）の更新を行う。	消防局指令課	1-1、1-2、2-2、7-1
11	消防団活動体制の充実 <u>重</u>	地域における消防防災力の向上を図るため、消防団活動体制の充実を図る。	消防局総務課	1-1、1-2、2-2、7-1
12	機能別消防団員制度の導入 <u>重</u>	消防団活動体制の充実強化を図るため、機能別消防団員制度を導入する。	消防局総務課	1-1、1-2、2-2、7-1
13	地域との連絡体制強化 <u>重</u>	災害時における正確かつ迅速な情報収集・発信を行うため、メーリングリスト等の活用により、避難所運営委員会、自主防災組織との連絡体制の強化を図る。	防災対策課	1-1、1-2、1-3、1-4、1-5、2-6、4-3、7-1
14	各家庭における家具転倒防止対策の実施率向上 <u>重</u>	各家庭において、家具転倒防止対策の実施率を向上させるため、市ホームページ、広報紙等による啓発を行う。	防災対策課	1-1

No.	事業名	事業概要	担当課等	リスクシナリオ
15	SNS を活用した災害情報の収集 重	災害発生や被害の状況を速やかに把握し、救助活動や被災者支援などに活用するため、SNS に投稿される災害などの情報をリアルタイムで分析・抽出するシステムを導入する。	危機管理課	1-1、1-2、 1-3、1-4、 1-5、3-2、 4-2、4-3、 8-6
16	避難所における通信環境の整備 重	大規模災害発生時に避難者が安否情報や支援情報などを速やかに収集・伝達できるよう、避難所の通信環境を整備する。	防災対策課	1-1、1-2、 1-3、1-4、 1-5、3-2、 4-2、4-3、 8-6
17	災害情報の発信強化 重	災害発生時における緊急情報を迅速かつ的確に市民に伝えるため、多様な緊急情報の伝達手段を確保する。	防災対策課	1-1、1-2、 1-3、1-4、 1-5、3-2、 4-2、4-3、 8-6
18	火災危険性の高い防火対象物等への査察業務等の推進 重	更なる違反是正の推進及び新たに所管する火薬類施設等への的確な指導等を行うため、査察実施体制の強化を行う。	消防局予防課	1-2、5-2、 5-3、7-1、 7-2、7-5
19	感震ブレーカーの設置推進 重	大規模地震時の電気火災の発生や延焼を防ぐため、密集住宅市街地を対象として、感震ブレーカーの設置をモデル的に実施する。	消防局予防課	1-2、5-2、 5-3、7-1、 7-2、7-5
20	急傾斜地状況把握 重	危険箇所となっていない急傾斜地の状況把握について、全庁的な対応体制を確立する。	防災対策課	1-5、6-5、 7-4
21	土砂災害警戒区域等周知・啓発 重	災害時の迅速な避難を促進するため、土砂災害警戒区域等を周知・啓発する。 【事業内容】 土砂災害（特別）警戒区域内及び基礎調査予定箇所内の世帯に啓発チラシを配布（約 800 箇所、12,000 世帯）	防災対策課	1-5、6-5、 7-4
22	ハザードマップの作成及び配布 重	土砂災害警戒区域等に指定された危険箇所について、円滑な避難を確保するために必要な事項を掲載したハザードマップを作成し、関係住民に周知を図る。	防災対策課	1-5、6-5、 7-4
23	防災備蓄品の整備 重	災害時の被災者支援体制を強化するため、帰宅困難者用を含む防災備蓄品を拡充するとともに、避難所に備蓄倉庫を整備する。	防災対策課	2-1、2-6、 5-6
24	避難所備蓄食料の充実 重	災害時に避難者の健康保持を図るため、新たに栄養補助食品などを導入する。	防災対策課	2-1、2-6、 5-6
25	備蓄倉庫増強 重	備蓄品等の増加に対応するため、避難所に備蓄倉庫を設置する。	防災対策課	2-1、2-6、 5-6
26	避難所における非常用飲料水の確保 重	災害による断水時に受水槽の水を活用するため、蛇口が設置されていない避難所施設の受水槽に蛇口を設置する。	防災対策課	2-1、2-6、 5-6

No.	事業名	事業概要	担当課等	リスクシナリオ
27	帰宅困難者用備蓄品の整備	災害発生時に、被災者の生命を守り、一時滞在施設における生活環境を整備するため、食料・飲料水や避難生活に必要な物資の備蓄を進める。	防災対策課	2-3
28	避難所運営委員会の活動支援 重	大規模災害発生時に避難所を円滑に開設・運営する体制を整備するため、避難所運営委員会の活動に要する経費を助成する。	防災対策課	2-5、2-6
29	地域における自主的な避難施設の登録 重	地域の身近にある町内自治会集会所等を自主的な避難施設として登録していただき、災害時に活用することで避難しやすい環境づくりを図る。	防災対策課	2-6
30	避難先の確保 重	被災者の状況に応じた避難生活環境に対応するため、分散避難先の確保を進める。	防災対策課	2-6
31	避難所における非常用電源の確保 重	避難所への再生可能エネルギー導入事業（環境保全課）において施設の構造上、太陽光パネル・蓄電池の設置が困難だった（見込み含む）39施設について、代替策として、施設構造へ影響が無い可搬型の蓄電池等を配備する。 また、施設の法定耐用年数が短い（10年以下）ことから避難所への再エネ導入事業対象外となっていた公民館12施設にも、同様に蓄電池等を配備する。	防災対策課	4-1、6-1

8 国、県、民間事業者等との連携

No.	事業名	事業概要	担当課等	リスクシナリオ
1	災害時における東京電力パワーグリッド株式会社との連携 重	電気の復旧と道路啓開の迅速化を図るため、東京電力パワーグリッド株式会社と市（道路管理者）で停電復旧作業等に関する協定を締結しており、災害発生時円滑に運用できるよう定期的に訓練を実施する。	土木管理課	3-2、8-2
2	災害時における通信事業者との連携 重	電話線の復旧と道路啓開の迅速化を図るため、東日本電信電話株式会社と市（道路管理者）で通信障害復旧作業等に関する協定を締結しており、災害発生時円滑に運用できるよう定期的に訓練を実施する。	土木管理課	4-1、4-2

9 老朽化対策

No.	事業名	事業概要	担当課等	リスクシナリオ
1	<u>公共施設の計画的保全（コミュニティセンター）</u> 重	利用者の安全と利便性を確保し、建物の長寿命化を図るため、公共施設の改修を行う。	市民総務課	1-1、1-2、7-1
2	<u>公共施設の計画的保全（稲毛区役所）</u> 重	利用者の安全と利便性を確保し、建物の長寿命化を図るため、公共施設の改修を行う。 公共施設の安全を確保するため、吊天井の補強工事を行う。「住宅・建築物安全ストック形成事業」を活用。	区政推進課	1-1、1-2、7-1
3	<u>公共施設の計画的保全（緑区役所）</u> 重	利用者の安全と利便性を確保し、建物の長寿命化を図るため、公共施設の改修を行う。	区政推進課	1-1、1-2、7-1
4	<u>千葉中央コミュニティセンター再整備</u> 重	千葉中央コミュニティセンターの老朽化を解消し活性化を図るため再整備を行う。また、耐震性を確保するため減築大規模改修を実施する。（「地域防災拠点建築物整備緊急促進事業」を活用）	資産経営課	1-1、1-2、7-1
5	<u>道路施設の長寿命化</u> 重	道路利用者の安全・安心を確保するため、個別施設計画に基づき、道路施設の計画的な点検・補修を行う。	土木保全課	1-1、1-2、2-1、2-4、5-1、5-4、5-6、6-4、7-1
6	<u>適切な施設管理（水道施設の更新）</u> 重	持続的に安全・安心な水を提供するため、計画的に浄水場などの施設を更新する。	水道事業事務所	2-1、5-6、6-2

[用語解説]

あ行

- ・アクションプラン (P.4,40)
政策、企画等を実施するための行動計画、具体的な施策
- ・一時滞在施設 (P.20,50,108,154)
災害時に帰宅困難者を一時的に受け入れる施設のこと
- ・延焼遮断帯
(P.10,12,18,20,25,27,28,30,32)
大規模な地震等で市街地の延焼を阻止する、道路、鉄道、河川、公園等と、その沿道等の不燃建築物を組み合わせたもの
- ・屋上壁面緑化 (P.94)
環境改善等のため、建築物の屋上及び壁面を緑化するもの。防災の観点では、火災延焼効果

か行

- ・ガスコージェネレーション (P.19,20,23,29,50,51,55,60)
都市ガスを燃料に発電し、同時に発生する熱を空調等に有効利用するシステム
- ・感震ブレーカー (P.12,32,43,64,78,92,118,119,129,131,132,152,153)
地震の揺れを感知すると自動的にブレーカーを落とす等して電気の供給を遮断し、火災を防止するための装置
- ・帰宅困難者 (P.8,20,39,50,101,108,153,154)
勤務先、外出先等で災害が発生し、電車等の公共交通機関が停止し、帰宅が困難になった者
- ・狭あい道路 (P.10,12,32,34,41,43,64,66,77,84,94,130,139,143)
幅員が4m未満の道路

- ・緊急輸送道路（P.10,18,28,30,34,41,49,59,60,62,66,102,103,121,126,132,144,145）
大規模な地震が起きた場合における避難・救助、物資の供給、諸施設の復旧等広範な応急対策活動を広域的に実施するために指定する道路
- ・業務継続計画（P.23,54）
災害発生時に、利用できる資源（ヒト、モノ、情報等）に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務を特定するとともに、災害時優先業務の業務継続に必要な資源の確保・配分や、業務の執行体制等を定めた計画。BCP

さ行

- ・災害拠点病院（P.20,49,51,55,57,60）
県が指定する災害時の救急医療の拠点となる病院
- ・災害情報共有システム（P.42,44,45,46,47,54,56,70）
被害状況等の災害情報を一元的に管理し、情報の共有化を図るとともに、市民に提供すべき防災情報を多様なメディアに対して一括配信する本市のシステム
- ・災害派遣医療チーム（P.20,51）
医師、看護師、業務調整員（医師・看護師以外の医療職及び事務職員）で構成され、大規模災害や多傷病者が発生した事故などの現場に、急性期（おおむね 48 時間以内）に活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた医療チーム。DMAT
- ・サプライチェーン（supply chain）（P.8,25,26,28,39,40,56,57,60,116,118,122）
製造業において、原材料調達・生産管理・物流・販売までを一つの連続したシステムとして捉えたときの名称
- ・冗長性（P.27）
余分な部分が付加されていること、また、それにより機能の安定化が図られていること。特にコンピューターネットワークで、情報を伝達する際に、情報が必要最小限よりも数多く表現されること。これにより安定的に情報伝達を行うことが可能

- ・ 自立・分散型エネルギー (P.19,20,23,24,26,29,50,51,55,58,60,105,115,118,123)

地域において、コージェネレーション、燃料電池、再生可能エネルギー等を最大限活用し、比較的小規模な発電設備を分散配置し、災害時等に大規模電源等からの供給に困難が生じた場合でも、自立的に一定のエネルギー供給を確保できるエネルギーシステムのこと

た行

- ・ ちばし安全・安心メール (P.12,14,15,16,17,23,24,31,35,38,42,44,45,46,47,54,56,70,91)

防犯・防災情報を一体的に電子メールにより市民に提供するサービス

- ・ 千葉市基本計画・実施計画 (P.1,3,4,5,7,9,40,72,73)

基本計画は、市政運営の中長期的な指針（計画期間は R5 年度～R14 年度）。

実施計画は、3年ごとに策定する、基本計画に基づく具体的な事業を定めた計画

- ・ 千葉市災害時受援計画 (P.19,20,24,26,29)

大規模な災害時における他の地方公共団体や民間企業、ボランティア等からの人的・物的支援の受入れ手順や受入れに係る役割分担を定めた計画

- ・ 千葉市災害時要配慮者支援計画 (P.11,13,14,16,17,25,33,42,44,45,46,48,56,65)

災害時における避難支援の対象者の範囲、自助・共助・公助の役割分担、避難行動要支援者の情報の収集・共有の方法等の要配慮者対策の基本的事項を定めた計画

- ・ DMAT (P.20,51)

災害派遣医療チーム (Disaster Medical Assistance Team)。医師、看護師、業務調整員 (医師・看護師以外の医療職及び事務職員) で構成され、大規模災害や多傷病者が発生した事故などの現場に、急性期 (おおむね 48 時間以内) に活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた医療チーム

- ・ 道路啓開 (P.114,154)

緊急車両等の通行のため、早急に最低限の瓦礫を処理し、簡易な段差修正により救援ルートを開けること

- ・土砂災害警戒区域（P.16,31,35,47,63,67,99,100,127,132,153）

県が調査し指定を行う、土砂災害が発生した場合に、生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域

は行

- ・ハザードマップ（P.10,15,32,46,47,63,67,100,127,132,153）

地震、津波、土砂災害、洪水等の自然災害の被害が予測される区域や、避難場所等の防災情報を記載した地図

- ・BCP（P.25,26,27,35,57,58,68,117,118,132,157）

業務継続計画（Business Continuity Plan）。災害発生時に、利用できる資源（ヒト、モノ、情報等）に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務を特定するとともに、災害時優先業務の業務継続に必要な資源の確保・配分や、業務の執行体制等を定めた計画

- ・避難行動要支援者（P.11,12,13,14,15,16,17,23,24,25,33,38,42,44,45,46,47,48,54,56,65,70,89,95,96,98,100,115,131,147）

高齢者、障害者、乳幼児等の災害時に配慮を要する者（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する者。市では、避難行動要支援者名簿を作成し、名簿情報を市役所内担当課、区役所、消防局、消防団、民生委員等で共有

- ・避難所運営委員会（P.21,22,52,53,88,89,111,112,151,152,154）

事前に避難所となる施設を中心に、地域の町内自治会、自主防災会等が一体となって設置する組織

- ・福祉避難所（P.11,13,14,16,17,25,33,42,44,45,46,48,56,65）

一般の指定避難所での避難生活が困難な要配慮者を受け入れ、適切な支援をしながら保護する目的で市があらかじめ指定する施設

ま行

- ・ミッシングリンク（P.10,12,18,20,25,27,28,30,32）

失われた環。本計画では分断した道路のこと

や行

- ・ユニバーサルデザイン (P.10,12,32)

すべての人のためのデザインを意味し、年齢や障がいの有無などに関わらず、すべての人が利用可能であるようにつくられたデザイン